



# アメリカンホーム医療・損害保険

## ディスクロージャー誌

2017年4月1日～2018年3月31日



「  
2018  
」

## はじめに

このたび、当社の経営方針や事業概況、財務状況等をまとめた「ディスクロージャー誌 2018」を作成いたしました。

本誌が、皆さまに当社をご理解いただくうえでの一助となれば幸いに存じます。

## 会社概要

商号：アメリカンホーム医療・損害保険株式会社

本店所在地：東京都港区虎ノ門四丁目3番20号

資本金：7,862百万円

総資産：138,473百万円

従業員数：520名

(2018年3月31日現在)

1960年に米国の保険会社「アメリカン・ホーム・アシュアランス・カンパニー」の日本支店として日本における損害保険事業免許を取得。

2014年4月1日付けで、日本法人（「アメリカンホーム医療・損害保険株式会社」2013年7月1日設立）に対して、日本支店の保有する保険契約の包括移転および事業譲渡を行うことにより、日本法人として事業を開始。

ホームページアドレス：<http://www.americanhome.co.jp/>

本誌は、保険業法第111条に基づき作成したディスクロージャー資料です。  
決算データは、2018年3月31日現在の数値です。決算データ以外については、別途記載がある場合を除き、2018年6月1日現在の情報です。

## CONTENTS

ごあいさつ	2
<b>アメリカンホーム医療・損害保険について</b>	
●AIGについて	4
●お客さま本位の業務運営方針	12
●人権への取組み	13
●代表的な経営指標	14
<b>お客さまサービスについて</b>	
●リレーションシップセンターでのお客さまサービス	16
●ウェブサイトでのお客さまサービス	17
●保険金のお支払い態勢	18
●「お客さま満足の向上」への取組み	20
●個人情報保護管理態勢	23
<b>商品について</b>	
●主な取扱い商品一覧	28
●ご契約者向けサービス	30
●新商品の開発状況（含む料率改定）	31
●他の保険会社の保険業に係る業務の代理・事務の代行	31
<b>経営について</b>	
●経営管理（ガバナンス）態勢	32
●CSR（企業の社会的責任）に対する考え方と取組み	33
●業務の適正を確保するための体制	33
●リスク管理の態勢	37
●資産の運用	40
●責任準備金の確認についての合理性および妥当性	40
●コンプライアンス（法令等遵守）	40
●人材の育成と活用の取組み	45
<b>コーポレート・データ</b>	
●株主の状況	47
●会計監査人の状況	47
●役員の概況	47
●組織図	50
●会社沿革	51
●オフィス所在地一覧	52
<b>データ編</b>	53

# ごあいさつ

アメリカンホーム医療・損害保険株式会社は、これまで当社をお選びいただいたお客さまへ安心とご満足いただけるサービスを提供し続けてまいります。



代表取締役社長 兼 CEO 北村 浩嘉

日頃より、アメリカンホーム医療・損害保険株式会社へのご愛顧を賜り、心より御礼申し上げます。

当社は、AIGグループ内での事業構成の簡素化を実現するため、2016年4月1日よりすべての保険商品の新規契約の販売活動を終了しております。現在、当社にご契約いただいているお客さまの保険契約の適正な維持管理と保険金のお支払いに特化することに取り組んでおります。

そのような中、ご高齢のお客さま、障がいのあるお客さまへの配慮を行うと共に、「お客さまの声」に真摯に耳を傾け、ご案内書類をよりお客さまにご理解いただきやすい内容にする等、お客さまのご意向に沿った分かりやすい情報の提供に取り組んでいます。また、当社の強みの一つである、保険金のお支払い時やコールセンターでの心のこもった対応を通じて、お客さまにご安心いただけるサービスのご提供に取り組んでいます。

これらの取り組みに引き続き注力し、「お客さま本位の業務運営」に徹し、お客さまにとって最善の利益を追求し、さらなる改善を実現してまいります。

また、これまで当社をお選びいただいたお客さまの信頼にお応えするため、今後も強い財務基盤の維持に努めると共に、健全かつ適正な業務運営の確保を目指して、ガバナンス強化への取組み、リスク管理態勢の充実およびコンプライアンスの徹底に努めてまいります。

今後もAIGグループに蓄積されているノウハウや経験をグループ全体で引き続き活用すると共に、お客さまにより品質の高いサービスのご提供に努めてまいります。

お客さまのこれまでの信頼に応え、これからも「お客さまに選ばれ続ける会社」であることを目指し、社員一丸となって取り組んでまいりますので、今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

2018年7月

## ビジョン

アメリカンホーム・ダイレクトは、お客さまのこれまでの信頼に応え、これからも「お客さまに選ばれ続ける会社」であることを目指します。

1960年の日本における損害保険の事業免許取得以来、永らく米国の保険会社「アメリカン・ホーム・アシユアランス・カンパニー」の日本支店としていた経営形態を、2014年4月1日に日本法人に変更し、「アメリカンホーム医療・損害保険株式会社」となりました。AIGグループの一員として、また日本で初めて傷害保険の通信販売や、リスク細分型自動車保険の販売を開始した通販型損害保険会社のパイオニアとして、お客さまのこれまでの信頼に応え、これからも「お客さまに選ばれ続ける会社」であることを目指します。

「アメリカンホーム・ダイレクト」と「アメリカンホーム保険」はアメリカンホーム医療・損害保険株式会社のブランド名です。

## 行動指針

公共性の高い保険会社の社員として、常に下記の行動を心がけています。

私たちは、「お客さまの満足」を第一に考え、行動します。

私たちは、私たちの会社がいかに価値を上げることができるかを考えます。

私たちは、一人ひとりが希望と働きがいのある環境をつくります。

私たちは、常にリスクを考慮し、適切に業務を遂行します。

私たちは、気遣いを持ってすべての人に誠実に接します。

私たちは、自らの決定に責任を持ち、人間的成長を目指します。

# AIGについて



We are AIG.

当社はAIGグループの一員です。

AIGグループは、世界の保険業界のリーダーであり、80以上の国や地域でお客さまにサービスを提供しています。1919年に創業し、現在では、損害保険、生命保険、退職給付およびその他の金融サービスを幅広く提供しています。AIGグループの商品・サービスを通じた多岐にわたるサポートは、法人および個人のお客さまの資産を守り、リスクマネジメントおよび確かなリタイアメント・セキュリティをお届けします。

持株会社 AIG, Inc.はニューヨークおよび東京の証券取引所に上場しています。

## AIGについて

American International Group, Inc.  
www.aig.com

所在地 / 175 Water Street, New York, NY 10038  
上場証券取引所 / ニューヨーク証券取引所、東京証券取引所  
社長 兼 CEO / ブライアン・デュパロウ  
総社員数 / 約50,000人

## AIGの業績の推移

AIG, Inc. 2017年度アニュアルレポート(2017 Annual Report)より抜粋

	2015年	2016年	2017年
総収入	583億ドル	524億ドル	495億ドル
純利益(損失)	22億ドル	(8億ドル)	(61億ドル)
総資産	4,968億ドル	4,983億ドル	4,983億ドル
株主資本	897億ドル	763億ドル	652億ドル

(米ドルで記載)

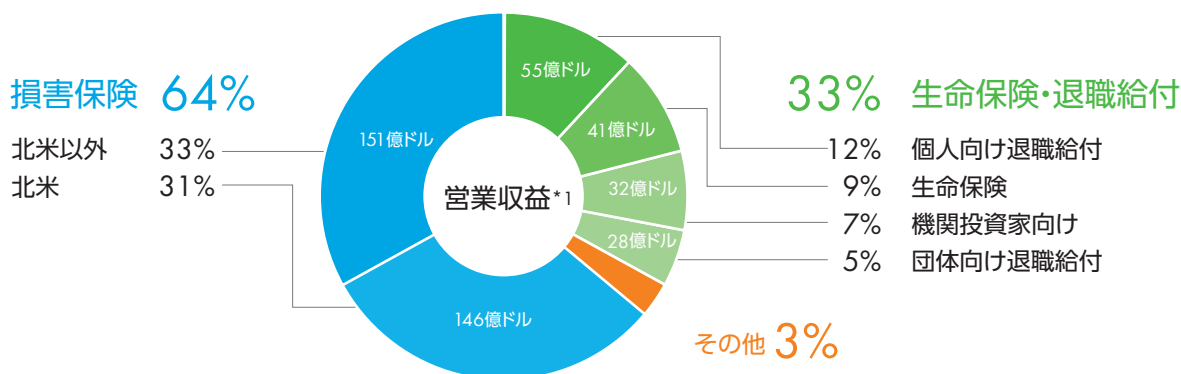
AIGは、Fortune Global 500\*の88%、Forbes 2000\*の83%の企業と取引があります。

\*2017年11月1日現在。Fortune Global 500は、フォーチュン誌が年1回発表する世界の会社の総収益上位500社のランキングです。

Forbes 2000は、フォーブス誌が年1回発表する世界の上市企業を売上高、利益、保有資産、時価総額の4つの要素に基づき上位2,000社をランキングしたものです。

## AIGにおける中核事業の内訳 <sup>\*1</sup>

AIG, Inc. 2017年度アニュアルレポート (2017 Annual Report) より抜粋



\*1: レガシー・ポートフォリオによる44億ドルの収益を除く営業収益を示しています。

## 日本におけるAIGグループ

日本では、AIG損害保険株式会社、アメリカンホーム医療・損害保険株式会社、ジェイアイ傷害火災保険株式会社が保険事業を展開するほか、様々なグループ会社に関連事業を通じて日本のお客さまをサポートしています。AIGジャパン・ホールディングス株式会社は、日本におけるAIGグループの保険持株会社として、AIGの日本事業を統括し、傘下保険会社および子会社の経営管理を行う役割を担います。

### 日本のAIGグループの組織



\*2: ジェイアイ傷害火災保険株式会社は、AIGジャパン・ホールディングス株式会社と株式会社ジェイティービーの合併会社です。(AIGジャパン・ホールディングス株式会社の持分は50%です。)

\*3: ティーペック株式会社におけるAIGグループ会社による持分は合計で63.96%です。(AIGジャパン・ホールディングス株式会社の持分は54.27%です。)

## Corporate Citizenshipおよび社会貢献活動



AIGは、事業を展開する地域社会の発展に寄与するために、保険を提供する企業グループとしての本来の社会的役割に加えて、社会的課題の解決や地域コミュニティの活性化につながる様々な社会貢献プログラムを展開しています。また、グループ社員によるボランティア活動への参画を重視し、会社として展開する社会貢献活動において、社員の参画機会や社員の学習機会をより高めていくことを目指していきます。

### ● 世界自閉症啓発デー・発達障害啓発週間

AIGグループは2013年から自閉症や発達障害への理解を深める活動を社内外で積極的に実施。社内では各地で社内向け啓発セミナーに多くの社員が参加し、社外では全国10ヵ所で100人以上の社員とその家族が啓発活動に参加。



### ● Family Road Safety

親子を対象とした交通安全啓発イベントを開催。「電動カーを使用した交通安全教室」や「交通安全シミュレータ・自転車編」を通して、運転者視点での交通ルールや身近なリスクを知り、日々の交通安全を意識するきっかけに。





## ● MORINO PROJECT

災害からいのちを守る森を作る「鎮守の森のプロジェクト」にグループ社員がボランティア参加。また、防災に対し総合的に取り組んでいる「MORINO PROJECT」では、「いのちを守る地域レジリエンスネットワークの提供」が評価され、国土強靱化の理解を促進し行動を誘発している企業を表彰するジャパンレジリエンスアワード2017の最優秀レジリエンス賞を獲得。

## ● AIU高校生国際交流プログラム(現AIG 高校生外交官プログラム)

1987年から30年以上にわたり日米の高校生の異文化交流とグローバルリーダーの育成に貢献。米国と日本に招待された日米双方の高校生は、様々な貴重な体験をするとともに高校生外交官としての使命を果たす。また、グループ社員がホストファミリーとして協力。

## ● Wear A Sports Shirt Day

世界各地のAIG拠点が参加している“Wear A Sports Shirt Day”に2017年から日本も参加し、東京、大阪、富山、長崎、沖縄の5ヵ所で社員からスポーツウェアを回収。集まった衣料品を、途上国支援を行っているNPO団体を通じて寄付。

## ● AIG キッズニアナイト!

AIGグループは「キッズニア東京」に小児がん等の重い病気と闘う子どもたちとご家族をご招待するスポンサー・デー・イベント「AIGキッズニアナイト!」を開催し、有志社員とその家族がこの活動にボランティアスタッフとして参加。

## ● 各地の活動

障がいのある子どもたちに特別な体験をプレゼントする「グロリアスデイ」(富山)協賛、市民劇「飛べ!琉球島人」(沖縄)のサポート等、地域貢献活動を展開。



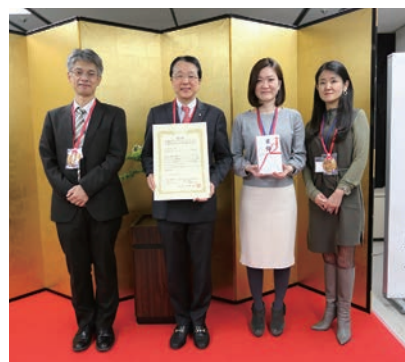
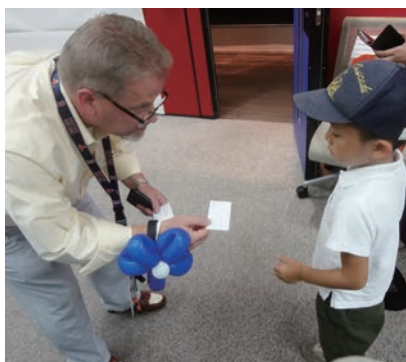
## AIGにおけるダイバーシティ&インクルージョンとは

AIGでは、性別、国籍、性的指向、家族構成、障がいのあるなしなどの違いから生まれる様々な経験を多様性として受け入れ、尊重しながら、最大限に活かす「ダイバーシティ&インクルージョン」の推進に取り組んでいます。

これは、社員一人ひとりが活き活きと働き、家族や友人とともに充実した人生を築くことができる職場の創造に向けた取り組み『Best Place to Work』や、多様な視点からお客さまを深く理解し、まさかを未然に防ぐ支援を提供するAIGジャパンの事業戦略コンセプト『ACTIVE CARE』の実現にもつながっています。

当社は、多様性を尊重するAIGの企業文化に基づき、より安全でより良い未来を創造するための様々な取り組みを行っています。

- 経営陣を中心メンバーとするダイバーシティ&インクルージョン・カウンシルにおいてインクルージョン促進の戦略をたて、施策の実行や取り組みの効果的な運営を推進
- ダイバーシティ&インクルージョンの推進に関する特定のテーマに関心をもつ社員が、コミュニティへの貢献や企業文化の改革等に寄与する活動を自発的に企画・運営する5つの社員グループ（「Working Families」「Women & Allies」「Young Professionals」「LGBT & Allies」「Language and Cultural Exchange」）の活動をERGプログラムとして支援。社員の家族が集うFamily Dayを「Working Families」が企画・実行する等、各グループが特色ある取り組みを主体的に展開
- 違いに拘わらず活躍できる組織として、女性管理職の育成、若手社員教育の拡充、障がい者採用の促進等を積極的に実施
- イクボス企業同盟（NPO法人ファザーリング・ジャパン設立）に加盟、全管理職へセミナーを実施
- LGBTに関して実施してきた様々な取り組みについて、任意団体work with Prideにより選出される「PRIDE指標」の最高位「ゴールド」を獲得（2016年度、2017年度）
- 長崎県が実施している「長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度」の認証を受け、「性別に関係なく活躍できる」「ワーク・ライフ・バランスを大切にす」等の点が高く評価され、AIG損害保険が4つ星、アメリカンホーム保険会社が3つ星を獲得（2017年）
- 世界自閉症啓発デーや発達障がい啓発週間に合わせて、啓発キャンペーンや勉強会を全国にわたって社内外で実施
- グループ会社のサポート業務等を行うAIGハーモニー株式会社（2017年5月設立）では、継続的に障がい者を雇用し活躍の場を拡大
- 障がいについての理解促進活動が評価され、東京ボランティア・市民活動センター主催、「第2回企業ボランティア・アワード」を受賞



## スポンサーシップ

AIGは、世界的に有名なラグビーニュージーランド代表のオールブラックスのスポンサーを務めるなど、多様性の尊重、チームワーク、成長といったAIGの価値観と共通する要素を持つスポーツのサポートや、その他のスポンサーシップを通じて、子どもたちの健全な育成や、より安全な世界の実現に貢献しています。オールブラックスならびにブラックファーンズの選手たちの出演で多様性の尊重を呼びかけたスペシャルムービー「Diversity Is Strength」を日本で制作・公開したほか、ラグビーや野球関連のイベントにおいてもケガの予防をはじめとする安全への意識向上につながる活動を行い、まさかを未然に防ぐサポートを提供する機会の一つとしています。

- AIGとして、ラグビーニュージーランド代表(オールブラックス)のスポンサーを務める
- 公益財団法人日本ラグビーフットボール協会と協働し、グラスルーツパートナーとして日本のラグビー普及活動を支援  
小学生を対象としたタグラグビー\*教室や小学校へのタグラグビーキットの贈呈を実施
- 神戸製鋼コベルコスティーラーズのオフィシャルスポンサーを務める
- MLBカップに特別協賛し、リトルリーグの発展に寄与
- キッザニア東京の消防署パピリオンのオフィシャルスポンサーを務める

\*タグラグビー：タックルのかわりに相手選手が腰に付けた帯状のタグを取る、身体の接触プレーのないラグビーです。  
体の大きさに関係なく、男女が一緒に参加できることなどから、文部科学省の「小学校学習指導要領解説書」に例示され、小学校の体育授業で取り入れられています。



## The Best Place to Work

### 家族や友人と共に充実した人生を築くことができる職場を目指して

当社は、多様性を大切に持続的に成長していく企業になるために、私たち一人ひとりが、自ら考え、提案し、行動する、自律的な働き方に取り組んでいます。少子高齢化の進行や個人の価値観の変化等により、日本社会が激変するなかで持続的に会社が成長するため、「ACTIVE CARE」のコンセプトをベースに、社員が生き活きと働き、家族や友人と共に充実した人生を築くことができる職場の創造に向けた取り組みを、グループ会社一丸となって進めています。



### The Best Place to Workとは

就業人口や就業観等、働く環境の変化を捉え、将来にわたって多様な人材が自律的に活躍できる企業であるために、家族やコミュニティ、キャリアの継続、健康や将来への備え等を幅広く視野に入れた取り組みです。

### 家族やコミュニティとのつながりを大切にしながら生き活きと働くために

- 望んだホームベース(拠点となる地域)で働きながら、長期的なキャリアを築く制度
- 転居を伴う転勤や単身赴任の最少化
- 自ら手を挙げ、組織や職種の垣根なく、キャリアを築く仕組みと文化
- すべての社員へ透明性のある処遇
- レインボープライドや自閉症啓発デー、特別支援学校イベント等へのボランティア参加

### キャリアの継続のために

- 働く時間や場所を柔軟にすることでライフステージに対応できる弾力的な制度
- 育児、介護等の様々なライフイベントへの情報提供
- 男性の育児や介護参加を促進する施策
- フレキシブルに場所を選択できる働き方

### 健康に働き続け、充実した人生を送るために

- 疾病時に必要な治療を受けながら仕事を続けられる環境や制度
- 疾病の早期発見のための啓発
- 受動喫煙を防ぐオフィス
- 老後への備えのための情報提供

## AIGジャパン健康経営宣言

AIGジャパンは、お客さまにとって「最も価値のある保険会社」になるというAIGのビジョンの実現に向け、グローバルで培ったリスクの特定や回避に関する様々な知見を活かし、「ACTIVE CARE(アクティブケア)」のコンセプトの下、お客さまをサポートしています。「まさか」が起こる前にリスクを予防する「ACTIVE CARE」の考え方を通じて、私たちは、より安全で、より健康的な未来の実現を目指します。

真の意味でACTIVE CAREを実現し、お客さまのニーズにお応えするためには、まずAIGそのものが強く、そして健全であり続けること、そしてAIGの社員、さらにはその家族が強く、健康であり続けることが重要であると私たちは考えます。

社員一人ひとりが良い仕事をし、人生を楽しむために十分健康であり、日々いきいきと過ごしていることが、AIGがリスクに強い会社であるために重要な条件です。そのためには、社員一人ひとりが、自身や家族の生活や健康に対して高いリスク意識を持ち、「まさか」の事態が起こらないように自ら努めることが大切だと考えています。

このような信念を実現するため、私たちAIGは誰もが健康でいきいきと働ける職場環境作りを行い、企業価値の向上に努め、社員、会社、労働組合、健康保険組合が一丸となって健康経営を積極的に推進していくことをここに宣言します。

お客さまにとって「最も価値のある保険会社」であり続けるため、私たちはその実現に全力を尽くします。

### 【健康経営優良法人 2018大規模法人部門】に認定されました。

日本におけるAIGグループでは、健康な心身の維持が職場でのパフォーマンス・モチベーションの向上につながると考えています。「The Best Place to Work」の一環として進めている、健保組合との連携やヘルスリテラシーの向上、時間外労働の削減に向けた取組み等を通じて「健康経営優良法人(ホワイト500)」の認定を取得\*しました。

当グループは、今後も社員一人ひとりにとっての真の「The Best Place to Work」を目指し、より良い職場環境作りに努めていきます。

- ヘルスアップセミナー(体力年齢診断、カウンセリング)
- 乳がん早期発見啓発セミナー
- 禁煙外来受診費用支援
- エールラン(スペシャルオリンピックス日本が主催するチャリティ・ランイベント)参加
- スポフェス イン 沖縄 (企業・団体対抗のスポーツイベント)参加

\*今回の認定は、AIGジャパン・ホールディングス株式会社、AIG損害保険株式会社、アメリカンホーム医療・損害保険株式会社、AIGパートナーズ株式会社、AIGビジネス・パートナーズ株式会社の5社となります。



# お客さま本位の業務運営方針

AIGジャパングループでは、お客さまにとって最も価値のある保険会社グループを目指すというビジョン（私たちの目指す姿）を掲げています。

当社は、上記ビジョンを実現するために、より一層お客さまを本位とする保険会社となるべく本方針を制定し、定期的に見直し、取組状況を公表します。

また、お客さまのパートナーとして選ばれることを目指す事業戦略コンセプト「アクティブ・ケア」\*を展開し、グローバルなネットワークを有する保険会社としてお客さまにとって最善の利益を追求するために、お客さまの目線に立った取組みを実施します。

※「アクティブ・ケア」とは

日本におけるAIGグループ固有かつ統一の事業戦略コンセプトです。

「アクティブ・ケア」は、次の3つの要素で構成されています。

- (1) お客さまの目線に立ったシンプルで分かりやすい情報提供
- (2) 万一のときだけでなく、事故や損害を未然に防ぐ支援
- (3) 先進的なテクノロジー、グローバルで蓄積されたノウハウ、そして国内市場に関する深い知見を活かしたイノベーション

## 1 お客さまの声を活かした業務運営

お客さまの声を真摯に受け止め、迅速、的確かつ誠実に対応し、お客さまの安心につながる業務運営と業務品質の改善・向上に活かします。

## 2 お客さまにふさわしい商品・サービスの提供

「アクティブ・ケア」に基づく「お客さまの潜在的ニーズの把握」と「一歩先の心遣い」を追求し、グローバルにおける独自の知見とネットワークを活用しつつ、迅速かつ適切にお客さまの期待とニーズを反映した商品・サービスを提供するよう努めます。

## 3 保険募集における適切な情報提供

ご自身のニーズや意向に最も適した保険商品をお客さまに選択していただけるよう、「アクティブ・ケア」に基づき、金融商品・サービスに関する知識や取引経験、保険のご加入目的等一人ひとりの状況を踏まえ、お客さまのご理解・ご判断に必要な情報を分かりやすく提供します。

また、ご契約内容や各種変更手続きに関するお問い合わせの際も、お客さまのご要望等に適切にかつ迅速に対応します。

## 4 迅速かつ適切な保険金支払い

「アクティブ・ケア」に基づき、テクノロジーの駆使と高い専門性を両立することで、効率的かつ適正に保険金を支払います。

その実現のために、グローバルでの経験とネットワークを活用したサービスを提供し、また事故受付から保険金支払に至る業務プロセス、組織・人材、保険金支払業務拠点、システムの各領域において迅速かつ適切な保険金支払業務を行う態勢を引き続き整備します。

## 5 適切な利益相反管理

お客さまと利益相反が生じる可能性のある取引について、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、適切に把握し管理することに努めます。

## 6 お客さまを本位とする業務運営の浸透

お客さまにとって最も価値のある保険会社となるために、本方針の浸透と定着に向けた取組みを推進し、役職員および代理店・保険募集人がお客さま本位に行動するよう努めます。

# 人権への取り組み

当社は、「お客さまのこれまでの信頼に応え、これからも『お客さまに選ばれ続ける会社』であることを目指します」というビジョンを掲げています。その実現のため、お客さまの立場に立って、お客さまの痛みや心を理解できる人権感覚を常に磨き、人権尊重の精神が企業風土となるように継続的な人権教育を行っています。

## 当社の価値観

当社の「価値観」には人権を根底に「高い倫理観」「互いの尊重」を掲げ、一切の差別を行わないこと、人権感覚が豊かで健全な職場環境の維持を全従業員に求めています。

## 人権推進のための組織

代表取締役社長兼CEO直下の機関として人権啓発推進会議を設置しています。また、人権啓発の推進ならびに人権問題の相談・解決を担う専門部署を設置し、各種研修の実施等を通じて人権啓発活動に努めています。

## 人権標語の募集

人権週間（12月4日～10日）にあわせて、全従業員およびそのご家族から広く人権標語を募集しています。

毎年、人権感覚を自由に表現したすばらしい作品が多く寄せられ、その中から選出された優秀作品を社内表彰し、人権啓発に活用しています。

### 2017年度人権標語表彰作品

- 皆違う だから大事に 認め合い
- 他人ごと？ 置き換えてみよう、自分ごと。
- みんなが持つてる自分の世界 集めて出来る多様性

## 人権教育

当社では「人権尊重の精神と、人権問題を自分の問題としてとらえる意識を涵養し、人権を尊重する企業風土を醸成する」という人権啓発推進基本方針に則り、人権研修を行っています。

研修項目	対象者	実施時期・回数
職場内研修	全従業員	年1回
新任管理職研修	新任管理職	年1回
入社時研修	新入社員 研修社員	年1回
社外研修会	任意	随時

## アンケート調査

当社では、全従業員を対象に「人権に関するアンケート」を実施しています。

回答内容を分析し、寄せられた意見やアイデアを取り入れて、研修や人権啓発に活用しています。

## 人権問題に関する相談窓口の設置

職場の人権問題事象（セクハラ・パワハラ・その他）の未然防止や早期発見および解決を図るため、全従業員を対象に「人権相談ホットライン」を設置しています。

また、社内の相談窓口に加えて、外部専門機関に人権相談窓口業務を委託し、相談しやすい体制を整えています。

# 代表的な経営指標

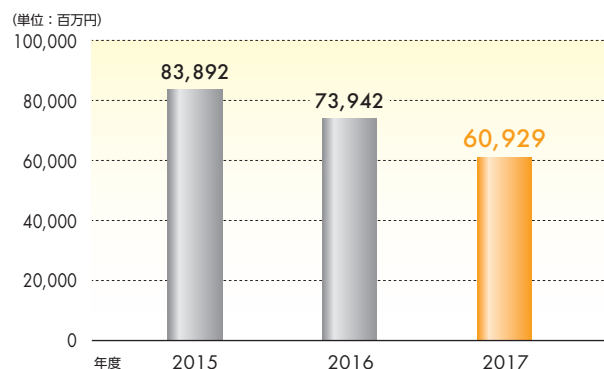
※表示金額の単位未満は切り捨てて記載しています。

## 保険料収入の状況

元受正味保険料 (含む収入積立保険料)

609億円

2017年度の元受正味保険料 (含む収入積立保険料) は、609億円と前年度に比べ17.6%の減収となりました。



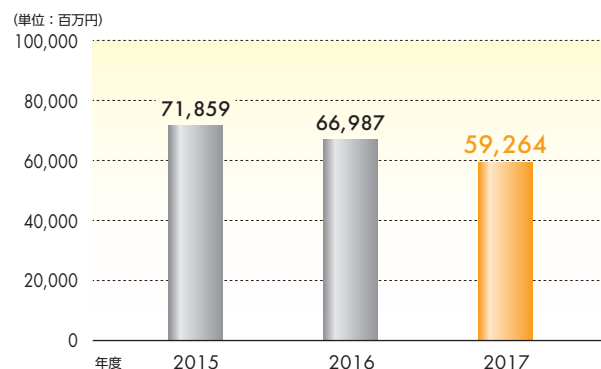
### 元受正味保険料 (含む収入積立保険料)

元受保険料 (お客さまから直接いただいた保険料) から解約返戻金等の返戻金を控除したものをいいます。積立型保険については、将来の満期返戻金に充てられる収入積立保険料を含みます。

正味収入保険料

592億円

2017年度の正味収入保険料は592億円と前年度に比べ11.5%の減収となりました。



### 正味収入保険料

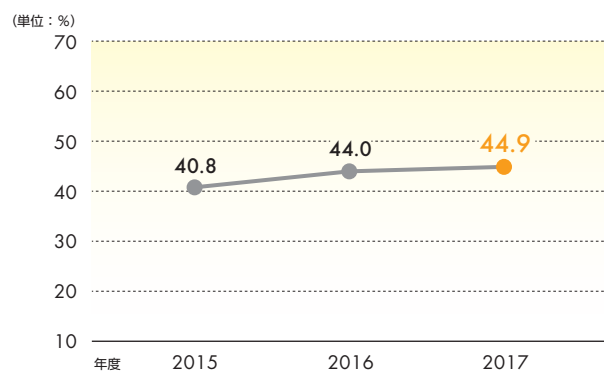
元受正味保険料から収入積立保険料を差し引き、受再正味保険料 (他の保険会社から再保険を受けた際に受け取る保険料) を加え、出再正味保険料 (他の保険会社に再保険を出した際に支払う保険料) を控除したものをいいます。

## 保険事業に係る費用比率の状況

正味損害率

44.9%

2017年度の正味損害率は44.9%と前年度に比べ0.9ポイント上昇しました。



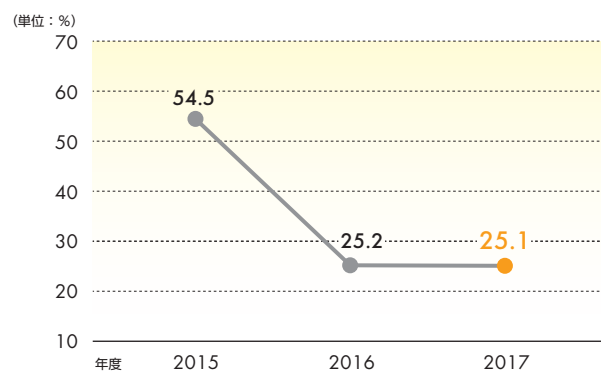
### 正味損害率

正味収入保険料に対する正味支払保険金 (お客さま等にお支払いした保険金) と損害調査費 (当社の損害調査業務に関連する経費) の割合をいいます。

正味事業費率

25.1%

2017年度の正味事業費率は、新規契約の販売活動を終了したことにより正味収入保険料が減少しましたが、システム開発費用や人件費等が削減されたことにより、25.1%と前年度に比べ0.1ポイントの改善となりました。



### 正味事業費率

正味収入保険料に対する諸手数料及び集金費 (損害保険代理店手数料等募集に要した費用) と保険引受に係る営業費及び一般管理費 (当社の運営費用、システム開発費用等) の割合をいいます。

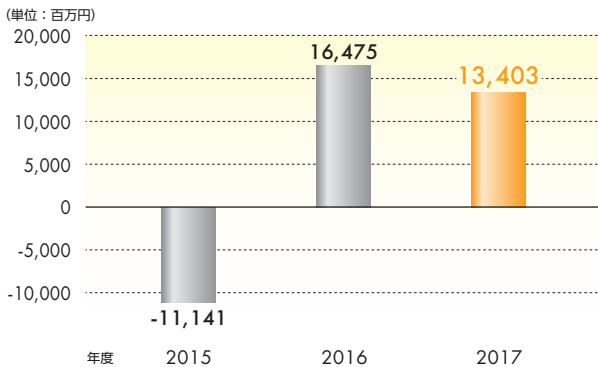


## 損益の状況

### 当期純損益

134億円

2017年度の当期純損益は、営業費および一般管理費が減少し、特別損失は減少、特別利益は増加しましたが、正味収入保険料の減少により134億円となり、前年度に比べ30億円の減少となりました。



#### 当期純損益

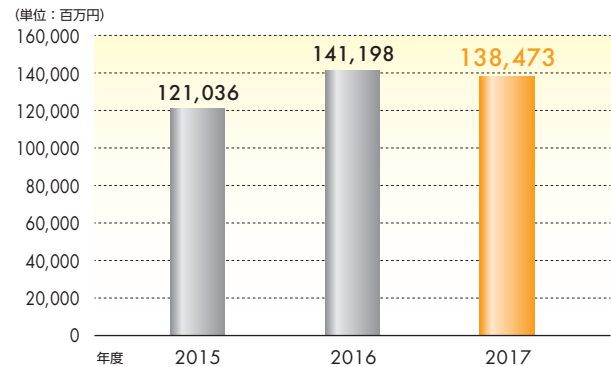
正味収入保険料等の保険引受収益から、正味支払保険金等の保険引受費用と保険引受に係る営業費および一般管理費等を差し引いたものを保険引受損益といい、本業における損益を示します。この保険引受損益に、資産運用損益、法人税及び住民税等を加減したものを当期純損益といい、事業年度に発生したすべての要素を反映した最終損益を示します。

## 総資産の状況

### 総資産

1,384億円

2017年度末の総資産は1,384億円と前年度に比べ27億円減少しました。



#### 総資産

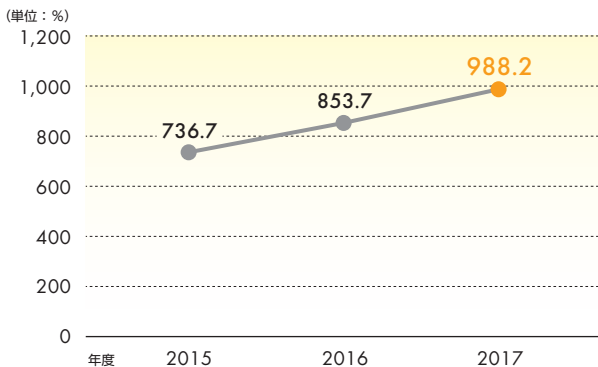
当社が保有する現預金、有価証券等のすべての資産の合計額をいいます。

## 支払余力 (単体ソルベンシー・マージン比率) の状況

### 単体ソルベンシー・マージン比率

988.2%

当期純利益の認識と異常危険準備金の増加により、2017年度末は2016年度末の853.7%と比べ134.5ポイント改善しました。



#### 単体ソルベンシー・マージン比率

巨大災害の発生や保有する資産の大幅な価格下落等、「通常の予測を超える危険」に対して、「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」です。同比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

# お客さまサービスについて

## 誠実なお客さま対応で信頼にお応えします。

お客さま一人ひとりのご要望に、きめ細かくお応えするために  
当社は、親密なコミュニケーションや改善活動を通じて  
より満足度の高いお客さまサービスをご提供してまいります。

### 1 リレーションシップセンターでのお客さまサービス

「お客さまのこれまでの信頼に応え、これからも『お客さまに選ばれ続ける会社』であることを目指します」というビジョンのもと、当社では、直接お客さまの声をお伺いできる電話対応や事務手続きを行っているリレーションシップセンターの業務を重視しています。

リレーションシップセンターでは、TSR (Telephone Service Representative: “会社の代表者”) と当社内で呼ぶお客さま対応スタッフが、お客さまのご要望やお悩み等をお伺いし、お客さまの立場になって考え、じっくりと話し合いを行います。そして、ご契約に関するお手続きが必要になれば、事務手続部署の専門スタッフが、正確で迅速な事務手続きを心がけ、お客さまより

送っていただいた書類は原則当日中にお手続きを行います。これまでご加入いただいたお客さまのご契約を長い将来にわたって確実に守りし、お約束を確実に果たすため、日々、サービスの向上に取り組んでいます。

それぞれの専門知識が豊富なスタッフ・チームが、お客さまのご契約を適切にお守りすることに努め、そのやり取りを通じて「アメリカンホームなら安心できる」、「ずっと保険を任せたい」といった「関係を構築したくなる感情体験」をご提供していきたいと考えています。

これからもお客さま一人ひとりの声に耳を傾け、さらなるサービスの向上を図ってまいります。



リレーションシップセンターの様子

## 2 ウェブサイトでのお客様サービス

当社のウェブサイトでは、事故のご連絡、各種お問い合わせ先のご案内等、お客様のニーズに合わせたコンテンツをご用意しています。

また、お客様にさらに快適にお使いいただくために、お客様の閲覧状況とお客さまの声を参考にしながら、ウェブサイトの各種機能の改善を行っています。

2018年4月に、トップページの改良を行い、シンプルな作りに刷新することで、お客様のご用件にすぐに対応できるようになりました。ご用件のボタンをクリックしていただくだけで確認箇所まで誘導いたします。

また、一つひとつのボタンを大きくし、クリックしやすくなりました。

### 事故のご報告・保険金のご請求

傷害・医療保険、火災・地震その他の保険について、お電話だけでなく、ウェブサイトからの事故・保険金請求の登録も24時間可能です。事故・保険金請求の登録の完了後、当社より詳細確認や今後の事故・保険金請求の対応についてご連絡\*や書類の送付をいたします。

\*当社からのご連絡時間：平日 9:00～17:00



ウェブサイトトップページ

### 3 保険金のお支払い態勢

お客様の万一の事故・おケガやご病気の際に、ご安心とご満足をいただける保険金サービスを提供することは、保険会社のもっとも重要な責務のひとつです。当社では、お客さま志向

の業務運営姿勢を徹底し、お客さまへ誠実な対応で迅速、適切に保険金をお支払いする態勢の整備と強化を継続的に進めています。

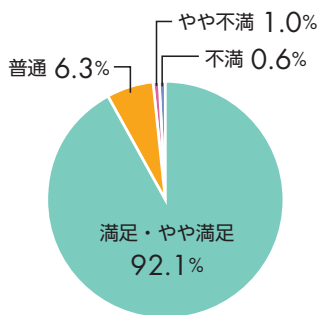
#### ■ 不安な事故・おケガやご病気の際に、ご安心いただけるサービスを提供するための取組み お客さま満足度調査の実施

保険金をお支払いする際にお客さまにアンケートをお送りし、当社の対応に対するお客さま満足度調査を継続的に進めています。アンケートにご回答いただいた内容は、お客さま対応におけるサービスの向上や改善に活用しています。また、毎月お褒めの言葉をいただいたアンケートの中から特に対応が優れていた保険金支払担当者を選考・表彰し、担当者的お客さま対応に対する意欲の向上を図っています。

昨年度のアンケート結果では、92.1%（調査期間：2017年4月～2018年3月）のお客さまから「満足」または「やや満足」の評価をいただきました。

今後もお客さまのご意見をもとに、さらなるサービスの向上につなげてまいります。

2017年度 お客さま満足度調査結果



調査期間：2017年4月～2018年3月  
対象保険商品：全商品  
回答数：51,025件

#### 電話対応品質の向上

保険金支払担当者は、電話対応品質の向上に努めており、お客さまにご満足いただける対応ができるようトレーニングを受けています。

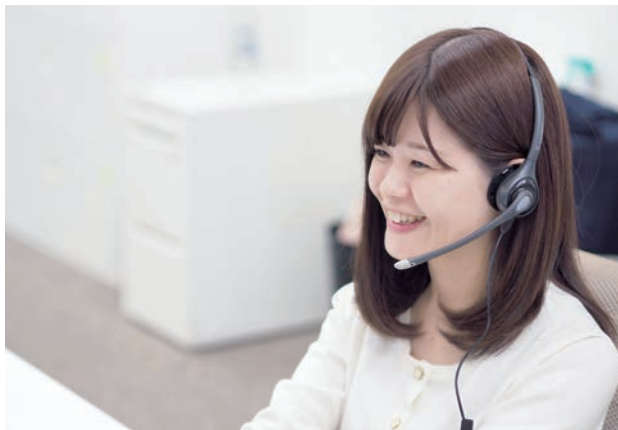
日々のトレーニングの成果として、2010年から公益財団法人日本電信電話ユーザー協会が開催している、企業電話対応コンテスト（ユーザー協会が覆面調査により通常の電話対応を審査するもので、特に「コミュニケーションスキル（要点をおさえて正しく説明しているか、手際のよい対応ができているか等）」を審査）、やコンテストにチャレンジし、当社の電話対応品質は社外からも高い評価をいただいています。

#### お客さまにより身近に感じていただくために

おケガやご病気等の困難を抱えて保険金のご請求をいただくお客さまに担当者をより身近に感じていただくため、傷害・医療保険では保険金請求書類に草花の香りつきメッセージカードを添えてお送りしています。お客さまからは「『真心をこめて・・・』というお手紙がとってもうれしかった」といったお言葉をいただいています。



メッセージカード



保険金サービスセンターの様子

## ■ 確実な保険金のお支払いを実現するための体制

### 保険金支払審査会による検証

すべての商品の保険金請求事案で、保険金支払いを担当する保険金サービス部門が保険金支払事由に該当しないと判断した事案\*については、保険金サービス部門だけではなく、商品部やコンプライアンス統括部のメンバーで構成される保険金支払審査会を定期的開催し、その判断の妥当性を検証しています。

※ただし、一定の事由に基づく場合を除きます。

### 保険金支払再審査会制度

保険金支払いに関わる当社の判断についてお客さまにご了解いただけない場合、お客さまのご要請により保険金支払再審査会による再審査を行う制度を設けています。保険金支払再審査会は、保険金のお支払いを担当する保険金サービス部門以外の部署が毎月主催し、外部専門家（医師・弁護士等）による客観的な審査を行っています。

## ■ 丁寧・迅速・高品質な保険金のお支払い対応

### 24時間365日保険金請求受付

休日や夜間でもすぐにご連絡いただけるように、保険金請求の受付は24時間365日体制の通話料無料ダイヤルを保険商品ご

### 災害時における保険金支払体制

災害時であっても保険金支払業務を継続することを最重要課題のひとつであると考え、2012年1月より、本社機能のある東京のほか、沖縄、大阪等に業務を分散する取組みを行っており、2014年には新たに長崎に拠点を設立しました。また、BCP（事業継続計画）をより強化するため、お客さまからお送りいただいた保険金請求書類等をすべて電子データ化し、ペーパーレスの保険金支払業務を全商品に展開しています。

これにより、大規模災害発生時でも全国の各拠点から電子化された保険金請求書類を参照し、保険金支払業務を滞りなく継続することが可能となり、お客さまにさらにご安心いただける環境となりました。

とにご用意しています。さらに、当社ウェブサイトからも受付が可能です。

## 傷害・医療保険の保険金お支払いサービス

### ● 迅速な保険金のお支払い

保険金のご請求に必要な書類が到着してから、最短で翌営業日にお客さまのご指定する口座へお支払いします。保険金のお支払いに時間がかかる場合は、お客さまにその旨をご案内し、できる限り速やかなお支払いに努めています。

### ● お送りいただく書類の簡素化

多くのお客さまのご要望にお応えするため、必要書類の簡素化に取り組んでいます。また、お客さまのおケガ・ご病気の際のご負担を軽減し、少しでも早くご安心いただけるよう、必要書類の見直しを行っています。

### ● 分かりやすい保険金請求手続きの書類

お客さまにご記入いただきたい項目を一目で分かるように作成し、記入例等のご説明を添えてご案内しています。さらに、なるべく多くのお客さまへ分かりやすい書類となるように、ご請求に必要な書類の一部でカラーユニバーサルデザインの認定を取得しています。

### ● 女性専用医療保険担当者の設置

女性のお客さまが保険金の請求をされる際、「男性担当者

には話しにくい」といったお声をいただいたことから、女性に多いご病気により保険金請求をされる際、ご希望に応じて女性担当者が対応できる態勢を整えています。どんなことでもお気軽にご相談いただき、保険金請求時の気持ちのご負担を軽減したいという想いから始めたサービスです。

※対象：病気が保険金のお支払いの対象となる保険（疾病・介護を直接の支払事由とする第三分野商品）に限ります。

### ● 査定支援システム導入による保険金支払いの迅速化

医療保険と傷害保険の一部において、お客さまから当社にお送りいただいた診断書の記載内容をデータ化し、保険金支払情報の正確な把握を行っています。また、医療保険の一部の商品では、データ化した診断書の記載内容、契約情報等を照合し、お支払いする保険金を自動で算出するシステムを導入しています。このシステムにより、より迅速な保険金のお支払いが可能となっています。



## 傷害・医療保険金のお支払いまでの一般的な流れ

### おケガ・ご病気の 連絡・受付

保険金請求受付センターへおケガ・ご病気の発生状況等をご連絡ください。入院中等の理由でお客さまご本人からのご連絡が難しい場合は、ご家族や代理の方から保険金請求受付センターへご相談ください。当社ウェブサイトからも受付が可能です。

### 保険金請求書類 のご案内



お客さまからおケガ・ご病気のご連絡を受けた後、保険金請求に必要な書類をお送りします。保険金のお支払いまでの流れや各種サービスの内容、保険金請求手続き方法等についてご不明点があった場合、保険金サービスセンターの担当者が丁寧にご説明します。

### 保険金請求書類の確認



お客さまからご提出いただいた保険金請求書類の内容を確認します。書類の内容によっては、関係機関に確認させていただくことがあります。

#### ・ご請求漏れの有無の確認

保険金のご請求漏れがないかを確認します。

#### ・治療途中での保険金請求の対応・受付

万一、治療が長引いた場合、治療の途中でも保険金のご請求が可能です。

#### ・保険金請求手続きの途中経過のご報告

お客さまにご安心いただけるように、進捗状況をお客さまのご要望に合わせてご報告します。

### 保険金お支払額確定



適切かつ迅速な保険金支払いを行えるよう、保険商品別の専門チームがご請求いただいた事案を審査し、お支払いする保険金の額を決定します。また、保険金支払内容の妥当性・適切性の検証を専門に行うチームが保険金支払内容のチェックを行っています。

### 保険金お支払額のご案内

支払い手続き完了後、お客さまに「お支払いのご案内」を书面でお送りします。

## 4 「お客さま満足の向上」への取組み

当社では、「お客さまのこれまでの信頼に応え、これから『お客さまに選ばれ続ける会社』である」ことを目指すというビジョンのもと、お客さまからお寄せいただいたご意見、ご要望、ご不満等の「お客さまの声」を真摯に受け止め、改善に活かすために様々な取組みを行っています。苦情の件数、内容等の情報、およびお客さまの声を基にした業務運営や商品・サービス等の改善事例については、当社ウェブサイトで定期的にご紹介しています。

2017年度は、これらの取組みによるお客さまサービスの向上や社内におけるサービス・ホスピタリティ文化の醸成が評価され、公益社団法人 企業情報化協会が主催する「第4回 サービス

ス・ホスピタリティ・アワード」において「奨励賞」を受賞しました。今後も引き続き、お客さま本位の業務運営に徹し「お客さま満足の向上」に取り組んでまいります。



## ■ お客さまの声基本方針

### 【基本理念】

当社は、お客さまからいただいた苦情（不満足の表明）やご意見・ご要望を「お客さまの声」として真摯に受け止め、商品・サービスや業務の品質改善に積極的に活かし、お客さまの信頼を得て「お客さまに選ばれ続ける会社」になることを目指します。

### 【対応指針】

- (1) お客さまの声は、最優先の課題と位置づけ、迅速・適切・誠実に対応します。
- (2) お客さまの声を常に貴重な忠告・助言であると認識しながら傾聴し、積極的にお客さまの声の収集に努めます。

- (3) お客様の声には、関連する法令等を遵守し、公正、公平に対応します。
- (4) お客様の声に関する情報は、積極的に公開します。
- (5) お客様の声を経営に反映させ、商品・サービスや業務の品質改善を図ります。

### 【基本行動】

- (1) 私たちはお客様の声に、最優先で取り組みます。
- (2) 私たちはお客様の声を、感謝の気持ちをもって、真摯に

受け止めます。

- (3) 私たちはお客様の声に対して、定められた対応手順に則り、公正、公平に対応します。
- (4) 私たちはお客様の声に関する情報を、ホームページ等を通じて、積極的に公開します。
- (5) 私たちはお客様の声を経営に反映させ、商品、サービスや業務の改善に活かすことで、「お客様に選ばれ続ける会社」になることを目指します。

## ■ 当社とお客さまとのコミュニケーション

当社は、テレビ、新聞広告、電話、インターネット等を通じて、ダイレクトマーケティング（通信販売）を主な手法として、保険を提供してきたのが最大の特徴です。お客様のご契約内容に関するお問い合わせや各種変更手続きをはじめ、保険金お支払いの際のサポートは、当社のリレーションシップセンターや保険金サービスセンターの担当者により、主にお電話や郵便等

を通じて直接行われています。また、当社ウェブサイトからもサポートさせていただいています。当社では、お客さまとの直接的なコミュニケーションの機会を大切にし、お客さまからのご要望やご意見を商品やサービスの改善に活用できるよう引き続き取り組んでまいります。

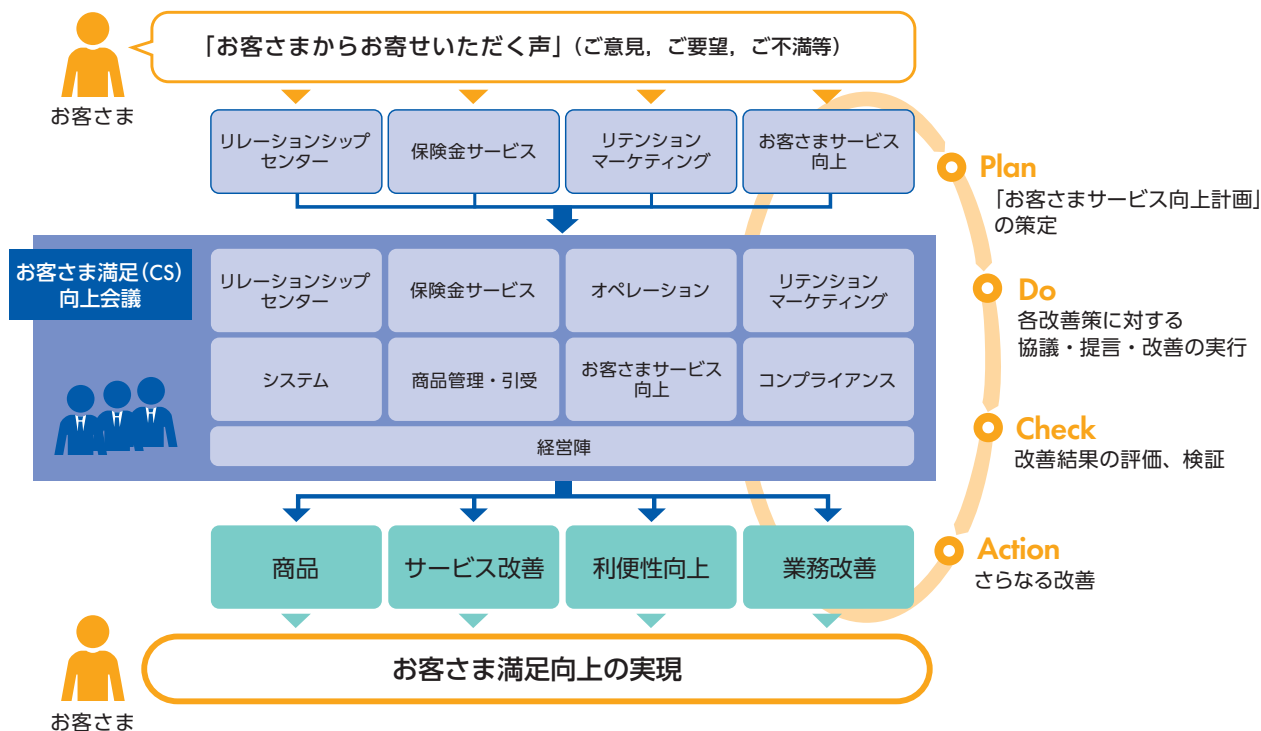
### お客さまからお寄せいただいた声に対応する体制

当社では、保険契約の維持・管理、保険金のお支払い等を通じてお客さまから直接各担当部署へ、または、お客さま対応の窓口となるリレーションシップセンターへ様々な声をいただきます。

いただいた声に基づき、お客さまサービスの向上や業務改善を推進する組織として「お客さま満足（CS）向上会議」を運営

しています。

「お客さま満足（CS）向上会議」は「お客様の声」を受け付ける部署だけでなく、商品や事務企画・システム開発を担当する部署等を含む全社横断的なメンバーで構成され、PDCAサイクルに基づきお客さまサービスの向上および継続的な業務改善に努めています。



## 「お客さまの声」をお聴きする取組み

お客さまから直接ご意見、ご要望、ご不満等を承る、ご相談窓口を設置しています。

### お客さま相談室

お客さまからのご意見、ご要望、  
ご不満等を承る窓口

TEL. 0120-353-031

9:00~17:00 (土日・祝・年末年始を除く)

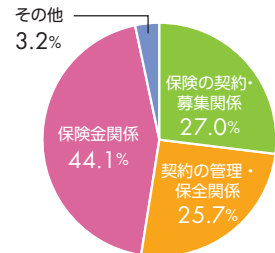
お客さまの保険金請求に関するご相談窓口

TEL. 0120-735-089

9:00~17:00 (土日・祝・年末年始を除く)

## お客さまからお寄せいただいた声を把握する取組み

2017年4月から2018年3月までの間に当社にお寄せいただいたお客さまの声（ご意見、ご要望、ご不満等）の総数は7,776件（前年度比48.9%）となりました。これは、2016年4月以降の新規販売終了および2017年12月以降の自動車保険取り扱い終了に伴い保有契約数が減少したこと、また前年度に多く寄せられた自動車保険の取り扱い終了に対する反響が収束したことによるものです。



(集計：2017年4月～2018年3月)

## ■ お客さまからお寄せいただいた声を最大限に活かすための活動

### お客さま満足向上のための具体的な取組みと改善例

お客さま満足向上のために、「お客さま満足（CS）向上会議」において把握した「お客さまの声」の分析結果を踏まえた改善

事例、そのほか、各部門ごとに取り組んだ改善事例をご紹介します。今後とも、引き続き改善に取り組んでまいります。

#### お客さまのご意見・ご要望

コンビニエンスストア用の振込用紙が届いたが、支払い方法がわからない。

**改善しました** 振込用紙をお送りする際、お支払い方法のご案内を同封することにしました。

保険料の振替ができなかったお客さまへ、保険料の振込用紙をお送りしておりますが、その内容が分かりにくい  
ため、期日までにお振込みいただけず、契約が失効となってしまうケースが発生していました。このようなケース  
を減らすため、イラスト等を使ってお支払い方法を分かりやすく説明したご案内を同封することにしました。（ご契約  
内容により対象とならない場合がございます。）

改善年月：2017年4月

#### お客さまのご意見・ご要望

通院費の請求を促すハガキが届いたが、文面が堅苦しくて難しく、なかなか文面の内容が理解できなかった。「通  
院がない場合には破棄してください。」など簡単な言葉にしてはどうか？

**改善しました** デザインやレイアウトを分かりやすく変更しました。

文字の大きさやフォント、レイアウトを一新しました。ご案内内容を明確に記載し、お電話でお問い合わせいた  
だく際に必要な情報を、分かりやすく掲載しました。（一部の商品のみ対象となります。）

改善年月：2017年8月

#### お客さまのご意見・ご要望

継続のご案内ハガキの下部に記載されている補償重複に関する説明の文字が小さい。また、支払いが減額される  
のではないかと不安になった。補償の重複について、分かりやすく記載してほしい。

**改善しました** デザインやレイアウトを分かりやすく変更しました。

「継続のご案内」と「補償の重複に関するご注意」を分けて掲載しました。文字の大きさや使用するフォントで  
読みやすさを工夫するだけでなく、「補償が重複する場合」、「補償が重複しない場合」について、図・イラストを用い  
て分かりやすく掲載しました。

改善年月：2017年10月



**お客さまのご意見・ご要望**

保険金請求時の「診断書」の手配について、病院での取得に時間がかかり、保険金請求手続きが遅れてしまう。また、病院まで遠く、取りに行くのが手間なため、省略してほしい。

**改善しました 入院保険金請求の際に、「診断書」のご提出を省略できる条件を緩和しました。**

「診断書」の代わりに、「退院証明書」または「入院申告書および入院治療費の領収書」のご提出にてお手続き可能となるように条件を緩和しました。(医療保険のみ) 改善年月：2017年12月

**■ 社外のお客さま相談窓口（中立・公正な立場で問題を解決する損害保険業界関連の紛争解決機関）****一般社団法人保険オンブズマン**

当社は、法律に定められた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンブズマンと手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、解決の申立てを行うことができます。詳しくは下記ホームページをご覧ください。

同機関のホームページ (<http://www.hoken-ombs.or.jp/>)

**一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構**

自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）の支払いをめぐる紛争の、公正かつ的確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に関わる専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険（自賠責共済）の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取り扱うのは、あくまで自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）の支払いをめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。詳しくは下記ホームページをご覧ください。

同機構のホームページ (<http://www.jibai-adr.or.jp/>)

**5 個人情報保護管理態勢**

当社では、個人情報の保護を図り、個人情報を適正に取り扱うために、個人情報保護管理態勢の整備・強化に継続的に取り組んでいます。

**個人情報保護宣言**

当社の個人情報保護の考え方や方針に関する宣言として「プライバシーポリシー」を公表しています。（次頁をご参照ください。）さらに、「プライバシーポリシー」に定めた内容を実践し、お預かりした大切なお客さまの個人情報をはじめとしたすべての個人情報の保護を図るため、個人情報の適正な管理および業務への利用等に係る事項を社内規程に定め、個人情報の適正な取扱いに努めています。

**個人情報保護の推進体制**

当社では、個人情報の保護に関する法律をはじめ、個人情報保護委員会の「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」および金融庁の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守しています。また、個人情報の保護および安全管理措置の推進を図るため、コンプライアンス委員会が個人情報保護管理を管轄すると共に、個人情報保護管理責任者を個人情報保護管理に関わる総責任者とし、コンプライアンス統括部が中心になって、個人情報保護管理態勢のさらなる整備・強化に取り組んでいます。

**取引先における個人情報の保護**

当社では、個人情報の取扱いを含む業務を当社外に委託する場合の個人情報の保護を確実にするため、外部取引先の選定・評価および管理に関する当社独自のルールを定めています。さらに、取引先における個人情報の安全管理措置の実施状況を定期的に確認しています。

## ■ プライバシーポリシー

当社は、業務上お取り扱いさせていただくお客さまの個人情報を保護することをお約束いたします。個人情報保護の重要性に鑑み、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」その他の関連法令等を遵守して、個人情報を適正に取り扱うと共に、安全管理について適切な措置を講じます。また、業務上必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により個人情報を取得します。

本プライバシーポリシーは、当社のウェブサイトおよびその他の方法（例えば、保険契約の申込書・保険金請求書・取引書類、電話、電子メール等）により取得した個人情報を当社がどのように取り扱うかを記載したものです。

- ※特定個人情報とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいいます。
- ※特定個人情報以外の個人情報のお取り扱いについては、下記「I. 個人情報の取扱いについて」をご覧ください。
- ※特定個人情報のお取り扱いについては、下記「II. 特定個人情報の取扱いについて」をご覧ください。

### I. 個人情報の取扱いについて

#### 1. 個人情報に関するお問い合わせ窓口

当社による個人情報および匿名加工情報の利用に関する質問については以下までお問い合わせください。

アメリカンホーム医療・損害保険株式会社  
個人情報お問い合わせ窓口  
〒930-0856  
富山県富山市牛島新町5-5 タワートリプルワン18階  
電話：076-403-2430  
受付時間：9：00～18：00（土・日・祝日・年末年始を除きます。）

なお、ご契約内容、事故、保険金・給付金のご請求については、保険証券に記載の連絡先にご照会ください。ご本人であることを確認させていただいたうえで対応させていただきます。

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人外国損害保険協会の対象事業者です。

ホームページアドレス：<http://www.fnlia.gr.jp/>

また、対象事業者の個人情報および匿名加工情報の取扱いに関する苦情・相談を以下にて受け付けています。

一般社団法人保険オムズマン  
電話：03-5425-7963  
受付時間：9：00～17：00（但し、12：00～13：00を除きます）  
土・日・祝日・年末年始を除きます。

ホームページアドレス：<http://www.hoken-ombs.or.jp/>

#### 2. 当社が取得する個人情報

当社は、保険契約の締結、維持管理、商品のご案内ならびに諸サービスの提供に必要な以下の個人情報を取得しています。なお、当社では、お電話やメール等の通信手段によりご提供された情報（音声を含む）を録音あるいは保存させていただく場合があります。

- ・ 次の一般的な情報および連絡先  
お客さまの氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、既婚・未婚の別、ご家族の状況、生年月日
- ・ 財務情報および口座詳細  
クレジットカード情報、銀行口座番号および口座詳細  
適切な補償の提供のためにご収入の状況をお尋ねすることがあります。
- ・ 病状および健康状態  
保険契約の締結・維持管理のため、現在および過去の心身の状態・病状、健康状態、傷害・障害に関する情報、医療措置、個人的な習慣（例えば、喫煙・飲酒）、処方箋に関する情報および病歴等
- ・ マネーロンダリング調査のための情報  
この目的で、例えば、保険契約者との保険契約に関する情報や、保険金請求者とのご請求に関する情報等を取得します。

- ・ 商品およびサービスをご提供するための情報  
保険の目的物の所在地および特定（例えば、物件の住所、車両のナンバープレートまたは登録番号標）、保険の対象とする個人の年齢区分、ご家族の状況、保険証券・請求番号、保険対象・危険性の詳細、損害の原因、事故歴または損害歴、ならびに加入している他の保険、その他ご契約を希望される保険のお引受け、ご継続・維持管理や、保険金・給付金等のお支払いに必要な情報（カメラ画像等を含みます。）
- ・ 各種市場調査やアンケートにご協力いただいた場合のお客さまの回答内容

お客さまから当社に寄せられたご要望や嗜好、キャンペーンもしくは商品抽選その他の販売促進活動への参加または任意の顧客満足度調査を含む各種市場調査への回答をお願いする場合がございます。

- ・ 電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報

### 3. 当社の個人情報利用方法（利用目的）

- (1) 当社はこれら個人情報を次の目的のために利用します。各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理および保険金・給付金等のお支払い  
例えば次のようなことを行います。
  - ・ ご本人確認
  - ・ 当社の保険業務の一環としてのご本人その他の方々との連絡
  - ・ 当社の保険約款、当社のウェブサイトその他経営情報の変更に関する重要な情報のお客さまへの送付
  - ・ 保険契約をお引受けするか否かの決定、ご請求内容の確認、処理、和解、および請求に関する紛争の管理等
  - ・ お客さまの保険金・給付金等の請求権の確認、および保険料その他のお支払の事務手続き
- (2) 関連会社・提携会社が提供するものを含む各種商品やサービスのご案内・提供、それに関するご契約の維持管理  
例えば次のようなことを行います。
  - ・ お客さまの嗜好に基づくマーケティング情報（第三者たる特定取引先により提供された他の商品・サービスに関する情報を含みます。）のご提供
  - ・ お客さまそれぞれに合わせた情報および広告の提示による、当社のウェブサイト上の画面表示変更
  - ・ 保険・支援サービスのご提供
- (3) 当社業務に関する情報提供および運営管理、商品・サービスの充実  
例えば次のようなことを行います。
  - ・ 当社問い合わせ先宛の電話の録音やモニタリングによる、品質やセキュリティの向上およびトレーニングの実施
  - ・ 満足度調査を含む各種市場調査および分析の実施
  - ・ 当社インフラ・業務運営の管理、社内方針・手続の

遵守（監査・財務・経理、請求・集金、ITシステム、データやウェブサイトの掲載、事業の継続を含みます）および記録・文書・印刷の管理  
 ・苦情の解決およびデータのアクセスや訂正に関するご請求の取扱い

#### (4) 保険に関連・付随する業務の実施

例えば次のようなことを行います。

- ・他の事業者から個人情報の取扱いの全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務
- ・詐欺・マネーロンダリングを含む犯罪の防止、摘発および調査ならびにその他の商業上のリスクの分析・管理  
 （お客さまの居住国外の法令を含む）適用ある法令・規制（マネーロンダリングやテロの禁止に関する法令・規制等）に基づく義務の遵守、法的手続の遵守および（お客さまの居住国外の公共機関・政府機関を含む）公共機関・政府機関からの要請への対応
- ・当社が有する債権の回収
- ・外国にある事業者を含む事業者との間の再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- ・お客さまとのお取り引きおよび当社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務
- ・その他上記に付随する業務

### 4. 個人情報の第三者への提供および第三者からの取得

- (1) 当社は、次の場合を除いて、ご本人の個人情報を第三者に提供することはありません。
  - ①ご本人が同意されている場合
  - ②利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外側（これには当社代理店や外国にある事業者を含む情報ベンダーが含まれます）へ委託する場合
  - ③再保険（再々保険以降の出再を含みます）の手続をする場合
  - ④ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する情報制度に登録する等、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
  - ⑤その他法令等に根拠がある場合
- (2) 当社は、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には当該提供に関する事項（いつ、どのような提供先に、どのような個人データを提供したか等）について記録し、個人データを第三者から取得する場合には当該取得に関する事項（いつ、どのような提供元から、どのような個人データを取得したか、提供元の第三者がどのように当該データを取得したか等）について確認・記録します。

### 5. 個人データの共同利用

次の場合、当社は個人データを共同利用することがあります。

- (1) 損害保険業界  
 当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ（<http://www.sonpo.or.jp/>）をご覧ください。  
 また、自賠責保険における適正な支払のために、損害保険料率算出機構との間で個人データを共同利用します。詳細につきましては、損害保険料率算出機構のホームページ（<http://www.giroj.or.jp/>）をご覧ください。
- (2) 代理店等情報確認業務  
 当社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の職員採用等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用します。また、損害保険代理店の委託等のために、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合

格者等の情報に係る個人データを共同利用します。詳細につきましては一般社団法人日本損害保険協会のホームページ（<http://www.sonpo.or.jp/>）をご覧ください。

#### (3) 国土交通省への個人データ提供

当社は、原動機付自転車および軽二輪自動車の自賠責の無保険車発生防止を目的として、国土交通省が自賠責保険契約期間を満了していると思われる上記車種のご契約者に対し契約の締結確認のはがきを出状するため、上記車種の自賠責保険契約に関する個人情報を国土交通省へ提供し、同省を管理責任者として同省との間で共同利用します。詳細につきましては、国土交通省のホームページ（<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/04relief/index.html>）をご覧ください。

#### (4) グループ会社

当社では、お客さまの個人情報をAIGグループ会社との間で共同利用する場合があります。この場合においても、それぞれの会社がお客さまの個人データを、責任をもって管理いたします。

##### ①日本におけるAIGグループ会社

当社は日本におけるAIGグループ会社との間で個人データを共同利用する場合があります。

[共同利用する個人データ]

氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約の内容、事故状況および保険金支払い状況等の内容  
 [共同利用の目的]

(a) 上記グループ会社からの商品やサービスのご案内・提供

(b) ご契約の維持管理

(c) 商品・サービスの充実

(d) その他各社の事業に関連・付随する業務

[共同利用する者の範囲]

・日本におけるAIGグループ会社

次のURLに記載のとおりです

<http://www-154.aig.com/about-us/aig-companies-in-japan>

[共同利用する個人データの管理責任者]

アメリカンホーム医療・損害保険株式会社

##### ②AIGグループ会社

AIGグループでは、AIGグループの経営管理・内部統制を目的として、下記の範囲内で必要な場合に限り個人データを共同利用する場合があります。

[共同利用する個人データ]

氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約の内容、事故状況および保険金支払い状況等の内容  
 [共同利用の目的]

AIGグループの適正な経営管理、コンプライアンス・リスク管理・内部監査等の内部統制、その他の内部管理

[共同利用する者の範囲]

AIG, Inc.および同社の公開財務諸表に記載された連結対象子会社\*

(\*連結子会社：米国証券取引委員会のウェブサイトから入手できるForm 10-Kの付属書類21 (<https://www.sec.gov/Archives/edgar/data/5272/00000527218000022/exhibit21.htm>) をご覧ください)

[共同利用する個人データの管理責任者]

アメリカンホーム医療・損害保険株式会社

[AIGグループについて]

AIGグループは、世界の保険業界のリーダーであり、80以上の国や地域でお客さまにサービスを提供しています。1919年に創業し、現在では、損害保険、生命保険、退職給付およびその他の金融サービスを幅広く提供しています。AIGグループの商品・サービス

を通じた多岐にわたるサポートは、法人および個人のお客さまの資産を守り、リスクマネジメントおよび確かなリタイアメント・セキュリティをお届けします。持株会社AIG, Inc.はニューヨークおよび東京の各証券取引所に上場しています。  
詳細は、ウェブサイトwww.AIG.comをご覧ください。

## 6. センシティブ情報のお取扱い

当社は、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」その他の関連法令等に定める要配慮個人情報を含むセンシティブ情報（以下、「センシティブ情報」といいます。）を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

- (1) 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (2) 相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (3) 法令に基づく場合
- (4) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- (5) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

## 7. セキュリティ

当社は、ご本人の個人情報を正確、最新のものにしよう適切な処置を講じています。また、法令に基づく組織的、技術的、物理的、人的な各安全管理措置を実施いたします。

## 8. その他の重要な情報

- (1) 当社が取り扱う個人情報が、利用目的に照らして信頼できるものであるよう、また、本プライバシーポリシーに記載された目的を実施するため必要な範囲において正確かつ完全であるよう、確実を期すため合理的な措置を講じます。また、法令による規定・許可により期間延長がなされる場合を除き、本プライバシーポリシーに概要を記載した目的を達成するため必要な期間、個人情報を保持します。
- (2) 当社が業務委託契約に基づき業務受託者に個人情報を提供する場合は、かかる業務受託者を慎重に選定するものとし、また、選定された業務受託者においては、個人情報の秘密および安全を保護するため適切な措置を講じさせるものとし、当社に代わり個人情報を取り扱う業務受託者は、厳重なセキュリティ基準を適用することが求められます。万一、個人情報に関する事故が発生した場合には、当社は迅速かつ適切に対応いたします。
- (3) 当社業務のグローバルな性格上、上記の目的のため外国に個人情報を送る場合があります。また、当社のグループ会社、業務受託者、取引先および政府・公共機関に対し、海外へ情報を送る場合もあります。
- (4) 当社は、外国（個人の権利利益を保護するうえで我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除きます。）にある第三者（個人データの取扱いにつき個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する態勢を整備している者を除きます。）に個人データを提供する場合には、個人情報保護法第23条第1項各号に掲げる場合を除き、ご本人からこれを認める同意またはこのプライバシーポリシーの関連する条項に従ってこれを提供することを認める同意を取得します。このプライバシーポリシーで想定している当社による外国にある第三者への個人データの提供には、以下のものがあります。

- ・外国にある再保険会社に対する出再に際して個人データが提供される場合
- ・外国にある委託先に対する業務委託に際して個人データが提供される場合
- ・外国にあるAIGグループ各社と個人データを共同利用する場合

- (5) 損害調査など、個人を特定する目的以外の目的でカメラ画像を利用する場合、当社は、関連するガイドライン等に従い、適切にデータを取扱います。

## 9. 個人情報取扱いに関する継続的改善

当社は、個人情報の取扱いに関して定期的に見直し、一層の個人情報保護のために継続的改善に取り組んでまいります。

なお、当社の個人情報の取扱いについてのご質問等は、上記1.「個人情報に関するお問い合わせ窓口」へご連絡ください。適切に対応いたします。

また、このプライバシーポリシーの内容に変更が生じた場合、速やかに当社のウェブサイト等に掲載・公表いたします。

## 10. 個人情報に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等のご請求

当社は、個人情報に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等のご請求があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、適切に対応いたします。なお、ご要望にお応えできない場合は、ご本人に理由を説明いたします。利用目的の通知請求および開示請求については、当社所定の手数料をいただきます。これらの具体的な請求手続きについては、上記1.のお問い合わせ窓口までご連絡ください。

## 11. 当社のウェブサイトを通じて取得するその他の情報

「その他の情報」とは、ご本人を特定しない次のような情報をいいます。

- ・ブラウザ情報
- ・クッキー（cookie）、ピクセルタグ（pixel tag）等を通じて取得される情報
- ・お客さまから提供を受ける人口学的情報等
- ・総計情報

## 12. 当社が取得するその他の情報

当社および第三者たる当社の業務受託者は、次の方法を含む様々な方法により、その他の情報を取得する場合があります。

- (1) インターネットブラウザによる方法  
IPアドレス（お客さまのコンピュータのインターネット上のアドレス）、ディスプレイ解像度、オペレーティングシステムの種類（ウィンドウズかマックかの別等）・バージョン、インターネットブラウザの種類・バージョン、閲覧日時および閲覧ページ等一定の情報は、ほとんどのウェブサイトを通じて取得されます。当社は、これらの情報を、当社のウェブサイトの利用度の算出、サーバ・トラブル診断の支援および当社のウェブサイトの管理等のために利用します。
- (2) クッキーの利用  
クッキーとは、お客さまが利用されているコンピュータ上に直接保存される情報です。当社は、クッキーにより、お客さまのコンピュータを認識し、インターネットブラウザ、当社のウェブサイトの利用に費やされた時間、閲覧ページ、言語選択等の情報を取得することができます。また、安全確保のために当該情報を利用することで、ナビゲーションを円滑化し、より効果的に情報を掲示し、お客さまが当社のウェブサイトを開覧される際の操作性の向上に役立て、または、当社のウェブサイトの利用に関する統計情報を取得することもできます。

す。クッキーには、お客様の連絡先が判明するような情報は含まれておりません。

- (3) ピクセルタグ、Webタグ、クリアGIF等の利用  
これらは、当社のウェブサイトの一部およびHTML形式の電子メールに関連して、特に、当社のウェブサイトの利用者および電子メールの受信者の行動の追跡、マーケティングキャンペーンが成功したか否かの判断および当社のウェブサイトの利用・レスポンス率に関する統計の編集に使用される場合があります。  
当社はアクセス解析サービスを利用することがあります。これは、当社のウェブサイトがお客様にどのように利用されているかについて、より理解することで、その改善を図るために、クッキーとWebタグ等を使用するものです。
- (4) お客様からのご提供によるもの  
一部の情報（お客様の位置情報や希望される連絡方法等）は、これがお客様から任意に提供される際に取得されます。個人情報と併用される場合を除き、本情報により個人が特定されることはありません。
- (5) 情報の総計によるもの  
当社は、一定の情報を総計し、利用する場合があります（例えば、特定の市外局番の当社利用者の割合を算出するために情報を総計する場合があります）。

### 13. 匿名加工情報の取扱い

- (1) 匿名加工情報の作成  
当社は、匿名加工情報（法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）を作成する場合には、以下の対応を行います。
- ・法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
  - ・法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること
  - ・作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること
  - ・作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと
- (2) 匿名加工情報の提供  
当社は、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

## II. 特定個人情報の取扱いについて

### 1. 特定個人情報の適正な取得

当社は、適法かつ公正な手段によりお客様の特定個人情報を取得します。また、法令で定められた場合を除き、特定個人情報の提供を求めることはありません。

### 2. 特定個人情報の取扱い、利用の範囲（利用目的）

当社では、取得したお客様の特定個人情報を、法令で規定された利用範囲内でかつ、当社において定める以下の利用目的の範囲内でのみ取り扱います。当社は、当該範囲を超えて、特定個人情報を取得または利用せず、また、法令で認められた場合を除き第三者提供を行いません。

- (1) 利用目的  
当社は、取得した特定個人情報を、法令に定められた以下の個人番号関係事務を行う目的のために利用します。

- (a) 保険取引に関する支払調書等の作成事務  
(b) 報酬・料金等、不動産使用料、不動産等の譲受け対価の支払調書作成事務

- (2) 例外  
当社は、法令に基づき、次の場合にも特定個人情報の利用を行うことがあります。
- (a) 激甚災害時等に金銭の支払を行う場合  
(b) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難である場合

### 3. 特定個人情報取扱いの委託

当社は、特定個人情報の取扱いの全部または一部を他の事業者へ委託することがあります。特定個人情報の取扱いを委託する場合は、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認する等、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

### 4. 安全管理措置に関する事項

当社は、個人番号および特定個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人番号および特定個人情報の安全管理のため、取扱規程および安全管理措置に係る実施体制の整備等、慎重な取扱いを行い、十分なセキュリティ対策を講じます。

### 5. その他事項

その他、特定個人情報の取扱いについては、上記「1.」から「4.」に加え、上記「1. 9.」および「1. 10.」を準用します。

### 6. 特定個人情報に関するお問い合わせ窓口

当社による特定個人情報の取扱いに関するご質問については以下のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

アメリカンホーム医療・損害保険株式会社  
個人情報お問い合わせ窓口  
電話：076-403-2430  
受付時間：9：00～18：00（土・日・祝日・年末年始を除きます。）

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人外国損害保険協会の対象事業者です。

ホームページアドレス：<http://www.fnlia.gr.jp/>

また、対象事業者の特定個人情報の取扱いに関する苦情・相談を以下にて受け付けています。  
一般社団法人保険オンブズマン  
電話：03-5425-7963  
受付時間：9：00～17：00（但し、12：00～13：00を除きます）  
土・日・祝日・年末年始を除きます。

## III. プライバシーポリシーにかかるその他の事項

### 1. 第三者のウェブサイト

本プライバシーポリシーは、当社のウェブサイトにリンクが張られたサイトの運営者を含むいかなる第三者のプライバシー、情報その他業務について記載したものでなく、これらについて責任を負うものでもありません。また、当社のウェブサイトにリンクが張られたサイトを当社または当社のグループ会社が支持していることを意味するものでもありません。

### 2. 本プライバシーポリシーの変更

当社は定期的にプライバシーポリシーを見直し、当社の業務および法令の変更を勘案してこれを変更することがあります。最新情報については当社のウェブサイトに掲載いたします。

## お客さまに満足していただけるよう、 価値ある商品やサービスを提供しています。

当社は、2016年4月1日より、新規契約の販売を終了し、  
すでにご加入いただいているご契約の維持・保全に特化しています。  
主な保険商品やサービスをご紹介します。

### 1 主な取扱い商品一覧

#### 病気・ケガの保険（医療保険）

医療保険は、主に病気やケガで入院・手術をした場合や、退院後の通院に対する補償等を提供しています。

#### みんなのほすピタル

(新・医療総合保険)

終身型

定期型



#### ● 総合医療タイプα（アルファ）

基本的な入院・手術の補償と、お客さまが任意でお申込みされた「オプション補償」を提供しています。

#### ● ガンタイプ

がんの治療による入院・手術等基本的な補償を備えたがん保険です。

#### ● 女性疾病タイプ

子宮筋腫や甲状腺の病気等の女性に多い病気とすべてのがんを補償します。

#### ● ガン一時金タイプ

がんと診断されたときに、まとまった金額を一括で受け取っていただける、診断一時金に補償を絞ったシンプルながん保険です。

#### 持病がある方も安心

#### みんなのほすピタル

(引受基準緩和型医療保険)

終身型

定期型



既往症の悪化や再発による入院・手術等を補償する医療保険です。

#### ガンになったことがある方も

#### 入りやすいみんなのほすピタル

(緩和告知型ガン保険)

終身型

定期型



既往症やがんの治療歴が原因で従来のがん保険に加入できない方向けのがん保険です。

## ケガの保険（傷害保険）

傷害保険は、国内外を問わず家庭や職場、旅行中等における交通事故をはじめとした偶然な事故によるおケガを補償します。

### 50代からの保険

#### これからだ (長期補償傷害保険)

定期型



葬祭費用やおケガの治療実費等を補償する満50歳からのシニア世代向けの商品です。

#### 人生よろこんで (長期補償傷害保険)

定期型



葬祭費用や不慮の事故で亡くなられた場合等を補償します。満50歳からのシニア世代向けの商品です。

#### まいにち安心 (アクティブシニア傷害保険)

定期型



満50歳からのシニア世代のための、一生継続けられるケガの補償です。

### ご家族まるごと保険

(ファミリー交通傷害保険)

#### ご家族まるごと保険

ファミリー交通傷害保険

定期型

ご家族の交通事故等によるおケガに備える保険です。

### プレミアガード・プラス

(地震・噴火・津波危険補償特約付  
普通傷害保険・家族傷害保険)

#### プレミアガード・プラス

地震・噴火・津波危険補償特約付

普通傷害保険・家族傷害保険

定期型

天災を含む日常生活での様々な事故のおケガに備える保険です。

## 火災・地震の保険

### アメホのダイレクト型火災保険 (ファミリー住宅総合保険・地震保険)



お客さまのライフスタイルに応じて、火災、風災および水災等によってお客さまの大切なお住まいや家財に生じた損害を補償します。保険金は、時価ではなく新価（再調達価額）でお支払いします。

火災・地震の保険は、2016年4月1日以降に満期を迎えるご契約の継続契約の販売を終了しています。

## 自動車保険

### リスク細分型自動車保険 (ファミリー自動車総合保険)



2017年11月末をもって当社のすべての自動車保険のご契約は終了しました。なお、ご契約期間中に発生した事故の対応や、中断証明書の発行業務は、引き続き実施しています。

## 2 ご契約者向けサービス

### すべてのご契約者向け

#### 安心ダイヤル 24

ご自身の健康・医療相談から介護・育児に関するご相談まで、経験豊富な医療スタッフが24時間・年中無休で受け付けます。ご契約者ご本人だけでなく、ご家族全員に無料でご利用いただけるサービスです。

### すべての医療保険のご契約者向け

#### セカンドオピニオンサービス

より良い医療の選択のために、日本を代表する各専門分野の医師（総合相談医）に現在の診断に対する見解や今後の治療方針等の意見を聞くことができます。お電話でセカンドオピニオンを受けることもできます。

総合相談医との面談の結果、より高度な専門性が必要と判断された場合には優秀専門臨床医をご紹介します。

※補償の対象となるご本人のみ（夫婦型・家族型の場合は配偶者も）ご利用いただけます。

※優秀専門臨床医のご紹介は、面談によるセカンドオピニオンの場合のみご利用いただけます。

#### 受診手配・紹介サービス

主治医のもとでは対応できない治療法や手術方法が必要等、主治医が判断したケースで、手配・紹介先の医療機関にその専門分野の医師が在籍し治療可能な場合に、受診の手配や紹介をします。

### 「ガンになったことがある方も入りやすい みんなのほすぴたる」のご契約者向け

#### 心のケア サポートサービス

がんの再発や悪化の不安を常に抱えるお客様の精神的負担を少しでも和らげたいという想いを込めて、臨床心理士等の「心の専門家」が、無料でカウンセリングを提供します。

※電話カウンセリングは補償の対象となるご本人・配偶者・被扶養者が、面談によるカウンセリングは補償の対象となるご本人のみが、ご利用いただけます。

### 火災保険のご契約者向け

#### 住まい駆けつけサービス

保険の対象となる建物や家財を収容する建物に発生したトラブルの際、お客さまのご自宅へ急行し応急処置を行います。

（主なサービス）

##### ■給排水設備のトラブル応急処置

キッチン・トイレ・お風呂場等の水まわりのつまり・水濡れ等のトラブル時に応急処置を行います。

##### ■ガラスの破損に伴う応急処置

衝撃や気温差により割れてしまった窓や玄関等のガラスの処分や養生等の応急処置を行います。

##### ■玄関の開錠

玄関の鍵をなくしたり、破損した時に開錠または破錠を行います。

##### ■エアコン・給湯器のトラブルに伴う応急処置

エアコンや給湯器の水濡れや動作不良によるトラブルの際に応急処置を行います。

※ご契約者向けサービスは、いずれも当社提携会社が提供します。

※一部の商品は本サービスの対象外となります。



### 3 新商品の開発状況（含む料率改定）

2013年		2014年	
1月	ファミリー自動車総合保険「リスク細分型自動車保険」の料率改定	1月	新・医療総合保険「みんなのほすピタる 総合医療タイプα（アルファ）/ガンタイプ/女性疾病タイプ」の商品改定（「短期払」プランの新設）
9月	ファミリー自動車総合保険「リスク細分型自動車保険」の料率改定、商品改定（「対物全損時修理差額費用補償特約」の新設）	5月	ファミリー自動車総合保険「リスク細分型自動車保険」の料率改定、商品改定（「年間走行距離区分別料率」の新設）
10月	傷害保険の料率・約款改定	7月	ファミリー住宅総合保険「アメホのダイレクト型火災保険」の発売
	暴力団排除条項の導入（傷害保険）	10月	暴力団排除条項の導入（医療保険・自動車保険等）
	引受基準緩和型特約付帯 新・医療総合保険「ガンになったことがある方も入りやすい みんなのほすピタる 応援隊 緩和告知型ガン保険」の発売	2015年	
	新・医療総合保険「みんなのほすピタる 使い方いろいろガン一時金タイプ」の発売	1月	ファミリー自動車総合保険「リスク細分型自動車保険」の料率改定
12月	交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険「自転車にのっていても安心 みんなののりもの保険」の発売	10月	傷害保険の料率改定
		2016年	
		1月	ファミリー自動車総合保険「リスク細分型自動車保険」の料率改定

### 4 他の保険会社の保険業に係る業務の代理・事務の代行

当社は、FWD富士生命保険株式会社の生命保険業およびソニー損害保険株式会社の損害保険業に係る業務の代理および事務の代行を行っています。

## 堅実な企業経営でお客様の利益を守ります。

健全かつ適正な業務運営の確保を目指して。

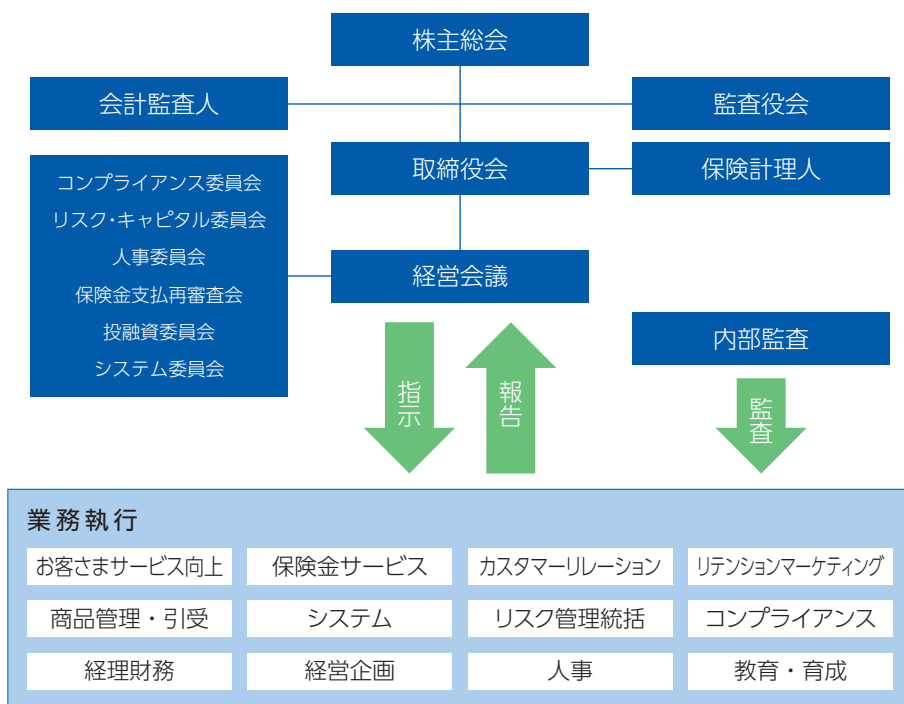
当社は、お客様に選ばれ続ける会社となるため、ガバナンスの強化と、リスク管理態勢の充実およびコンプライアンスの徹底に努めています。

### 1 経営管理（ガバナンス）態勢

当社は、保険業法および会社法の要件に基づき、取締役会を中心とする経営管理（ガバナンス）態勢を確立しています。取締役会では、経営上の重要事項を決議すると共に業務執行の監督を行います。取締役会から独立した監査役会は監査方針および監査計画を策定し、取締役の職務執行の監査を行います。

また、意思決定の迅速化および権限・責任の明確化を図るために執行役員制度を採用し、執行役員は担当分野の業務の執行

責任を担います。加えて、取締役会の下位組織として経営会議を設置しています。経営会議は取締役会より権限委譲された範囲内で、執行役員からの業務報告に基づき、定期的な事業計画の進捗管理を行い、目標達成状況の把握および必要に応じた改善策、強化策等の指示を行います。さらに、経営会議の機能を補完するために各種委員会を設置しています。



(2018年6月1日現在)

### 内部監査態勢

当社は、すべての部署や業務を対象に、リスクが高い分野やコントロールが不十分な可能性のある分野を特定したうえで、内部監査を実施し、内部管理態勢等の適切性、有効性のモニタリングならびに評価を行っています。内部監査を通じて発見した事項と関連するリスク、および改善策や是正措置は、取締役会等に報告され、経営目標の達成に向けた有益な情報として活用さ

れています。

内部監査室は、代表取締役社長兼CEOの直轄組織となっており、監査結果を取締役会、監査役ならびに親会社の内部監査部門に直接または間接的に報告する仕組みも保持し、内部監査室の独立性を確保しています。

## 2 CSR（企業の社会的責任）に対する考え方と取組み

当社の前身であるアメリカン・ホーム・アシュアランス・カンパニー日本支店は、1960年に日本における損害保険の事業免許を取得して以来、半世紀以上にわたり日本での事業を展開してきました。その間、日本で初めて傷害保険の通信販売やリスク細分型自動車保険の販売を開始したほか、シニア向け傷害保険、医療保険を発売する等の取組みを続け、2012年には、がん経験者やがん以外の既往歴をお持ちの方でもお申し込みいただけるがん保険を発売しました。

2014年4月1日には、米国「アメリカン・ホーム・アシュアランス・カンパニー」の日本支店から、日本法人の「アメリカンホーム医療・損害保険株式会社」となり、これまで以上に、日本に根付いた、社会にとって意義のある企業となるべく、AIGグループとして、CSRを強化・推進してまいります。

当社のビジョンは、「アメリカンホーム・ダイレクトは、お客さまのこれまでの信頼に応え、これからも『お客さまに選ばれ続ける会社』であることを目指します」です。ビジョンを実現するために、すべての役職員が、損害保険事業のもつ高い社会性と公共性を認識し、CSRを推進するにあたって基本となるコンプラ

イアンスを徹底しています。そして、損害保険という極めて公共性の高い事業を営んでいることから、その業務に適正に取り組むことが持続可能な未来を社会と共に築いていく、CSR（企業の社会的責任）そのものと考えています。

また、事業活動を行うにあたって人権を尊重することは企業として必要不可欠であり当然のことです。当社では、個人の多様な価値観や個性を尊重し、人種・宗教・性別・国籍・年齢・その他の事由に基づくあらゆる差別的な行為を禁止すると共に、人権意識の啓発と向上に努めています。そして、当社の事業活動に関わる様々な利害関係者との円滑なコミュニケーションを通して、地域・社会・環境への責任を果たしていくことが大切であるとと考えています。

さらに、AIGグループとして社会貢献活動にも積極的に取り組んでいます。拠点を置く地域社会との共生のため、各地域のニーズに合った活動を展開しています。

このような考え方や取組みを通じて、今後も日本に根付いた損害保険会社として企業の社会的責任を果たしてまいります。

## 3 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務運営の有効性および効率性の向上、財務報告の適正性および信頼性の確保、法令等の遵守、資産の保全を目的として、会社法および会社法施行規則に基づき、取締役会にて

「内部統制基本方針」を定め、内部統制システムの構築・運用に取り組んでいます。

### 内部統制基本方針

アメリカンホーム医療・損害保険株式会社（以下「当社」という。）は、会社法に従い、また、当社の保険持株会社でありアメリカン・インターナショナル・グループ・インク（以下「AIGインク」という。）の日本における地域統括会社であるAIGジャパン・ホールディングス株式会社（以下「AIGJH」といい、AIGJHとその子会社を総称して「AIGJHグループ」という。）が定める各種基本方針等に則り、以下のとおり内部統制基本方針を定め、これに基づき、当社の業務の健全かつ適切な運営を確保するための内部統制システムを構築し、運用する。

#### 1. 業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、AIGJHおよび当社が定めた各種基本方針等に則り、業務運営を行う。また、当社は、AIGJHとの間で締結された経営管理契約に従い、AIGJHグループ全体の経営に影響を与える重要事項の決定に係る承認を取得し、また、当社業務の重要事項に係る事前相談および

び報告をAIGJHに対して行うなどの適切な対応を行う。

(2) 当社は、財務報告の適正性と信頼性を確保するため、「経理方針」を定め、必要な体制を整備する。

(3) 当社は、経営の透明性と健全性を確保するため、法令等に定める情報の適切な開示に必要な体制を整備する。

(4) 当社は、AIGJHグループに属する会社を含むAIGインクのグループ会社との取引の公正性および健全性を確保するため、「グループ会社間取引管理方針」を定め、必要な体制を整備する。

#### 2. 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、「コンプライアンス基本方針」を定め、当社のすべての取締役、執行役員（以下「取締役等」という。）および使用人は、コンプライアンスの担い手として、当該基本方針および「AIG行動規範」等に従い、高い倫理観をもって、コンプライアンスの推進に取り組

む。また、これらの者がコンプライアンスを実践するための手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を作成するとともに、遵守すべき法令や社内規程等に関する研修を実施し、コンプライアンスを重視する企業文化・理念の徹底を図る。

- (2) 当社は、コンプライアンス推進のため、コンプライアンス部門責任者、コンプライアンス統括部門および「コンプライアンス委員会」等の組織・体制を整備する。また、コンプライアンス体制を維持・確立するため、「コンプライアンス・プログラム」等の具体的な活動計画を年度ごとに策定し、定期的に進捗状況を確認する。
- (3) 当社は、保険募集に関する法令等遵守を確保し、適正な保険募集を実現することにより、顧客の保護を図るため、「保険募集管理に関する規程」を定め、必要な体制を整備する。
- (4) 当社は、顧客の保護および不祥事件や法令・社内規程違反の未然防止、再発防止等を図るため、不祥事件・社内規程違反の定義・対象・報告ルール等を定めた「不祥事件に関する規程」を定め、必要な体制を整備する。
- (5) 当社は、顧客からの苦情・相談に適切に対処するとともに、迅速かつ適切な保険契約の管理と保険金等支払いを行うため、「お客さまの声基本方針」、「保険契約管理方針」および「保険金支払基本方針」を定め、必要な体制を整備する。
- (6) 当社は、法令や社内規程等に違反する行為またはそのおそれのある行為への迅速かつ適切な対処を図るため、通常の報告ルートに加え、当社が設置する内部通報窓口およびAIGJHが設置する「AIGジャパンヘルプライン」への通報を可能とする体制を整備する。
- (7) 当社は、顧客情報を保護するとともに、機密情報その他の情報を適切に管理するため、「プライバシーポリシー」、「個人情報保護規程」および「システムリスク管理規程」を定め、必要な体制を整備する。
- (8) 当社は、顧客の利益が不当に害されることがないように、利益相反のおそれのある取引を管理するため、「利益相反管理方針」を定め、必要な体制を整備する。
- (9) 当社は、反社会的勢力の不当要求等に対して毅然と対応、拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断するため、「反社会的勢力による被害を防止するための基本方針」を定め、必要な体制を整備する。
- (10) 当社は、内部監査の実効性を確保するため、「内部監査基本方針」を定め、被監査部門とは独立した内部監査部門を設置する。内部監査部門は、AIGJHが組織する内部監査部門と連携し、効率のいい実効性のある内部監査を実施するために必要な体制を整備する。内部監査部門は、年度ごとに策定する内部監査方針および内部監査計画に基づき、当社のすべての業務を対象と

した内部監査を適切に実施し、必要に応じて対象部署に対して改善を指示するとともに、内部監査結果および改善状況等を定期的に取り締役に報告する。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、統合的リスク管理体制を確保するために、「統合リスク管理方針」および「リスクアペタイト方針」等を定め、リスク管理に必要な体制を整備する。さらに、将来にわたって、当社が財務の健全性を確保するために、リスクとソルベンシーの自己評価の体制を整備する。
  - ① 当社は、当社に内在する各種リスクを把握し、統合的なリスク管理を適切に行うため、リスク管理部門責任者、リスク管理部門を置くなど、組織体制を整備する。
  - ② 当社は、「リスク・キャピタル委員会」を設置し、リスク管理に関わる事項の審議、リスク状況の評価を行い、その活動状況等を踏まえてAIGJHと適宜連携し、適切なリスク管理を行う。
- (2) 当社は、当社が直面する多様なリスクに見合った十分な自己資本を確保するため、「自己資本管理方針」を定め、自己資本に係る基準値を設定するほかリスクとソルベンシーの自己評価を行う自己資本管理を行い、その状況を踏まえてAIGJHと連携し、適切な自己資本管理を行う。
- (3) 当社は、事業の継続を適時、適切に確保するため、「事業継続管理方針」を定め、事業継続計画、危機管理計画、災害対策計画等を策定し、訓練を実施する等、事業継続管理体制を整備するとともに、事業継続管理に関わる教育を行い、周知徹底を図る。

### 4. 職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、経営管理契約に基づきAIGJHグループの経営戦略に則って経営計画を策定するとともに、当計画の進捗状況を確認する。
- (2) 当社は、効率のいいかつ適正な業務執行が行われることを確保するため、「取締役会規則」、「組織規程」および「業務分掌規程」その他社内規程を定め、必要な体制を整備する。
- (3) 当社は、取締役会の決議に基づき、経営会議その他の会議体を設置し、経営上の重要事項や業務執行に関する事項を協議または決議する。
- (4) 当社は、会社業務の適確かつ迅速な執行に資するため、執行役員制度を採用する。
- (5) 当社は、正確かつ強固なITシステムを構築するため、必要な体制を整備する。
- (6) 当社は、AIGJHグループ全体の成長に向けた行動憲章に基づき、当社の取締役等および使用人が参画する弛まぬ企業文化の変革を推進する。

## 5. 職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、「情報管理規程」を定め、取締役会、委員会など重要な会議の議事録をはじめ、取締役の職務執行に係る重要な文書等を適切に保存し、管理する。

## 6. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役等からの独立性に関する事項および監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、その職務を補助する能力と専門性を有する使用人（以下「監査役補助者」という。）を配置する。
- (2) 監査役補助者の取締役等からの独立性を確保するため、監査役補助者の選任・解任、処遇・人事評価および懲戒処分は、常勤監査役の事前合意を必要とする。
- (3) 当社は、監査役補助者の業務遂行に係る不当な制約を行わない等、十分に配慮する。
- (4) 当社は、監査役の事前合意なく監査役補助者について実務部門を兼務させない。また、監査役補助者は、監査役補助者としての職務執行の範囲においては、取締役等および使用人の指揮命令系統には属さず、監査役の指揮命令に従う。

## 7. 監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役等は、法令に定める事項、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況のほか、事業・組織に重大な影響を及ぼす承認事項、内部通報制度における通報状況およびその内容（以下「報告事項等」という。）について監査役に報告する。また、使用人は、報告事項等について監査役に報告することができる。
- (2) 取締役等および使用人は、報告事項等について、AIGJHの監査役に報告することができる。
- (3) 取締役等および使用人は、監査役から報告を求められた場合には速やかに対応する。
- (4) 当社は、監査役に前各号の報告を行ったことを理由として、これらの者に対して不利益な取扱いをしない。
- (5) 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議、委員会またはその他の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。
- (6) 監査役は、取締役会、経営会議、委員会またはその他の重要な会議の議事録、取締役等および使用人が決裁を行った書類等を、いつでも閲覧することができる。

## 8. 監査役 of 職務の執行について生ずる費用等の処理に関する事項

監査役 of 職務の執行について生ずる費用または債務は、当社が当該監査役 of 職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、当社が負担する。

## 9. その他監査役 of 監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、監査役 of 職務執行のために必要な監査環境を整備する。
- (2) 取締役等、使用人および内部監査部門は、監査役から求められた場合には、監査役 of 監査に協力する。
- (3) 代表取締役および業務執行取締役は、定期的に監査役との間で監査上 of 重要課題などについて意見を交換し、また、監査役が会計監査人と意見交換を行う機会を確保する。

## 業務 of 適正を確保するための体制 of 運用状況 of 概要は、以下のとおりです。

### 1. 業務 of 適正を確保するための体制

- 当社は、親会社であるAIGJHおよび当社が定めた各種基本方針に則り、業務運営を行っています。当社はAIGJHとの間に経営管理契約を締結し、グループ全体の経営に影響を与える重要事項 of 決定に係る承認をAIGJHから取得し、当社業務 of 重要事項に係る事前相談および報告をAIGJHに対して行っています。
- 経営ガバナンス of 強化について、当社では代表取締役社長およびその他の執行役員が業務 of 執行を担い、AIGJH of メンバーが取締役（非常勤）としてその監督にあたることを基本とし、監督と執行が分離する体制を実施しています。
- 経理財務部門は、「経理方針」に基づき、経営成績と財務状態に関する適正な判断資料を遅滞なく経営層に提供し、経営企画部門は保険業法に基づくディスクロージャー誌を作成しています。
- 経営企画部門とコンプライアンス部門は、「グループ会社間取引管理方針」に基づき、グループ会社間取引 of 検証を実施しています。また、検証手続き of 実施結果について四半期ごとに経営会議に報告しています。

### 2. 取締役、執行役員および使用人の職務 of 執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 当社は、グループで標準化された「コンプライアンス基本方針」等に基づき、すべての役職員が高い倫理観をもってコンプライアンス of 推進に取り組む体制を整備しています。
- コンプライアンス・オフィサーをコンプライアンス最高責任者とし、コンプライアンス部門が実務を統括しています。コンプライアンス部門では、役職員がコンプライアンスを実践するための手引である「コンプライアンス・マニュアル」を整備・管理し、必要に応じて研修を実施する等、コンプライアンスを重視する企業文化・理念 of 徹底を図っています。また、「経営管理契約」に基づき「コンプライアンス・プログラム」およびその進捗

状況についてはAIGJHに報告を行っています。特に、保険募集に関する法令等遵守の確保、内部通報制度の整備、情報セキュリティの管理、利益相反のおそれのある取引の管理、反社会的勢力に対する取組み等を適正に管理、推進する態勢を整備しています。

- 当社は、「お客さまの声基本方針」を定め、顧客からの苦情等をデータベースにて一元管理し、分析・集約した結果を毎月実施するお客さま満足（CS）向上会議にて社内関係部門に共有および協議し、改善活動を実施する態勢を整備しています。これらの取組みは四半期ごとに経営会議に報告しています。
  - 当社は、「プライバシーポリシー」を策定し公表するとともに、「個人情報保護規程」、「システムリスク管理規程」および各種情報セキュリティ規程に基づき、顧客情報を適切に保護するための安全管理に必要な体制を整備しています。また、顧客情報の適切な取扱いに関する取組みとして、研修等を通じて役職員等を啓発しています。
  - 内部監査部門は、「内部監査基本方針」等に基づき、被監査部門に対して十分な牽制機能を発揮するための独立性を確保しています。また、グループとして監査の品質、実効性および効率性を確保する観点から、当社の独立性を確保しつつ、AIGJHに当社の監査を業務委託し、グループ内の監査リソースやノウハウ等の共有が可能となる体制を整えています。
- 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
- 当社はグループで標準化された「統合リスク管理方針」、「リスクアパタイト方針」等に基づき、統合的リスク管理に必要な事項を定め、態勢を整備しています。
  - リスク管理部門および経理財務部門はリスク・キャピタル委員会において、リスク管理および資本管理に関する事項を協議、決議することで、リスク・資本管理状況を管理しています。
  - 事業継続管理業務については、「事業継続管理方針」を定め、AIGJHの指導のもとに策定した「BCMプログラム」で定められた計画や訓練等の項目を実施しています。
- 4. 職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- 当社は、グループとしての「経営方針」および「中期経営計画」に基づき、経営戦略および目標を定め、経営資源の配分を行っています。
  - 当社では、各種社内規程に基づいて職務権限、意思決定および業務遂行のルールを明確化することにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる態勢を整備しています。また、取締役会の委任に基づき迅速な意思決定や取締役

会の承認を要する重要事項の事前審議を行うこと等を目的として、経営会議その他の委員会を設置しています。

- システム部門においては、システム企画・開発・運用に関する事項の決議、協議、審議・報告を行うシステム委員会を開催し、当社のシステムリスクについて、経営陣と共有し、議論する態勢を整備しています。
- 5. 職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**
- 当社は、取締役会および経営会議その他の委員会等、重要な会議の議事録をはじめ、取締役の職務執行に係る重要な文書等について作成、保管、管理を行っています。
- 6. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役等からの独立性に関する事項および監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- 当社は、監査役の職務を補助する能力と専門性を有する監査役補助者を配置しています。
- 7. 監査役への報告に関する体制**
- 監査役は、取締役会を含む重要な委員会等に出席しており、それらの会議において、法令に定める事項や経営に重大な影響を及ぼす事項等について報告を受けています。
  - 当社は、監査役が監査業務を適正に遂行するために、「監査役への報告事項に関する規程」を制定し、取締役および使用人が重要情報等を適時・適正に報告する態勢を整備しています。
- 8. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する事項**
- 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務は当社が負担するものとし、監査役が申請を行ったもので支払いを拒否された場合には、経理財務部門に報告されるプロセスとなっています。
- 9. その他監査役が効率的に行われることを確保するための体制**
- 「監査役への報告事項に関する規程」を制定するなど、各執行役員および部門長が重要情報や不適切情報を適時・適正に報告するための態勢を整備することにより、監査役が職務を遂行するための監査環境を整備しています。
  - 当社の取締役等、使用人および内部監査部門は、監査役から求められた場合には監査役の監査への協力に努めています。
  - 当社の代表取締役および業務執行取締役ならびに執行役員は、監査役との定期的な意見交換等を行い、監査上の重要課題等についての相互認識を深めています。また、当社の監査役は、内部監査部門や会計監査人とも定期的な意見交換等を行い、十分に連携を行っています。

(2018年7月1日時点)

## 4 リスク管理の態勢

金融の国際化に伴い保険会社を取り巻く経営環境は大きく変化し、保険会社が直面するリスクはますます多様化・複雑化しています。こうした環境のもと、当社では、経営上のリスクに的確に対応し、適切かつ効率的な業務運営を確保しつつ、健全な経営基盤の維持・強化を図るために、リスク管理を経営の重要課題と位置付け、その態勢の充実と実効性の向上に努めています。

### ■ リスク管理の基本方針

当社では、様々なリスクを的確に把握し適切にコントロールするために、「リスクアペタイト方針」および「統合リスク管理方針」を制定しています。

### ■ 統合的リスク管理

当社は、会社横断的かつ総合的にリスクを管理するために、「リスク・キャピタル委員会」を設置しています。同委員会は、個々のリスクの管理担当部署が把握・分析・評価した結果の報告を定期的に受け、個々のリスクの管理状況をチェックすると共に、先行きを見据えた視点をもって会社全体に影響を及ぼすリスクに対する予防的対策や対応措置の検討・指示を行います。また、経営の健全性確保の観点から、ソルベンシー・マージン基準に基づいて算出した個々のリスクのリスク量を合算した総リスク量の限度額やアラームポイントを設けています。総リスク量がそれらと比較してどのような状況にあるかをモニタリングすることにより、保有する総リスク量が異常危険準備金等を含む実質

自己資本に対して過大とならないよう、またソルベンシー・マージン比率を適正な水準に維持できるよう管理しています。

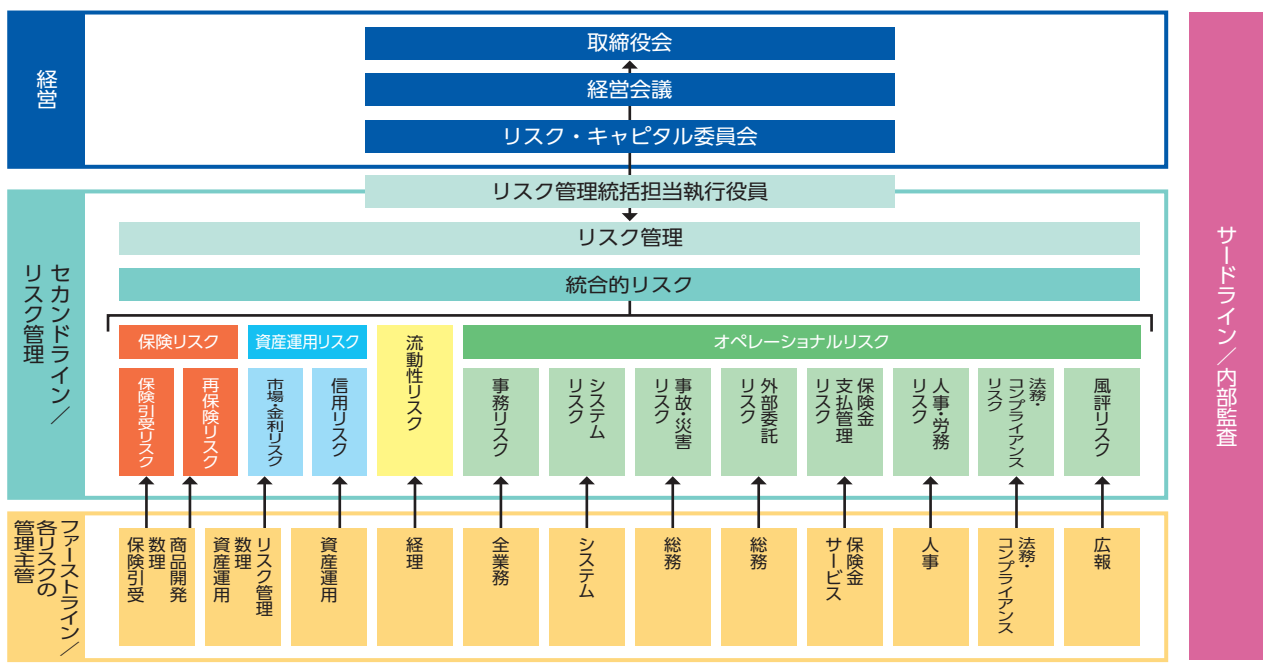
「リスク・キャピタル委員会」は、経営陣が経営上のリスクに適時・適切に対応できるよう、経営会議の構成員が参加する体制としています。

### ■ リスク管理の方法

当社では、リスクを定性・定量の両面から把握し、リスク管理の目的、管理対象リスク、管理担当部署、管理方法、報告・モニタリング等をそれぞれの特性に応じて定めています。リスク量を計量化して把握・管理することが可能なリスクについては、可能な限り定量指標を用いた管理を行うと共に、計量化方法の高度化・精緻化に取り組んでいます。また定量的リスク管理を補完するために、首都直下地震や金利の変動等を想定したストレスシナリオに基づくストレステストを実施し、経営判断に活用するため、「リスク・キャピタル委員会」に報告しています。計量化が困難あるいは計量化に至っていないリスクについては、リスクの状況を定性的に把握し、リスクが顕在化しないよう管理し、また顕在化した場合には速やかに対応することで、リスクの回避・抑制に努めています。

また「リスクとソルベンシーの自己評価に関する報告書(ORSAレポート)」をAIGジャパン・ホールディングス株式会社と共に作成し、現在および将来のリスクと資本等の十分性の検証を行い、経営に活用しています。

### リスク管理態勢



## 管理対象リスク

リスクカテゴリー	内 容	
保険リスク	保険金支払のタイミングや保険事故発生率等の基礎率の実績が料率算定時の予定と乖離したこと、および実際の保険金支払のタイミングもしくは金額が当該保険金の支払いに備えて積み立てた準備金に対して変動したことにより、損失を被るリスク	
資産運用 リスク	市場リスク および 金利リスク	市場リスク変数の変化が当社の利益、資本、経済価値に好ましくない効果を及ぼすリスク（市場リスク）、および金利の変化が当社の利益、資本、経済価値に好ましくない効果を及ぼすリスク（金利リスク）
	信用リスク	債務履行時に債務のすべてを期日どおりに履行できないか、または履行する意志がないことによる、会社への直接または偶発性の金融債務をもった債務者から発生する損失のリスク
流動性リスク	流動性の不足により将来の支払義務が不履行になるリスク、および市場の混乱等により著しく不適正な条件で取引を余儀なくされることにより経済的損失を被るリスク	
オペレーショ ナルリスク	事務リスク	手続きに定められたとおりに事務手続きを行うことを怠る、過失を犯す、あるいは不正を働くこと等により、または、実務規程の整備が不十分、あるいは規定する業務プロセス自体に不備があることに起因して不適切な事務が行われることにより、会社が損失を被るリスク
	システムリスク	コンピュータシステムのダウン、誤作動、不正使用等により会社が損失を被るリスク、および情報セキュリティの不備による会社における機密情報やお客さまの個人情報の毀損、漏えいにより損失を被るリスク
	事故・災害 リスク	予測を超える自然災害、不慮の事故、テロ等による非常災害に対する予防・減災対策や災害対応体制が整備されていないことにより事業の継続が困難になるリスク
	外部委託リスク	社外に委託している業務に関して、会社の業務の適切な運営または適正な業務の品質を確保できなくなる事態が生じることにより損失を被るリスク
	保険金支払管理 リスク	保険金支払において、ヒューマンエラーや管理態勢の不備等により、不適切な保険金の不払い・未払いが発生し、契約者等にご迷惑をおかけするリスク
	人事・労務 リスク	従業員の雇用、労働環境、人材育成、人員配置、職場の安全面等の会社の人事活動が不十分であることにより被るリスク
	法務・コンプライアンス リスク	法令・規制・規則・関連自主規制および行動規範等に準拠しなかった結果として会社が受ける法律上または規制上の処罰、財務的損失を被るリスク
	風評リスク	マスコミ報道・風評等に起因して、会社の信用やブランド価値等が悪化し、契約の減少・解約の増加といったお客さま離れや会社の業績に悪影響が生じる等の事態が発生することにより損失を被るリスク

## ■ 保険リスク

適正かつ的確な保険契約の引受けを行うための引受基準および引受権限を保険種目ごとに定めています。また、損害率等を中心に収支の状況を定期的に把握・分析し、必要に応じて商品の改廃や料率・引受基準の見直しを行っています。加えて、内部監査室が行う内部監査や保険引受部署による点検により、各部署が基準や権限に沿って引受けを適切に行っているかを定期的に確認しています。また、適正な責任準備金や支払備金を積み立てると共に、再保険を利用して保険引受の集積リスクの分散と当社が保有する保険リスクの軽減を図っています。

### (再保険について)

再保険とは、保険金支払責任の一部または全部を他の保険会社に転嫁する仕組みで、保険会社間で行う保険取引です。当社が再保険を利用して他社にリスクを転嫁する場合（出再）には、再保険会社の倒産等により再保険金が回収不能とならないよう個々の出再先の信用力を確認しています。



## ■ 資産運用リスク

保有する資産の価値の変動や、運用資産の管理が適切に行われていないこと等に起因した損失の発生を回避・抑制するために、市場・金利リスクおよび信用リスクの管理を行い、健全な資産運用に努めています。また、保険期間が長期の医療保険が保険負債の多くを占めていることを踏まえ、資産と負債の総合管理（ALM）についての分析結果や管理状況を定期的にリスク・キャピタル委員会および投融資委員会に報告を行っています。

### 〈市場・金利リスク〉

株価や為替レート等が変化することによる市場リスクと金利の変化による金利リスクについて個々にリスクの状況を把握・管理しています。また、金利、為替、株価等の異なるリスクを可能な限り統一的な尺度で把握して市場リスク全体を総合的に管理するために、ベース・ポイント・バリュー（BPV：金利感応度）を用いた感応度分析やバリュー・アット・リスク（VaR：予想最大損失額）の計測を行っています。

VaRについては一定のリスク・リミットやアラームポイントを設けて、市場リスク全体のリスク量が過度に大きなものとならないよう管理しています。また、VaRは通常の金融市場環境を前提にして計測するものであるため、VaRを補完するものとして、金利、為替、株価が予想を超えて変動した場合の損失額を把握するストレステストを実施しています。これらの計測結果を、リスク・キャピタル委員会および投融資委員会に定期的に報告し、経営陣が市場リスクの状況を定期的にモニタリングする体制としています。

### 〈信用リスク〉

債務者から発生する信用リスクについて、社内格付けに基づく与信管理や集積状況のモニタリング等を実施すると共に、VaRの計測を行うことでリスクの状況を把握・管理しています。また、資産の健全性を確保するために資産の自己査定に関する要領を策定し、自己査定の基準や実施の体制を明確にすると共に、定期的に自己査定を実施し、その結果に基づいて適切な引当・償却を行っています。

これらをリスク・キャピタル委員会および投融資委員会に定期的に報告し、経営陣が信用リスクの状況を定期的にモニタリングする体制としています。

## ■ 流動性リスク

日々の資金繰りを管理するほか、将来のキャッシュ・フローの予測やストレステストを行い、巨額の保険金支払い等が発生した場合でもそれに対応できる流動性の高い資産を十分に確保するように努めています。

## ■ オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクは、当社の業務に多種・多様に内在する特性をもつリスクです。当社では、以下のリスクを統合リスク管理の対象リスクとしています。また、毎年1回、会社のビジネスに影響を及ぼす可能性のある重要なリスク項目の洗い出しと評価を実施し、対策を取る必要があるリスク項目への対応計画を策定し、実行すると共に、モニタリングを行い、リスクの軽減または解決に取り組んでいます。

### 〈事務リスク〉

各種規程類や事務処理マニュアル等を整備すると共に、各部署が実施する自主点検等を通じて事務管理や業務遂行の水準の維持・向上に取り組んでいます。また、各部署で発生した事務ミスやトラブルに起因した事務事故の報告ルールを定め、情報を社内でも共有し再発防止を図ると共に、必要に応じてミスの原因となった手続きや手順を見直しています。これらにより事務リスク顕在化の未然防止とリスク抑制に努めています。

### 〈システムリスク〉

万一のシステム障害の発生に備えて主要なシステム機器・ネットワーク構成・通信回線を二重化しているほか、不正使用や不正アクセスに備えてアクセス制御によるコンピュータ使用管理等の諸対策の実施を通じて、システムの安全確保と情報資産の保護に努めています。また、システム監査等により、それらの状況を定期的にモニタリングしています。

### 〈事故・災害リスク〉

首都直下地震等の大規模な自然災害の発生や新型インフルエンザ等の感染症の流行を想定した事業継続計画（Business Continuity Plan）を策定しています。また、事業継続計画の実効性を確保するために全社的な緊急連絡訓練や重要業務を対象にした業務継続訓練を定期的に実施しています。

### 〈外部委託リスク〉

適切な外部委託を実施するために、委託決定と委託先の選定・評価・契約を行う際に必要な事項を社内規程に定めています。特に、個人情報を取り扱う業務を委託する委託先については、委託先を選定・評価するための当社独自の基準を設け、個人情報の安全管理措置の実施状況を十分に確認したうえで委託を行っています。また、委託先に対する定期的なモニタリングを実施し、外部委託リスク顕在化の未然防止とリスク抑制に努めています。

### 〈保険金支払管理リスク〉

当社では、適切な保険金支払態勢を構築するために、「保険金支払審査会」による保険金支払事由に該当しないと判断された事案の検証や、「保険金支払再審査会」によるお客さまが当社の判断にご了承いただけない場合の再審査を行う制度を設けており、また災害時における保険金支払業務継続のための環境の整備を行うことで、保険金支払管理リスク顕在化の未然防止に努めています。

### 〈人事・労務リスク〉

人事担当部署による当社社員のキャリア面談の実施やワークライフバランスの向上のための取組みを行うことで、人事・労務リスクの軽減を図っています。

### 〈法務・コンプライアンスリスク〉

当社では、法務・コンプライアンスに関わる問題行為を防止・発見・対処する仕組みを構築したうえで、その仕組みが有効に機能しているかを定期的に点検・評価し、改善が必要とさ

れた事項に対する対策を講じることによって、法務・コンプライアンスリスクの回避・軽減を図っています。

### 〈風評リスク〉

当社あるいは当社の業務に関わる情報を適時・適切に発信または開示することを通じて経営の透明性を高めるよう努めています。また、当社あるいは当社の業務に関わる風評やその拡大につながるおそれのある事態が発生した場合の報告や対応を明確にすることにより、リスクの軽減および拡大防止に備えています。

## 5 資産の運用

当社は、収受した保険料等について、保険金支払の備えとして重要であることから、安全性・流動性・収益性に留意した運用を行うことを基本方針としています。

具体的には安全かつ安定的な収益を確保すべく、信用度の高

い円貨建債券を中心とした運用を行っています。また、為替ヘッジ付きの外貨建債券投資等を行って運用の多様化や収益性の向上に取り組んでいます。

## 6 責任準備金の確認についての合理性および妥当性

責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられていることを確認するため、保険計理人は、法令および公益社団法人日本アクチュアリー会の「損害保険会社の保険計理人の実務基準」<sup>※1</sup>にしたがい、責任準備金が適正に積み立てられていること、また、責任準備金が将来の保険債務の履行に支障を来すおそれがあると認められない水準であることを確認しています。

特に、医療保険等の長期（保険期間1年超）の第三分野保険については、医療政策等の外的要因による影響を受けやすく長期的な不確実性を有していることから、将来のリスクに備え十分な責任準備金を確保する必要があります。

当社では、長期の第三分野保険について、過去の保険金発生率をもとに、統計的な手法を用いて合理的に将来の保険金発生率を予測し、保険金発生率が通常の予測を超える場合であっても現在の責任準備金が不足しないことを確認しています<sup>※2</sup>。

その結果、責任準備金が適正に積み立てられ、また十分な金額が確保されていることが確認できたため、責任準備金の追加積立では行っていません。

※1 「損害保険会社の保険計理人の実務基準」は、法令にしたがい公益社団法人日本アクチュアリー会が作成し、金融庁長官が認定した基準です。

※2 平成10年大蔵省告示第231号に基づき、長期の第三分野保険についてのストレステストを実施しており、以下に示す①が②を下回らないとき、「保険金発生率が通常の予測を超える場合であっても現在の責任準備金が不足しない」と判断しています。

①責任準備金の基礎となっている予定保険金発生率に基づく、将来10年間の保険金推定額

②実績保険金データを基礎として算出した、99%の信頼度で将来の水準をカバーする保険金発生率に基づく将来10年間の保険金推定額

## 7 コンプライアンス（法令等遵守）

企業の社会的責任がますます重要視される中、当社では、損害保険事業のもつ高い社会性と公共性を認識し、社会から要請される企業倫理を守り、「お客さまのこれまでの信頼に応え、こ

れからも『お客さまに選ばれ続ける会社』であることを目指します」というビジョンの実現に向け、真にお客さま中心主義を実現するため、コンプライアンスの徹底に努めています。

## ■ コンプライアンス（法令等遵守）の態勢

### コンプライアンスの基本方針

当社は、コンプライアンスを経営の重点方針に掲げ、当社の役職員一人ひとりが日常においてコンプライアンスを実践していくための原則・基準をまとめた、「コンプライアンス基本方針」を策定し、役職員への周知徹底を図っています。

### コンプライアンス推進組織体制

当社では、コンプライアンスを推進するために、コンプライアンス・オフィサーを任命すると共に、コンプライアンスに関連する諸問題を部署横断的な観点から検証するコンプライアンス委員会を設置しています。また、コンプライアンス統括部が会社全体のコンプライアンスに係る教育・研修や内部管理態勢の点検・指導を主導すると共に、コンプライアンス・オフィサーが部署ごとにコンプライアンス担当者を任命し、コンプライアンス・オフィサーの指示のもと、当該担当者が各部署においてのコンプライアンス活動を推進し、各部署の社員に対してコンプライアンスの重要性を周知徹底する体制としています。

### コンプライアンス・プログラムの策定・実行

当社におけるコンプライアンスの推進は、事業年度ごとの具体的な活動計画であるコンプライアンス・プログラムに沿って実施されます。コンプライアンス・プログラムは、取締役会において策定され、実行されます。コンプライアンス委員会は、コンプライアンス・プログラムの進捗状況を定期的にモニタリングしています。

### 役職員のコンプライアンス意識の醸成

当社ではコンプライアンス・マニュアルを策定し、コンプライアンスに関する当社の基本的な考え方および日々の業務において役職員が守るべき法令や企業倫理等を具体的にまとめています。また、社内イントラネットにコンプライアンス関連の情報が一覧できるページを設け、「コンプライアンス基本方針」、コンプライアンス・マニュアル等を随時閲覧できるようにしています。これらの内容を浸透させ、役職員のコンプライアンス意識の醸成を図るために、職位に応じたコンプライアンス教育を実践

し、職務内容に応じたコンプライアンス教育を実行するためにコンプライアンスセミナーを各部署のコンプライアンス担当者が開催しています。その他コンプライアンスに係るトピックを取り上げたコンプライアンス・ニュースを定期的に発信する等の活動を行っています。

### お客さまから寄せられる苦情の検証

当社では、お客さまから社内各部署に寄せられる様々なご指摘や苦情を、コンプライアンス部門で検証する体制をとっており、不正・違法行為等の問題事案の早期発見ならびにコンプライアンスの徹底に努めています。

### 内部通報ホットラインの設置

社内でコンプライアンス上の問題が発見された場合には、速やかに上席者またはコンプライアンス部門に報告することが、全役職員に義務付けられています。これを補完するべく、「内部通報ホットライン」を設置しています。

### 保険業法改正について

当社は2016年4月1日以降、新規契約の販売活動を終了していますが、2016年5月29日に施行された改正保険業法で求められる「情報提供義務」および「意向把握義務」について、すでにご加入いただいているお客さまのご継続手続き等において対応が完了しています。

また、「保険募集人（代理店）に対する体制整備義務」についても、所属する保険代理店への指導を行っています。

## コンプライアンス基本方針

### 1. 目的

本基本方針は、コンプライアンスを経営上の最重要課題の一つとして位置づけ、自己の責任に基づいて、コンプライアンス重視の企業風土を確立すると共に維持・向上し、公正・透明・健全・適切な業務運営を遂行するための基本となる事項を定めるものです。

### 2. コンプライアンスの定義

コンプライアンスとは、法令、定款および事業方法書ならびに社内規程（以下「法令等」といいます。）を遵守し、さらに、社会の一員として求められる価値観・倫理観によって誠実かつ公正な企業活動を行い、企業の社会的責任を果たすことをいいます。

### 3. コンプライアンス実現のための基本原則

#### (1) 法令等の遵守と誠実かつ公正な企業活動

- 日本および米国の法令等を厳格に遵守するとともに各国の慣習・文化ならびにビジネス慣行を尊重し、適正な事業活動を行います。
- 具体的な行動指針や判断の基準としてのAIGの行動規範を遵守します。

#### (2) 透明性の高い経営

- 経営方針や財務・業務に係る経営情報等の積極的かつ公正な開示を行います。
- 適時適切な情報開示を行うために、経営情報について正確な記録を作成・管理します。また、内部や外部の監査・検査に対して十分に協力します。

#### (3) 公正な事業活動

- 取引先との健全な関係を確保し適切かつ公正な取引を行います。
- 業務上の地位を利用して金品その他の不正の利益を得ることや、ビジネス上の決定に不適切な影響を及ぼす接待・贈答の授受は行いません。
- 公正で自由な競争を妨げる談合やカルテルなどの行為を行いません。
- 著作権・商標権・特許権の知的財産権を尊重し、これらの権利を侵害しません。
- 当社およびAIGの正当な利益に反して、自己またはAIG各社や第三者の利益を図る行為は認めません。

#### (4) お客様の利便の向上と保護

- お客様が安心して商品・サービスを選択できるよう、公正なマーケティングやお客様が理解しやすい適切な方法で情報を提供します。
- お客様からいただいた苦情やご意見・ご要望に感謝し真摯に受け止め、サービスや業務の品質向上に努めます。
- 個人情報および企業情報を適切に管理します。

#### (5) あらゆる関係者の人権の尊重

- お客様・取引先関係者・社員等の多様性や個人としての尊厳を尊重します。
- いかなる理由・状況においても不合理な差別や人権侵害を決して容認しません。
- 安全で健全な職場環境を維持し、いかなる理由・状況においても、セクシュアル・ハラスメント等のハラスメントを行いません。

#### (6) 企業市民として社会との良好な関係の維持

- 業務上知り得た重要な非公開情報を使用して株式等の売買を行いません。また、重要な非公開情報を許可なく他に伝えません。
- 環境保全とビジネス展開とを両立させます。
- 自らの社会的責任を十分に認識し、米国および我が国の経済制裁ルールを遵守するとともに、反社会的勢力に対しては、当社および日本におけるAIG各社が一丸となって毅然とした態度を維持し、適切な対応を行います。あわせてマネー・ローンダリングを防止します。

## ■ 反社会的勢力による被害を防止するための体制

当社は、当社の社会的責任を果たすため、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人（以下「反社会的勢力」といいます）との関係を遮断し排除していくことは、必要かつ重要であると認識しています。また、反社会的

勢力との関係を断絶し排除していくことは、当社に対する公共の信頼を維持し、当社の業務の適切性および健全性の確保のためにも不可欠であると認識しています。そこで、反社会的勢力に対する基本方針を以下のとおり定めています。

### 反社会的勢力に対する基本方針

当社は、業務の適切性および健全性を確保するため、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢で臨み、「反社会的勢力に対する基本方針」を定めます。

#### 1. 取引先を含めた一切の関係遮断

取引先関係（提携して融資取引先を実施する場合を含む。）も含め、反社会的勢力とは、一切の関係を持ちません。反社会的勢力に関する情報の収集に努めると共に、取り

引き関係の審査を行います。取引先後に反社会的勢力と判明した場合には、利益供与とならないよう必要な措置を講じます。

反社会的勢力による不当要求に対しては断固として拒絶します。

#### 2. 組織としての対応

反社会的勢力との関係遮断にあたっては、組織全体として対応し、社員、役員および代理店等の安全を確保します。

### 3. 裏取り引きや資金提供の禁止

反社会的勢力による不当要求が、役員、社員および代理店等の不祥事を理由とするものであっても、その事実を隠ぺいするための裏取り引きや資金提供は一切行いません。

### 4. 外部専門機関との連携

反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察・

暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築します。

### 5. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

## 利益相反管理の体制

当社は、当社または当社のグループ会社とお客さまの間、ならびに、当社または当社のグループ会社のお客さま相互間における利益相反のおそれのある取引に関し、法令等および以下

の利益相反管理方針にしたがい、お客さまの利益を不当に害することのないよう適切に業務を遂行します。

### 利益相反管理方針

#### 1. 方針

アメリカンホーム医療・損害保険株式会社（以下「当社」といいます。）は、保険業法その他の関連法令を遵守し、当社の保険関連業務に関するお客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理することに努めます。

#### 2. 社内規程等の整備

第1項の目的を達成するために、当社において利益相反管理に関する社内規程、マニュアル等を整備し、適正に業務を遂行します。

#### 3. 利益相反管理の対象となる取引およびその類型

##### (1) 管理対象取引

本方針に基づく利益相反管理の対象とする取引とは、当社またはAIGグループに属する国内外の金融機関等（「グループ内金融機関等」）が行う取引に伴い、当社または当社の子金融機関等が行う保険関連業務に係るお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引をいいます。

##### (2) 管理対象取引の類型

当社では、利益相反のおそれのある取引を以下のとおり類型化しています。

- ① お客さまと当社またはグループ内金融機関等との利害が対立する取引
- ② お客さまと当社またはグループ内金融機関等の他のお客さまとの利害が対立する取引
- ③ お客さまとの関係を通じて入手した情報を不当に利用して、当社またはグループ内金融機関等が利益を得る取引

- ④ お客さまとの関係を通じて入手した情報を不当に利用して、当社またはグループ内金融機関等の他のお客さまが利益を得る取引
- ⑤ その他お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引

#### 4. 管理体制・特定方法・管理方法

当社では、利益相反のおそれのある取引を以下の方法により特定・管理します。

- (1) 当社は、お客さまとの利益相反を一元的に管理するために利益相反管理統括部署を定めます。
- (2) 当社各部署は、お客さまとの間の取引により取得した情報に照らして、第3項に列挙した類型に該当するおそれがあると判断した場合、直ちに、当社の利益相反管理統括部署に報告します。
- (3) 利益相反管理統括部署は、上記報告を受け、必要に応じて関連部門と協議し、利益相反のおそれのある取引に該当するか否かを判断します。
- (4) 利益相反管理統括部署は、利益相反のおそれのある取引に該当すると判断する場合には、以下に掲げる方法またはその他適切な措置をとります。
  - ① 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する。
  - ② 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する。
  - ③ 対象取引またはお客さまとの取引を中止する。
  - ④ 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれのあることについて、お客さまに適切に開示する。

## 代理店について

一般的に代理店は、保険会社に代わってお客さまへ各種保険商品を販売し、お客さまの様々なリスクに対する備えをサポートする役割を果たしています。保険会社は、代理店が業務を適正に行えるよう指導することが保険業法をはじめとする各種法令で求められています。

代理店が損害保険の募集を行うためには、保険業法に基づき内閣総理大臣の登録を受けなければなりません。さらに代理店の役員・使用人が損害保険の募集を行うためには同じく内閣総理大臣に損害保険募集人として届け出を行う必要があり、当社では損害保険募集人には一般社団法人日本損害保険協会が運営している「損害保険募集人一般試験」に合格することを必須としています。

なお、当社は2016年4月1日よりすべての保険商品の新規契約の販売活動を終了し、既存のご契約の維持・保全に特化しているため、当社に所属する代理店が新たに当社保険商品を販売することはありませんが、すでにご加入いただいているお客さまからのお問い合わせ等に適切に対応できるよう、引き続き代理店に対する教育・管理・指導を行ってまいります。

●直近の代理店数  
(店/2018年3月末時点)

215

## 当社の勧誘方針

当社は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、当社の勧誘方針を次のとおり定め、適正な金融商品の販売活動に努めます。

### 1. 法令等を遵守し、適切な勧誘を行います

- ・保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法、個人情報の保護に関する法律およびその他の関係法令等を遵守します。
- ・お客さまへの勧誘を適切に行うために必要な社内の管理態勢を整備するとともに、役員および従業員に対して十分なコンプライアンス教育を行います。
- ・お客さまに関する情報は、当社で定めたプライバシーポリシーに則り、適切な管理・取扱いを行います。

### 2. お客さまのご意向と実情に応じた勧誘に努めます

- ・お客さまの保険商品・サービス等に関する知識、経験、財産の状況および加入目的等を十分に勘案し、お客さまのご意向や実情に沿った適切な保険商品・サービス等をご選択いただけるよう努めます。
- ・保険商品・サービス等のご説明にあたり、説明内容等を工夫し、お客さまに商品内容を十分ご理解いただけるよう努めます。
- ・お客さまのご迷惑とならない時間帯・場所・方法により、適切に保険商品・サービス等のご案内を行うよう努めます。
- ・保険金等の不正取得を防止する観点から、適切な保険商品販売を行うよう努めます。

### 3. お客さまにご満足いただけるサービスの提供に努めます

- ・お客さまからのお問い合わせには、十分な教育を受けた電話オペレーターやスタッフが迅速、的確、丁寧に対応するよう努めます。
- ・保険事故が発生した場合は、保険金等のお支払いについて迅速かつ適切に処理するよう努めます。
- ・お客さまの様々なご意見等を収集し、その後の保険商品販売に反映するよう努めます。

※1 以上の方針は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づく当社の「勧誘方針」です。「金融商品の販売等に関する法律」につきましては、金融庁ホームページをご参照ください。

※2 当社は2016年4月以降、当社保険商品の新規契約の販売を終了いたしました。一部の保険商品を除いて引き続き既存契約の更改等は続けてまいります。上記勧誘方針は、これらの既存契約の更改時等に適用されます。

当社の勧誘（既存契約の更改時等を含みます。）につきまして、ご相談やご要望、その他お気づきの点がございましたら、下記までご連絡いただけますようお願いいたします。

お客さま相談室 ご相談窓口

0120-353-031 (受付時間9:00~17:00 土日・祝日・年末年始を除きます)

## 8 人材の育成と活用の取組み

当社では、「お客さまのこれまでの信頼に応え、これからも『お客さまに選ばれ続ける会社』であることを目指します」というビジョンを実現するために、様々な形で人材の育成と活用に取り組んでいます。

### <当社の求める社員像>

当社の行動指針を実践するために必要な考え方やスキルを備えた社員の育成をしています。

- ① お客さま満足を第一に考え、行動することのできる顧客志向をもった社員
- ② 自らの決定に責任をもち、約束を守る社員
- ③ 気遣いをもって、すべての人に誠実に接することのできる社員
- ④ 高い志をもち、チャレンジを続ける社員
- ⑤ スピードをもって決断し、実行する社員

### <社員のキャリア形成>

損害保険のプロフェッショナルとして必要とされる知識・スキルを身につけること、ならびに社員の自立的なキャリア形成をサポートすることを目的とした教育・研修プログラムを用意しています。

社員がキャリア計画を策定し、そのプランに基づいて、必要なプログラムを主体的に受講することができるよう社員の自己啓発を支援しています。

### <目標管理と人事評価>

社員個人の成長と目標の達成への意欲的な取組みを促進するために、担当する仕事（職務）の内容によって職務等級を設定し、年齢・性別、社歴の長さ等に関係なく、仕事に対する成果と能力を正確に見極め、公平で透明性の高い評価を実現するよう努めています。納得性の高い評価を实践するために、年度ごとに目標を設定のうえ、定期的にレビューを行い、結果は上司からフィードバック面談で通知されます。

### <ワークライフマネジメント>

社員が、仕事とプライベートをうまく調和させ、仕事だけでなく家庭や地域生活等においても充実した生活を送り、ライフステージに応じた自らの望む生き方を支援するために、出産・育児・介護等のための各種支援制度を設けるだけでなく、社員が生き活きと働き、充実感が得られる「ベストプレイス」の創造に向けた「The Best Place to Work」の取組みとして、フレックスタイムや在宅勤務の推奨等も行っていきます。

また、社員の多様なニーズに幅広く応えられることが、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるという認識のもと、従業員満足（ES: Employee Satisfaction）の向上にも取り組んでいます。

### <主な研修プログラム>

#### ● 階層別研修

エグゼクティブ・ディベロップメント・プログラム（EDP）、役員研修、マネージャー向け研修、新卒フォローアップ研修、新卒グローバル研修等

#### ● ビジネススキル研修

交渉スキル、問題解決トレーニング、プレゼンテーションスキル、プロジェクトマネジメント、コーチング等ビジネスに直結するスキル向上のための社外研修への参加

#### ● ACTIVE CAREトレーニング

日本におけるAIGグループ固有かつ統一の事業戦略である「ACTIVE CARE」を实践し、より一層お客さまを本位とする保険会社となるためのトレーニング

#### ● その他

損害保険に関する研修（損保講座）、英語学習プログラム、通信教育〈SD(Self Development)〉講座、AIGの各種eラーニングコース、ウィメン・ディベロップメント・プログラム（WDP）等

# 研修プログラム一覧

※今後実施予定の内容も含んでおります

スタッフ	課長・センター長・ ユニット長	室長・部長	役員
損保講座			EDP
			役員研修
マネージャー向け研修			
WDP			
ACTIVE CARE研修			
新卒 フォローアップ研修			
新卒 グローバル研修			
英語学習プログラム			
ビジネススキル研修（社外研修）			
eラーニングコース			
SD講座（Self Development）			

EDP (Executive Development Program) : 役員向け研修

WDP (Women Development Program) : 女性管理職および候補者向け研修

ACTIVE CARE研修: お客さま本位の業務運営を推進し、パートナーとして選ばれることを目指すAIGジャパン共通の事業戦略コンセプトに関する研修



## 1 株主の状況

株主名	AIGジャパン・ホールディングス株式会社			
持株数	237,000株	(内訳)	普通株式 A種種類株式	236,000株 1,000株
持株比率	100%			

(2018年3月31日現在)

## 2 会計監査人の状況

PwCあらた有限責任監査法人

## 3 役員の概況

### (1) 取締役・監査役の概況

役名	氏名	略歴
取締役会長 (非常勤)	クリスチャン・サンドリック	1999年 8月 AIG 入社 2012年 7月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 常務執行役員 2013年 1月 富士火災海上保険株式会社 取締役(非常勤) 2013年 4月 AIG損害保険株式会社 取締役(非常勤)(現任) 2015年 7月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 専務執行役員 2016年 1月 アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 取締役(非常勤) 2016年 2月 テックマークジャパン株式会社 取締役(非常勤)(現任) 2017年 4月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 執行役員 2018年 1月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 取締役執行役員(現任) 2018年 4月 アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 取締役会長(非常勤)(現任)
代表取締役社長 兼 CEO	北村 浩嘉	1988年11月 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー(現メットライフ生命保険株式会社) 入社 2012年 2月 メットライフアリコ生命保険会社(現メットライフ生命保険株式会社) 執行役専務 2014年 6月 アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 取締役副社長 2014年 8月 アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 代表取締役社長 兼 CEO(現任)
取締役 (非常勤)	五十嵐 隆文	2013年12月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 ヘッド・オブ・カスタマーエクスペリエンス 2016年 4月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 執行役員(現任) 2016年 6月 AIG富士生命株式会社 取締役(非常勤) 2017年 6月 アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 取締役(非常勤)(現任)

役名	氏名	略歴
取締役 (非常勤)	首藤 透	2002年 2月 AIG株式会社(現AIGテクノロジーズ株式会社) 入社 2010年 3月 富士火災海上保険株式会社 執行役 2011年 6月 富士火災海上保険株式会社 取締役兼代表執行役副社長 2011年 9月 富士火災海上保険株式会社 代表取締役副社長 2013年 7月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 専務執行役員 AIG損害保険株式会社 取締役(非常勤)(現任) 富士火災海上保険株式会社 取締役(非常勤) 2017年 4月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 執行役員(現任) 2018年 6月 アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 取締役(非常勤)(現任)
取締役 (非常勤)	ブレット・ハンフリー	2005年 6月 AIG 入社 2016年 6月 アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 取締役(非常勤)(現任) AIGジャパン・ホールディングス株式会社 ヘッド オブ フィナンシャル プランニング & アナリシス(現任) 2017年 6月 ジェイアイ傷害火災保険株式会社 社外取締役(非常勤)(現任)
監査役 (非常勤)	坂岸 潔	1979年 4月 AIU保険会社 入社 2017年 6月 アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 監査役(非常勤)(現任) AIGパートナーズ株式会社 監査役(非常勤)(現任)
社外監査役 (常勤)	斉藤 裕	1981年11月 AIU保険会社 入社 2013年 9月 アメリカンホーム保険会社 監査役(常勤) 2016年 6月 アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 社外監査役(常勤)(現任) AIG富士生命保険株式会社 社外監査役(非常勤)
社外監査役 (非常勤)	則生 直人	1980年 4月 富士火災海上保険株式会社 入社 2011年 4月 富士火災海上保険株式会社 執行役 2017年 2月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 ヘッド・オブ・アドミニストレーション AIGビジネス・パートナーズ株式会社 代表取締役社長 2018年 6月 ティーパック株式会社 社外監査役(非常勤)(現任) アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 社外監査役(非常勤)(現任)

(2018年6月28日現在)

## 役員略歴に関する注記

- 本表においては、アメリカン・インターナショナル・グループ・インク(AIG)、日本におけるAIGのグループ会社のうち保険持株会社と全保険会社に  
加え、AIGアセットマネジメント株式会社、AIGパートナーズ株式会社、AIGハーモニー株式会社、テックマークジャパン株式会社、ティーベック株  
式会社、および過去にAIGと資本関係のあった会社(存続会社含む)における略歴に限定して記載しています。
- 本表においては、社名もしくは会社形態に過去に変更があった会社については、次のように記載を統一しています。
  - アメリカンホーム医療・損害保険株式会社について、2014年4月の日本法人化以前の前身会社についてはすべてアメリカンホーム保険会社と記載  
しています。
  - AIG損害保険株式会社について、2013年4月の日本法人化以前の前身会社についてはすべてAIU保険会社と記載しています。
  - AIGジャパン・ホールディングス株式会社について、2012年11月の現社名への変更前についても、現社名で記載しています。
  - AIGパートナーズ株式会社について、2018年1月の現社名への変更前についても、現社名で記載しています。

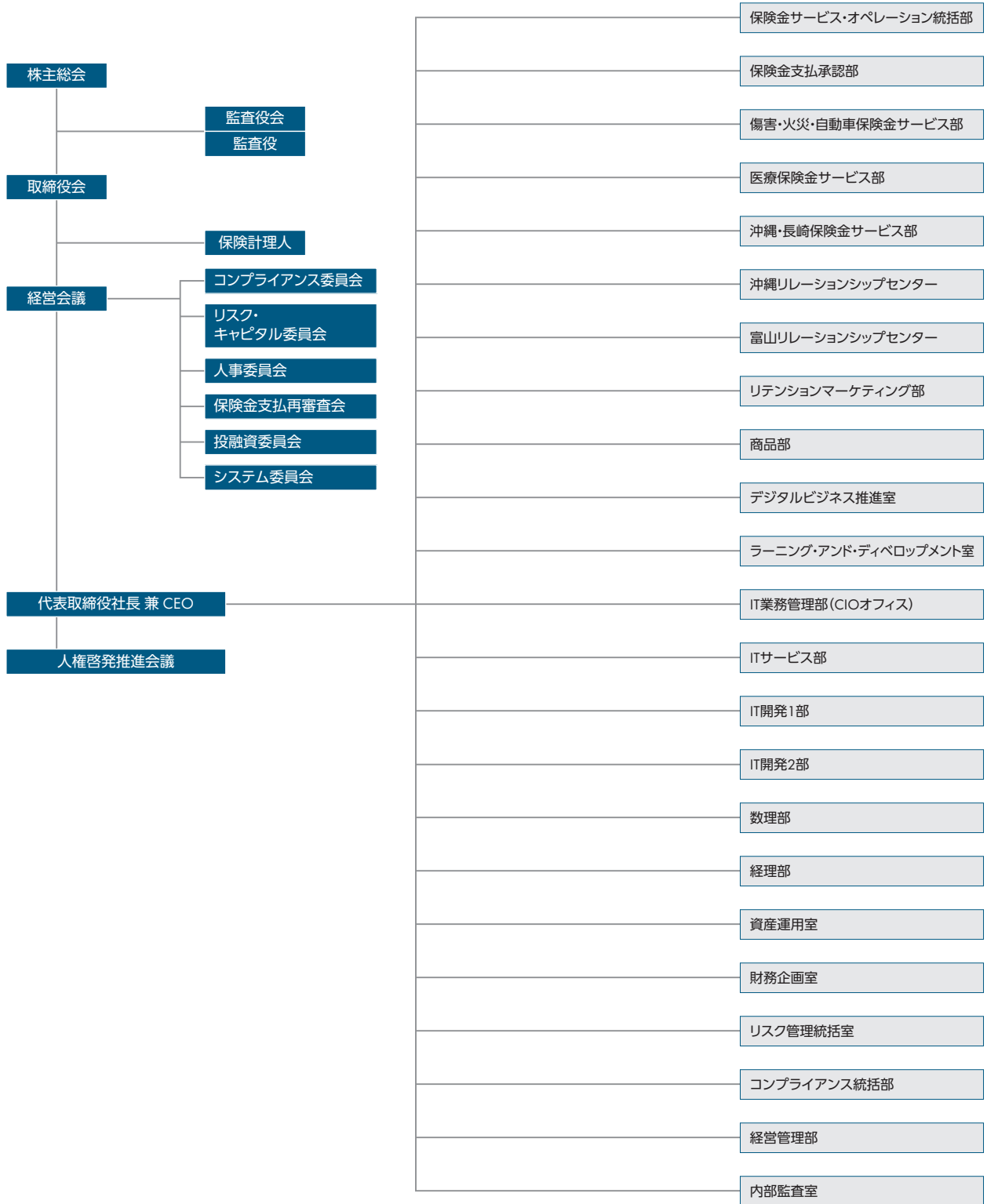
## (2) 執行役員の概況

役名	氏名	担当
代表取締役社長 兼 CEO	北村 浩嘉	全般、内部監査室、沖縄リレーションシップセンター、富山リレーションシップセンター、保険金サービス・オペレーション統括部、保険金支払承認部、傷害・火災・自動車保険金サービス部、医療保険金サービス部、沖縄・長崎保険金サービス部、リスク管理統括室（CRO）
執行役員	安納 伸光	デジタルビジネス推進室
執行役員 兼 CIO	池原 進	IT業務管理部（CIOオフィス）、ITサービス部、IT開発1部、IT開発2部
執行役員 兼 CFO	内田 恵美子	数理部、資産運用室、経理部、財務企画室
執行役員 兼 CCO	深水 邦彦	経営管理部、コンプライアンス統括部
執行役員	山本 龍正	商品部、リテンションマーケティング部、ラーニング・アンド・ディベロップメント室

(2018年6月28日現在)

## 4 組織図

(2018年6月1日現在)



## 5 会社沿革

### 沿革

1899年	● 米国において2つの保険会社が合併してグローブアンドラトガー火災保険会社となる	2008年	● 医療保険を「みんなのほすピタル」ブランドに統合 ● ガンのみ担保特約付医療総合保険「みんなのほすピタル ガンプチタイプ」を発売 ● シニア向け長期補償傷害保険「人生よろこんで」を発売
1952年	● グローブアンドラトガー火災保険がアメリカン・インターナショナル・グループ (AIG) の傘下に入る	2009年	● 引受基準緩和型医療保険“持病がある方も安心「みんなのほすピタル」”(定期型・終身型)を発売 ● 自動車保険付帯 無料ロードサービスを大幅拡充
1954年	● 社名をアメリカン・ホーム・アシュアランス・カンパニーに変更	2010年	● 自動車事故に遭われたお客さまに対して、当社社員が事故直後にアドバイスのご提供等を行う初期対応サービスの時間拡大 ● 医療保険の保険金請求で、女性特有の病気の場合、女性の担当者が対応するサービスを開始
1960年	● 日本における損害保険事業免許を取得	2011年	● 保険金請求のウェブサイトでの受付が全商品で可能に ● 新・医療総合保険「みんなのほすピタル3,000」を発売 ● 国内自動車ディーラーとの提携による修理工場ネットワークの拡大および保険金サービスセンターの統合を実施 ● 医療保険「みんなのほすピタル」において「インターネット割引」を開始 ● 富士生命（現FWD富士生命）の生命保険商品の販売開始
1982年	● 日本で初めて傷害保険の通信販売の認可を取得	2012年	● 沖縄オフィスのビル移転と業容拡大 ● 東京オフィスを神谷町に移転 ● 「ガンになったことがある方も入りやすい みんなのほすピタル 緩和告知型ガン保険」発売 ● 引受基準緩和型医療保険の加入条件を緩和し、先進医療補償を付帯可能に
1996年	● 日本で初めて自動車保険の通信販売の認可を取得	2013年	● 自動車保険の保険金支払進捗状況について、ウェブサイトから確認できるサービスを拡充 ● 「みんなのほすピタル」シリーズに「ガン一時金」に特化したプラン新登場
1997年	● 日本で初めて「リスク細分型自動車保険」を発売	2014年	● 「みんなのほすピタル」に「短期払」プランを追加 ● アメリカン・ホーム・アシュアランス・カンパニー日本支店から、日本法人であるアメリカンホーム医療・損害保険株式会社となり事業を開始 ● 長崎に医療保険金支払拠点を開設し、保険金支払体制を強化
1998年	● 専業主婦でも加入できる所得補償保険「お給料保険」を発売	2015年	● ソフトバンクカード会員向け交通事故傷害保険「フリーサポートプラン」の提供を開始
1999年	● 日本で初めて、シニア向けの無診査骨折補償「どんとこい」を発売 ● ウェブサイト上で「リスク細分型自動車保険」のオンライン見積りサービスおよびクレジットカードによるオンライン決済を開始	2016年	● 2016年4月以降の新規契約の販売活動を終了 ● 2016年12月以降のダイレクト自動車保険の契約取扱いを終了
2000年	● 沖縄にコールセンターを開設 ● 葬祭費用もお支払いできる「スーパーシニア保険」を発売		
2001年	● 医療総合保険「ライフサイズ入院」および「ライフサイズガン」を発売		
2002年	● シニア向け長期補償傷害保険「人生まだまだこれからだ」を発売		
2003年	● 家財に関わる様々なリスクをワイドに補償する「家財安心プラン」を発売 ● 「沖縄プロセッシングセンター」を開設し、基幹業務の一部を沖縄に移管		
2004年	● 無選択型医療総合保険「ザ・大人の医療保険」を発売 ● 自動車保険の「ファミリー特約シリーズ」を発売 ペットのケガの治療費を補償する特約が新登場 ● 満50歳から満79歳向けのアクティブシニア傷害保険「まいにち安心」を発売		
2005年	● ザ・ロンドン・アシュアランス日本支店の火災保険を除く保険契約を包括移転 ● 富山にコールセンターを開設		
2006年	● 30日間を超える長期入院に特化した医療保険「ザ・医療保険 入院ing（ニューイング）365」を発売 ● 補償内容を自由に設計できる医療総合保険「私にうれしい医療保険」を発売		
2007年	● 終身タイプの医療総合保険「私にうれしい医療保険 終身タイプ」を発売 ● 不正使用被害を補償する保険を総合セキュリティソフトに付帯		

## 6 オフィス所在地一覧

<b>東京オフィス</b>	〒105-8403 東京都港区虎ノ門 4-3-20 神谷町MTビル 3F・4F・5F	TEL 03-5401-8000
傷害保険金 第一サービスセンター		TEL 0120-068-950
傷害・火災新種保険金サービスセンター		TEL 0120-158-950
医療保険金 第一サービスセンター		TEL 0120-318-950
医療保険金 第二サービスセンター		TEL 0120-358-950
自動車保険金サービスセンター		TEL 0120-615-589
<b>沖縄オフィス</b>	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 1-1-12 那覇新都心センタービル 6F・7F	
沖縄リレーションシップセンター		TEL 098-941-1676
傷害保険金 第二サービスセンター		TEL 0120-348-950
<b>富山オフィス</b>	〒930-0856 富山県富山市牛島新町 5-5 タワートリプルワン 18F	
富山リレーションシップセンター		TEL 076-443-7098
保険金請求受付センター（傷害・医療・火災・個人賠償・ゴルフ）		TEL 0120-168-955
<b>大阪オフィス</b>	〒564-0051 大阪府吹田市豊津町9-1 パシフィックマークス江坂ビル 7F	
医療保険金 第三サービスセンター		TEL 0120-728-950
<b>長崎オフィス</b>	〒850-0843 長崎県長崎市常盤町1-1 メットライフ生命長崎ビル 2F	
医療保険金 第四サービスセンター		TEL 0120-956-479
医療保険金 第五サービスセンター		TEL 0120-956-218
<b>その他の拠点</b>		
恵比寿 保険ご案内センター	〒150-0012 東京都渋谷区広尾 1-13-7 恵比寿イーストビル 3F	TEL 0120-907-981
		(2018年7月1日時点)

2014年3月31日以前の情報は、アメリカン・ホーム・アシユアランス・カンパニー日本支店に関するものです。

## CONTENTS

直近の事業年度における事業の概況	54
事業の経過および成果	
保険引受の概況	
主な保険種目別の概況	
資産運用の概況	
今後の継続課題	
直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	55
直近の2事業年度の貸借対照表	56
直近の2事業年度の損益計算書	58
直近の2事業年度のキャッシュ・フロー計算書	59
継続企業の前提に関する注記	59
直近の2事業年度の株主資本等変動計算書	60
会社の状況に関する重要な事項	60
重要な後発事象	60
業務の状況を示す指標（直近の2事業年度）	61
1. 主要な業務の状況を示す指標	61
(1) 元受正味保険料（含む収入積立保険料）	
(2) 受再正味保険料	
(3) 支払再保険料	
(4) 正味収入保険料	
(5) 解約返戻金	
(6) 保険引受利益	
(7) 元受正味保険金	
(8) 受再正味保険金	
(9) 回収再保険金	
(10) 正味支払保険金	
(11) 元受収支残高	
2. 保険契約に関する指標	64
(1) 契約者配当金	
(2) 正味損害率、正味事業費率及びその合算率	
(3) 出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率	
(4) 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合	
(5) 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合	
(6) 出再保険料の格付ごとの割合	
(7) 未収再保険金	
3. 経理に関する指標	66
(1) 支払備金・責任準備金	
(2) 責任準備金の内訳	
(3) 責任準備金積立水準	
(4) 引当金の内訳と増減	
(5) 貸付金償却額	
(6) 損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の変動	
(7) 事業費明細（含む損害調査費）	
(8) 期首時点支払備金（見積り額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト）	
(9) 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表	
4. 資産運用に関する指標	70
(1) 運用資産	
(2) 利息及び配当金収入・運用利回り	
(3) 海外投融資残高・利回り	
(4) 商品有価証券の平均残高・売買高	
(5) 保有有価証券の種類別残高・構成比	
(6) 保有有価証券利回り	
(7) 有価証券の種類別・残存期間別残高	
(8) 業種別保有株式	
(9) 残存期間別貸付金残高	
(10) 担保別貸付金残高	
(11) 用途別貸付金残高・構成比	
(12) 業種別貸付金残高・構成比	
(13) 規模別貸付金残高・構成比	
(14) 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況	
(15) 有形固定資産	
5. 特別勘定に関する指標	73
財産の状況（直近の2事業年度）	74
1. リスク管理債権	74
2. 債務者区分に基づいて区分された債権	74
3. 保険金等の支払能力の充実の状況（単体ソルベンシー・マージン比率）	75
4. 有価証券等の時価情報	76
(1) 有価証券	
(2) 金銭の信託	
(3) デリバティブ取引関係	
その他	78

# 直近の事業年度における事業の概況

## 事業の経過および成果

2017年度の当社の元受正味保険料（収入積立保険料を含む）は60,929百万円と前年度に比べ17.6%の減収となりました。

経常収益は、保険引受収益が59,979百万円、資産運用収益が1,597百万円、その他経常収益が134百万円となり、前年度に比べ8,327百万円減少し61,712百万円となりました。

一方、経常費用は、保険引受費用が32,798百万円、資産運用費用が349百万円、営業費及び一般管理費が11,991百万円、その他経常費用を3百万円計上した結果、前年度に比べ8,207百万円減少し、45,143百万円となりました。

営業費及び一般管理費は、新規契約の販売活動の終了や自動車保険の更改契約引受の停止に伴って、システム開発費用や人件費等が大幅に削減されたことで2,124百万円減少しています。

その結果、当年度は16,568百万円の経常利益となりました。事業戦略の変更に起因し、更改契約の引受を停止した自動車保険の既存契約に関して新たな引受保険会社から受け取った代理店手数料を特別利益に計上し、事業構造改革費用や早期退職費用等を特別損失に計上し、法人税等を加減した当期純利益は13,403百万円となりました。

当年度末純資産は24,707百万円となり、前年度に比べ829百万円の減少となりました。

当年度末の単体ソルベンシー・マージン比率は、主に当期純利益の認識と異常危険準備金の増加により988.2%と約134.5ポイント増加し、引き続き高い水準を維持しています。

## 保険引受の概況

当年度の正味収入保険料は、59,264百万円と前年度に比べ11.5%の減収となりました。

一方、正味支払保険金は24,606百万円となり、正味損害率は44.9%と前年度に比べ0.9ポイント上昇しました。保険引受に係る営業費及び一般管理費は11,843百万円となり、正味事業費率は25.1%と、前年度に比べ0.1ポイント改善しました。これらに収入積立保険料、支払備金繰入額および責任準備金繰入額等を加減した保険引受利益は、前年度に比べ108百万円減少し、15,337百万円となりました。これは新規契約の販売および自動車保険の取り扱いの終了といった事業戦略の変更により、正味収入保険料が減少したためです。

## 主な保険種目別の概況

### ○医療・傷害保険

医療・傷害保険について、元受正味保険料（含む収入積立保険料）は60,184百万円と前年度に比べ10.0%の減収、正味収入保険料は57,412百万円と前年度に比べ10.1%の減収となっています。また、正味損害率は43.7%と前年度に比べ0.5ポイント上昇しています。

### ○自動車保険

自動車保険は、元受正味保険料は335百万円と前年度に比べ94.9%の減収、正味収入保険料は423百万円と前年度に比べ76.0%の減収となっています。また、正味損害率は134.8%と前年度に比べ65.7ポイント上昇しています。

## 資産運用の概況

当年度末の総資産は前年度に比べ2,725百万円減少して138,473百万円となり、このうち、有価証券等の運用資産は前年度末に比べ1,010百万円増加して130,659百万円となっています。

当年度の利息及び配当金収入は1,296百万円となり、有価証券売却損益等を含めた資産運用収益は1,597百万円と前年度に比べ263百万円増加しています。一方、資産運用費用は349百万円と前年度に比べ252百万円増加しています。

## 今後の継続課題

当社は事業戦略の変更により、既契約の維持・保全に特化することになりましたが、今後も引き続き、当社の経営ビジョンにある「お客さまに選ばれ続ける会社」であることを目指します。

これまで当社をお選びいただいたお客さまの信頼にお応えするため、強い財務基盤を維持することおよび健全かつ適正な業務運営の確保に努めると共に、当社の強みのひとつである、保険金支払い時やコールセンターでの心のこもったサービスの提供を続けてまいります。

また、「お客さま本位の業務運営」に徹し、お客さまにとって最善の利益を追求することに向けた取組みの推進とさらなる改善に取り組んでまいります。

一方で、IT技術の進展等による市場動向の変化に応じ、今後テクノロジーを活用した新たな保険商品の開発や募集、引受、査定等のプロセスを変革していく必要があるとの認識を持っており、AIGグループの一員として当社も検討を行ってまいります。

(注) 本書（以下の諸表を含む）における各計数の表示および計算は次のとおりです。

(1) 保険料等の金額は記載単位未満を切り捨てて表示し、増減率等の比率は小数点第2位を四捨五入し小数点第1位まで表示しています。

(2) 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料

(3) 正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 正味収入保険料



# 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

項目	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
元受正味保険料 (含む収入積立保険料) (対前期増減(△)率)	82,595 (△0.5%)	83,968 (1.7%)	83,892 (△0.1%)	73,942 (△11.9%)	60,929 (△17.6%)
正味収入保険料 (対前期増減(△)率)	65,711 (2.3%)	68,986 (5.0%)	71,859 (4.2%)	66,987 (△6.8%)	59,264 (△11.5%)
経常収益 (対前期増減(△)率)	66,671 (1.9%)	70,209 (5.3%)	73,137 (4.2%)	70,040 (△4.2%)	61,712 (△11.9%)
保険引受損益 (対前期増減(△)率)	△15,774 (-)	△16,510 (-)	△4,778 (-)	15,445 (-)	15,337 (△0.7%)
経常利益又は経常損失(△) (対前期増減(△)率)	△15,151 (-)	△15,747 (-)	△3,999 (-)	16,688 (-)	16,568 (△0.7%)
当期純利益又は当期純損失(△) (対前期増減(△)率)	△15,067 (-)	△15,786 (-)	△11,141 (-)	16,475 (-)	13,403 (△18.6%)
正味損害率	42.2%	41.6%	40.8%	44.0%	44.9%
正味事業費率	71.5%	71.0%	54.5%	25.2%	25.1%
資本金 (2013年度は持込資本金) (発行済株式総数)	3,404	19,971 (160,500株)	23,796 (237,000株)	7,862 (237,000株)	7,862 (237,000株)
純資産額	13,051	13,075	9,868	25,537	24,707
総資産額	106,514	117,804	121,036	141,198	138,473
積立勘定として経理された資産額	69	-	-	-	-
責任準備金残高	65,686	73,551	82,093	88,751	91,870
貸付金残高	0	-	-	-	-
有価証券残高	73,776	93,229	101,961	111,211	114,083
単体ソルベンシー・マージン比率 (%)	805.6%	793.2%	736.7%	853.7%	988.2%
配当性向 (%)	-	-	-	83.3%	83.3%
従業員数 (名)	1,270名	1,340名	1,168名	750名	520名

(注) 1. 本報告書 (以下の諸表を含む) における各計数の表示および計算は次のとおりです。

(1) 保険料等の金額は記載単位未満を切り捨てて表示し、増減率等の比率は小数点第2位を四捨五入し小数点第1位まで表示しています。

(2) 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料

(3) 正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 正味収入保険料

(注) 2. 「資本金」について、2013年度はアメリカン・ホーム・アシユアランス・カンパニー日本支店のデータのため「持込資本金」となっています。

# 直近の2事業年度の貸借対照表

## 期末貸借対照表

(単位：百万円)

科目	2016年度末	2017年度末
(資産の部)		
<b>現金及び預貯金</b>	<b>18,097</b>	<b>16,308</b>
預貯金	18,097	16,308
<b>有価証券</b>	<b>111,211</b>	<b>114,083</b>
国債	18,141	12,130
地方債	1,695	988
社債	42,594	52,261
株式	23	23
外国証券	41,513	42,911
その他の証券	7,243	5,767
<b>有形固定資産</b>	<b>484</b>	<b>361</b>
建物	339	267
その他の有形固定資産	144	94
<b>無形固定資産</b>	<b>562</b>	<b>367</b>
ソフトウェア	562	239
その他の無形固定資産	—	128
<b>その他資産</b>	<b>8,536</b>	<b>6,962</b>
未収保険料	1,337	1,271
代理店貸	82	58
共同再保険貸	10	8
再保険貸	54	15
外国再保険貸	1,823	895
代理業務貸	0	1
未収金	3,469	3,021
未収収益	287	264
預託金	447	397
仮払金	854	700
金融派生商品	123	282
その他の資産	45	45
<b>繰延税金資産</b>	<b>2,310</b>	<b>392</b>
<b>貸倒引当金</b>	<b>△4</b>	<b>△3</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>141,198</b>	<b>138,473</b>

科目	2016年度末	2017年度末
(負債の部)		
<b>保険契約準備金</b>	<b>102,049</b>	<b>104,544</b>
支払備金	13,297	12,673
責任準備金	88,751	91,870
<b>その他負債</b>	<b>13,001</b>	<b>8,543</b>
共同保険借	14	7
再保険借	317	217
外国再保険借	886	589
未払法人税等	2,281	1,125
預り金	342	327
未払金	2,751	2,524
仮受金	5,548	2,954
金融派生商品	504	484
資産除去債務	334	277
その他の負債	20	36
<b>退職給付引当金</b>	<b>253</b>	<b>272</b>
<b>役員退職慰労引当金</b>	<b>22</b>	<b>23</b>
<b>賞与引当金</b>	<b>178</b>	<b>182</b>
<b>特別法上の準備金</b>	<b>156</b>	<b>199</b>
価格変動準備金	156	199
<b>負債の部合計</b>	<b>115,661</b>	<b>113,765</b>
(純資産の部)		
<b>資本金</b>	<b>7,862</b>	<b>7,862</b>
<b>利益剰余金</b>	<b>16,475</b>	<b>16,153</b>
利益準備金	—	2,745
その他利益剰余金	16,475	13,408
繰越利益剰余金	16,475	13,408
<b>株主資本合計</b>	<b>24,338</b>	<b>24,016</b>
その他有価証券評価差額金	1,199	691
<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>1,199</b>	<b>691</b>
<b>純資産の部合計</b>	<b>25,537</b>	<b>24,707</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>141,198</b>	<b>138,473</b>

### (貸借対照表の注記)

- 有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりであります。
  - 満期保有目的の債券の評価は、償却原価法により行っております。
  - その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。
 

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
  - その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法により行っております。
- デリバティブ取引の評価は時価法により行っております。
- 有形固定資産の減価償却は定額法により行っております。
- 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法により償却しております。
- 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。
- 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償

却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。

- 破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。
- 今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。
- 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を引き当てております。
- また、すべての債権は資産の自己査定基準に基づき、各資産所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

- 退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定基準によっております。
- 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しており、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理しております。
- 役員退職慰労引当金は、従業員の退職慰労金の支払いに備え、内規に基づく当事業年度末支給額を計上しております。
  - 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、当事業年度末における支給見込額を基準に計上しております。
  - 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
  - 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。なお、資産にかかる控除対象外消費税は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。
  - 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年4月1日より前に開始する事業年度に属するものについては、通常の

賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

13. 外貨建債券に係る為替変動リスクをヘッジする目的で実施する為替予約取引について時価ヘッジを適用しております。なお、ヘッジの有効性については、原則としてヘッジ開始時点から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があることが明らかかな場合には、ヘッジの有効性の判定を省略しております。
14. 有形固定資産の減価償却累計額は781百万円であります。
15. 関係会社に対する金銭債権総額は207百万円、金銭債務総額は554百万円であります。
16. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生主な原因別の内訳は次のとおりであります。

繰延税金資産	
責任準備金	8,898百万円
繰越欠損金	302百万円
固定資産減損損失	433百万円
支払備金	255百万円
減価償却費	25百万円
賞与引当金	65百万円
退職給付引当金	75百万円
有価証券評価損	18百万円
未払事業税	65百万円
価格変動準備金	55百万円
資産除去債務	77百万円
未確定債務	118百万円
その他	33百万円
繰延税金資産小計	10,423百万円
評価性引当額	△9,737百万円
繰延税金資産合計	686百万円

繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△260百万円
その他	△33百万円
繰延税金負債合計	△294百万円
繰延税金資産純額	392百万円

17. 当期末における支払備金および責任準備金の内訳は次のとおりであります。
- (支払備金)
- |                              |           |
|------------------------------|-----------|
| 支払備金（出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く） | 18,327百万円 |
| 同上にかかる出再支払備金                 | 6,002百万円  |
| 差引（イ）                        | 12,324百万円 |
| 地震保険および自動車損害賠償責任保険           |           |
| にかかると支払備金（口）                 | 349百万円    |
| 計（イ+口）                       | 12,673百万円 |
- (責任準備金)
- |               |           |
|---------------|-----------|
| 普通責任準備金       |           |
| (出再責任準備金控除前)  | 49,676百万円 |
| 同上にかかる出再責任準備金 | 549百万円    |
| 差引（イ）         | 49,127百万円 |
| その他の責任準備金（口）  | 42,742百万円 |
| 計（イ+口）        | 91,870百万円 |
18. 金融商品に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針
- 当社は、保険業法に基づく損害保険事業を行っております。金融資産については、安定的な投資収益の確保のため、公社債・外国公社債の投資資産を保有しております。
- ② 金融商品の内容及びそのリスク
- 当社が保有する金融資産は主として有価証券、現金及び預貯金であります。保有する有価証券は主に日本国債、公社・公団債、事業債、外国債券であり、金利変動リスクおよび信用リスクに晒されております。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
- A. 信用リスクの管理
- 当社は、有価証券の信用リスクについては、資産運用リスク管理に関する諸規程に従い、業務執行部門である資産運用室が随時所有

証券の発行体の信用情報や時価の把握を行い、定期的に社内の投融資委員会とリスク・キャピタル委員会で経営陣に報告しております。

B. 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当社は、取締役会において決定された統合リスク管理方針に基づき、市場リスクの管理方法や手続き等の詳細を明記した市場リスクおよび金利リスク管理規程を定めております。これに従い、リスク管理統括室は金利リスクのモニタリングを行い、定期的に社内の投融資委員会とリスク・キャピタル委員会で経営陣に報告しております。

(b) 価格変動リスクの管理

当社は、価格変動リスクの管理を行うため、取締役会において決定された統合リスク管理方針に基づき、リスク許容量を設定しております。リスク管理統括室はこの範囲内で価格変動リスクの計測とモニタリングを行い、定期的に社内の関連部署および投融資委員会とリスク・キャピタル委員会で経営陣に報告しております。

C. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、流動性リスク管理規程に従い、経理部資金管理課が資金繰り計画の作成・更新を行い、定期的に社内の投融資委員会とリスク・キャピタル委員会で経営陣に報告しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。また、(2) 金融商品の時価等に関する事項におけるデリバティブ取引に関する契約等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

- (2) 金融商品の時価等に関する事項
- 2018年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。
- なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません。(注2)を参照ください。

(単位：百万円)			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
①現金及び預貯金	16,308	16,308	—
②有価証券			
(1)満期保有目的の債券	13,564	15,413	1,848
(2)その他有価証券	100,495	100,495	—
デリバティブ取引(*)			
(1)ヘッジ会計が適用されていないもの	△0	△0	—
(2)ヘッジ会計が適用されているもの	△201	△201	—
デリバティブ取引計	△201	△201	—

(\*) その他資産及びその負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

- (注1) 金融商品の時価の算定方法
- ① 現金及び預貯金
- 現金及び預貯金の時価は、帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② 有価証券

株式の時価は取引所の価格によっております。債券の時価は日本証券業協会の公表する公社債店頭売買参考統計値表に表示される価格または情報ベンダーから提示された価格、もしくは取引金融機関から提示された価格等によっております。また、投資信託の時価は取引所の価格または公表されている基準価格、もしくは取引金融機関等から提示された価格によっております。

③ デリバティブ取引

為替予約取引の時価の算定には、先物為替相場を使用しております。

(注2) 非上場株式（期末貸借対照表計上額23百万円）は、市場価格が無く、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから時価を把握するのは極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

19. 退職給付に関する事項は以下のとおりであります。

- (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表
- |                |          |
|----------------|----------|
| 期首における退職給付債務   | 5,146百万円 |
| 勤務費用           | 120百万円   |
| 利息費用           | 32百万円    |
| 過去勤務費用の当期発生額   | —百万円     |
| 数理計算上の差異の当期発生額 | △548百万円  |
| 退職給付の支払額       | △244百万円  |
| 期末における退職給付債務   | 4,507百万円 |
- (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表
- |                |          |
|----------------|----------|
| 期首における年金資産     | 2,857百万円 |
| 期待運用収益         | 71百万円    |
| 数理計算上の差異の当期発生額 | 215百万円   |
| 事業主からの拠出額      | 390百万円   |
| 退職給付の支払額       | △244百万円  |
| 期末における年金資産     | 3,289百万円 |
- (3) 退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表
- |                     |           |
|---------------------|-----------|
| 積立型制度               |           |
| 退職給付債務              | 4,507百万円  |
| 年金資産                | △3,289百万円 |
| 未認識過去勤務費用           | △574百万円   |
| 未認識数理計算上の差異         | △370百万円   |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 272百万円    |
- (4) 年金資産の主な内訳
- 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。
- |        |        |
|--------|--------|
| 債券     | 63.4%  |
| 株式     | 32.5%  |
| 現金及び預金 | 1.5%   |
| その他    | 2.6%   |
| 合 計    | 100.0% |

- (5) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載
- 年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

- (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項
- 期末における主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表しております。)
- |           |       |
|-----------|-------|
| 割引率       | 0.63% |
| 長期期待運用収益率 | 2.50% |

20. 1株当たりの純資産額は104,252円03銭であります。
- 算定上の基礎である純資産の部の合計額から控除する金額はありません。普通株式の当事業年度末株式数は236,000株、普通株式と同等の株式数は1,000株であります。
21. 有価証券1,500百万円を為替予約取引の担保に供しております。
22. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

# 直近の2事業年度の損益計算書

## 損益計算書

(単位：百万円)

科目	2016年度	2017年度
<b>経常収益</b>	<b>70,040</b>	<b>61,712</b>
<b>保険引受収益</b>	<b>68,532</b>	<b>59,979</b>
正味収入保険料	66,987	59,264
収入積立保険料	25	24
積立保険料等運用益	48	60
支払備金戻入額	1,470	623
為替差益	-	7
<b>資産運用収益</b>	<b>1,333</b>	<b>1,597</b>
利息及び配当金収入	1,177	1,296
有価証券売却益	131	208
有価証券償還益	0	153
金融派生商品収益	73	-
積立保険料等運用益振替	△48	△60
<b>その他経常収益</b>	<b>174</b>	<b>134</b>
<b>経常費用</b>	<b>53,351</b>	<b>45,143</b>
<b>保険引受費用</b>	<b>39,102</b>	<b>32,798</b>
正味支払保険金	26,850	24,606
損害調査費	2,652	2,010
諸手数料及び集金費	2,909	3,030
満期戻戻金	22	31
責任準備金繰入額	6,658	3,118
為替差損	8	-
その他保険引受費用	0	0
<b>資産運用費用</b>	<b>97</b>	<b>349</b>
有価証券売却損	-	172
有価証券評価損	95	-
有価証券償還損	1	1
金融派生商品費用	-	176
<b>営業費及び一般管理費</b>	<b>14,116</b>	<b>11,991</b>
<b>その他経常費用</b>	<b>35</b>	<b>3</b>
<b>経常利益</b>	<b>16,688</b>	<b>16,568</b>
<b>特別利益</b>	<b>403</b>	<b>1,453</b>
代理店手数料	403	1,453
<b>特別損失</b>	<b>1,159</b>	<b>507</b>
固定資産処分損	115	4
減損損失	115	103
早期退職関連費用	40	138
事業構造改革費用	844	218
特別法上の準備金繰入額	43	42
価格変動準備金繰入額	43	42
<b>税引前当期純利益</b>	<b>15,932</b>	<b>17,514</b>
<b>法人税及び住民税</b>	<b>2,159</b>	<b>2,062</b>
<b>法人税等調整額</b>	<b>△2,702</b>	<b>2,049</b>
<b>法人税等合計</b>	<b>△542</b>	<b>4,111</b>
<b>当期純利益</b>	<b>16,475</b>	<b>13,403</b>

(損益計算書の注記)

- 関係会社との取引による収益総額は該当ありません。費用総額は2,579百万円です。
- (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。
 

収入保険料	62,175百万円
支払再保険料	2,911百万円
差引	59,264百万円
- (2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。
 

支払保険金	28,425百万円
回収再保険金	3,819百万円
差引	24,606百万円
- (3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。
 

支払諸手数料および集金費	4,185百万円
出再保険手数料	1,154百万円
差引	3,030百万円

- (4) 支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。
 

支払備金繰入額(出再支払備金控除前)	△1,552百万円
(口)に掲げる保険を除く	△883百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	△669百万円
差引(イ)	△466百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金繰入額(口)	46百万円
計(イ+口)	△623百万円
- (5) 責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。
 

普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	407百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	△1,172百万円
差引(イ)	1,580百万円
その他の責任準備金繰入額(口)	1,537百万円
計(イ+口)	3,118百万円
- (6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。
 

預貯金利息	0百万円
有価証券利息・配当金	1,296百万円
計	1,296百万円
3. 損害調査費、営業費及び一般管理費として計上した退職給付引当金繰入額は409百万円であり、その内訳は次のとおりであります。
 

勤務費用	120百万円
利息費用	32百万円
期待運用収益	△71百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	76百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	250百万円
計	409百万円
4. 金融派生商品費用の評価損益は176百万円の損であります。
5. 事業戦略の変更に伴う特別利益および特別損失の計上
 

当社は2015年10月8日の取締役会で決議した戦略の変更に基づいて、2016年4月1日以降のすべての保険商品の新規契約の販売活動および一部保険商品の契約の更改・継続を終了しており、さらに、2016年6月28日の取締役会の決議に基づいて、2016年12月1日以降に満期を迎える自動車保険の既存契約の契約更改の取扱を終了しました。これらの戦略の変更に伴い、当社は当事業年度において、代理店手数料1,453百万円を特別利益として、減損損失103百万円、早期退職関連費用138百万円および事業構造改革費用218百万円を特別損失として、それぞれ計上しております。

  - (1) 代理店手数料
 

上記の戦略変更に伴い、2016年12月1日から2017年11月30日までの間に満期を迎えた自動車保険の既存契約に関して、新たな引受保険会社から受け取った代理店手数料を特別利益に計上しております。
  - (2) 減損損失
 

上記の戦略変更に伴い、契約の更改・継続を終了した保険商品に関連する資産および2016年4月1日以降に使用を停止した以下の資産グループについて、減損損失を計上しております。

① 減損損失を認識した資産または資産グループの概要

用途	種類	場所	減損損失額
事業用無形固定資産	ソフトウェア	本社	103

- (単位：百万円)
- ② 資産のグルーピングの方法
 

当社は、原則として会社全体を一つの資産グループとしております。ただし、契約の更改・継続を終了する保険商品に関連する資産については当該保険商品ごとに資産をグルーピングし、また、2016年4月1日以降に使用を停止した資産については個別の資産ごとに、減損を検討しております。
  - ③ 回収可能価額の算定方法
 

資産または資産グループの回収可能価額は正味売却可能価額により測定し、正味売却可能価額は処分見込価額により算定しております。
  - (3) 早期退職関連費用
 

上記戦略変更に伴って発生した早期退職に係る割増退職金および転職支援費用を早期退職関連費用として計上しております。
  - (4) 事業構造改革費用
 

上記戦略変更に伴って発生したシステム改修費用、事業所の閉鎖・移転の費用、契約者・取引先とのコミュニケーション費用、取引先との契約解除に係る費用等を構造改革費用として計上しております。
  6. 1株当たり当期純利益は56,553円35銭であります。算定上の基礎である当期純利益は13,403百万円であり普通株式および普通株式と同等の株式に係るものであります。また普通株式の期中平均株式数は236,000株、普通株式と同等の株式の期中平均株式数は1,000株であります。
  7. 関連当事者との取引高については以下のとおりであります。
    - (1) 兄弟会社等

種類	会社名	議決権等の所有(被所有)の割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	National Union Fire Insurance Co.	なし	出再取引先	出再取引先保険料 保険金 手数料	1,616 2,315 764	外国再保険債 外国再保険債	597 291

- 取引条件および取引条件の決定方針等  
手数料率その他の取引条件は、市場実勢を勘案して双方が希望条件を提示し、取引条件交渉の上で決定しております。
8. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

# 直近の2事業年度のキャッシュ・フロー計算書

## キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	2016年度	2017年度
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益 (△は損失)	15,932	17,514
減価償却費	403	315
減損損失	115	103
支払備金の増減額 (△は減少)	△1,470	△623
責任準備金の増減額 (△は減少)	6,658	3,118
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△1	△0
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△82	19
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△13	1
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△5	4
価格変動準備金の増減額 (△は減少)	43	42
利息及び配当金収入	△1,177	△1,296
有価証券関係損益 (△は益)	1	△188
金融派生商品損益 (△は益)	△73	176
支払利息	0	0
有形固定資産関係損益 (△は益)	115	4
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は増加)	1,503	1,722
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は減少)	△2,541	△3,235
小計	19,409	17,679
利息及び配当金の受取額	1,297	1,592
利息の支払額	△0	△0
法人税等の支払額	△61	△3,212
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>20,645</b>	<b>16,058</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	△19,025	△34,233
有価証券の売却・償還による収入	8,938	30,275
資産運用活動計	△10,086	△3,957
(営業活動及び資産運用活動計)	(10,558)	(12,101)
有形固定資産の取得による支出	△50	△7
有形固定資産の売却による収入	54	—
無形固定資産の取得による支出	—	△162
その他	102	5
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△9,980</b>	<b>△4,122</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
配当金の支払額	—	△13,725
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>—</b>	<b>△13,725</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	10,664	△1,789
現金及び現金同等物期首残高	7,432	18,097
現金及び現金同等物期末残高	18,097	16,308

(注記)

- 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりです。  

現金及び預貯金	16,308百万円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	—百万円
現金及び現金同等物	16,308百万円
- 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでいます。

## 継続企業の前提に関する注記

該当ありません。

# 直近の2事業年度の株主資本等変動計算書

2016年度

(単位：百万円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	23,796	11,300	-	11,300	△27,233	△27,233	7,862	2,005	2,005	9,868
当期変動額										
資本金および準備金 から剰余金への振替	△15,933	△11,300	27,233	15,933	-	-	-	-	-	-
欠損填補	-	-	△27,233	△27,233	27,233	27,233	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	16,475	16,475	16,475	-	-	16,475
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	△806	△806	△806
当期変動額合計	△15,933	△11,300	-	△11,300	43,709	43,709	16,475	△806	△806	15,668
当期末残高	<b>7,862</b>	-	-	-	<b>16,475</b>	<b>16,475</b>	<b>24,338</b>	<b>1,199</b>	<b>1,199</b>	<b>25,537</b>

2017年度

(単位：百万円)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		利益 準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	7,862	-	16,475	16,475	24,338	1,199	1,199	25,537
当期変動額								
剰余金の配当	-	-	△13,725	△13,725	△13,725	-	-	△13,725
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立	-	2,745	△2,745	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	13,403	13,403	13,403	-	-	13,403
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	△507	△507	△507
当期変動額合計	-	2,745	△3,066	△321	△321	△507	△507	△829
当期末残高	<b>7,862</b>	<b>2,745</b>	<b>13,408</b>	<b>16,153</b>	<b>24,016</b>	<b>691</b>	<b>691</b>	<b>24,707</b>

(株主資本等変動計算書の注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	236,000	-	-	236,000
A種類株式	1,000	-	-	1,000
合計	237,000	-	-	237,000

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たりの 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
2017年6月20日 定時株主総会	普通株式 A種類株式	80,000 13,645,000	338.98 13,645,000	2017年 3月31日	2017年 6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たりの 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式 A種類株式	80,000 11,090,000	338.98 11,090,000	2018年 3月31日	2018年 6月29日

3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

## 会社の状況に関する重要な事項

該当ありません。

## 重要な後発事象

該当ありません。

# 業務の状況を示す指標(直近の2事業年度)

## 1. 主要な業務の状況を示す指標

### (1) 元受正味保険料(含む収入積立保険料)

(単位:百万円)

種 目	2016年度		2017年度	
	金 額	構成比 (%)	金 額	構成比 (%)
火災	11	0.0	△0	△0.0
海上	—	—	—	—
傷害	66,873	90.4	60,184	98.8
自動車	6,540	8.9	335	0.5
自動車損害賠償責任	—	—	—	—
その他	517	0.7	410	0.7
(うち賠償責任)	( 403 )	( 0.5 )	( 344 )	( 0.6 )
合 計	<b>73,942</b>	<b>100.0</b>	<b>60,929</b>	<b>100.0</b>

(注) 元受正味保険料=元受保険料-(元受解約返戻金+元受その他返戻金)

### (2) 受再正味保険料

(単位:百万円)

種 目	2016年度	2017年度
火災	0	0
海上	—	—
傷害	—	—
自動車	0	0
自動車損害賠償責任	1,191	1,269
その他	—	—
(うち賠償責任)	( — )	( — )
合 計	<b>1,191</b>	<b>1,270</b>

(注) 受再正味保険料=受再契約に係る収入保険料-(受再解約返戻金+受再その他返戻金)

### (3) 支払再保険料

(単位:百万円)

種 目	2016年度	2017年度
火災	4	△0
海上	—	—
傷害	3,010	2,746
自動車	4,779	△87
自動車損害賠償責任	—	—
その他	327	251
(うち賠償責任)	( 325 )	( 251 )
合 計	<b>8,121</b>	<b>2,911</b>

(注) 支払再保険料=出再契約に係る支払保険料-(再保険返戻金+その他の再保険収入)

### (4) 正味収入保険料

(単位:百万円)

種 目	2016年度		2017年度	
	金 額	構成比 (%)	金 額	構成比 (%)
火災	7	0.0	△0	△0.0
海上	—	—	—	—
傷害	63,837	95.3	57,412	96.9
自動車	1,762	2.6	423	0.7
自動車損害賠償責任	1,191	1.8	1,269	2.1
その他	189	0.3	158	0.3
(うち賠償責任)	( 77 )	( 0.1 )	( 92 )	( 0.2 )
合 計	<b>66,987</b>	<b>100.0</b>	<b>59,264</b>	<b>100.0</b>

## (5) 解約返戻金

(単位：百万円)

種 目	2016年度	2017年度
火災	0	0
海上	—	—
傷害	1,089	1,020
自動車	86	8
自動車損害賠償責任	30	34
その他	0	0
(うち賠償責任)	( 0 )	( 0 )
<b>合 計</b>	<b>1,207</b>	<b>1,064</b>

(注) 解約返戻金 = 元受解約返戻金 + 受再解約返戻金 + 積立解約返戻金

## (6) 保険引受利益

(単位：百万円)

種 目	2016年度	2017年度
火災	23	3
海上	—	—
傷害	14,564	13,964
自動車	729	1,243
自動車損害賠償責任	—	—
その他	128	126
(うち賠償責任)	( 27 )	( 36 )
<b>合 計</b>	<b>15,445</b>	<b>15,337</b>

(注) 保険引受利益 = 保険引受収益 - (保険引受費用 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ± その他収支  
なお、その他収支は自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額等です。

## (7) 元受正味保険金

(単位：百万円)

種 目	2016年度	2017年度
火災	29	0
海上	—	—
傷害	27,148	24,722
自動車	5,234	2,551
自動車損害賠償責任	—	—
その他	101	210
(うち賠償責任)	( 101 )	( 210 )
<b>合 計</b>	<b>32,513</b>	<b>27,485</b>

(注) 元受正味保険金 = 元受保険金 - 元受保険金戻入

## (8) 受再正味保険金

(単位：百万円)

種 目	2016年度	2017年度
火災	2	—
海上	—	—
傷害	—	—
自動車	—	—
自動車損害賠償責任	684	940
その他	—	—
(うち賠償責任)	( — )	( — )
<b>合 計</b>	<b>686</b>	<b>940</b>

(注) 受再正味保険金 = 受再契約に係る支払保険金 - 受再保険金戻入



(9) 回収再保険金

(単位：百万円)

種 目	2016年度	2017年度
火災	28	0
海上	—	—
傷害	1,798	1,457
自動車	4,444	2,167
自動車損害賠償責任	—	—
その他	78	193
(うち賠償責任)	( 78 )	( 193 )
<b>合 計</b>	<b>6,350</b>	<b>3,819</b>

(注) 回収再保険金 = 出再契約に係る回収保険金 - 再保険金割戻

(10) 正味支払保険金

(単位：百万円)

種 目	2016年度	2017年度
火災	3	0
海上	—	—
傷害	25,349	23,264
自動車	789	384
自動車損害賠償責任	684	940
その他	22	17
(うち賠償責任)	( 22 )	( 17 )
<b>合 計</b>	<b>26,850</b>	<b>24,606</b>

(注) 正味支払保険金 = 支払保険金 (元受 + 受再) - 回収保険金

(11) 元受収支残高

2016年度

(単位：百万円)

種 目	元受正味保険料 (除く収入積立保険料)	元受正味保険金	損害調査費	元受事業費	元受収支残高	元受収支 残高率 (%)
火災	11	29	0	2	△20	△183.9
海上	—	—	—	—	—	—
傷害	66,847	27,148	2,216	18,542	18,940	28.3
自動車	6,540	5,234	427	1,434	△555	△8.5
自動車損害賠償責任	—	—	0	1	△1	—
その他	517	101	8	176	230	44.5
(うち賠償責任)	( 403 )	( 101 )	( 8 )	( 155 )	( 137 )	( 34.2 )
<b>合 計</b>	<b>73,916</b>	<b>32,513</b>	<b>2,652</b>	<b>20,157</b>	<b>18,592</b>	<b>25.2</b>

2017年度

(単位：百万円)

種 目	元受正味保険料 (除く収入積立保険料)	元受正味保険金	損害調査費	元受事業費	元受収支残高	元受収支 残高率 (%)
火災	△0	0	0	△0	△0	—
海上	—	—	—	—	—	—
傷害	60,159	24,722	1,808	15,803	17,826	29.6
自動車	335	2,551	186	75	△2,478	△738.6
自動車損害賠償責任	—	—	0	1	△2	—
その他	410	210	15	147	36	8.8
(うち賠償責任)	( 344 )	( 210 )	( 15 )	( 134 )	( △16 )	( △4.8 )
<b>合 計</b>	<b>60,905</b>	<b>27,485</b>	<b>2,010</b>	<b>16,028</b>	<b>15,381</b>	<b>25.3</b>

(注) 1. 元受正味保険料 (除く収入積立保険料) = 元受保険料 - (元受解約返戻金 + 元受その他返戻金) - 収入積立保険料  
 2. 元受正味保険金 = 元受保険金 - 元受保険金戻入  
 3. 元受事業費 = 元受諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費  
 4. 元受収支残高 = 元受正味保険料 (除く収入積立保険料) - 元受正味保険金 - 損害調査費 - 元受事業費  
 5. 元受収支残高率 = 元受収支残高 ÷ 元受正味保険料 (除く収入積立保険料)

## 2. 保険契約に関する指標

### (1) 契約者配当金

積立保険（貯蓄型保険）においては、満期を迎えられたご契約者に対し、契約時に定めた満期返戻金をお支払いすると共に、保険期間中の運用利回りが予定した利回りを上回った場合には、毎月の満期契約ごとに契約者配当金を計算してお支払いしています。

なお、契約者配当金についてはお支払いをお約束するものではなく、運用実績等によって変動（増減）し、お支払いできないこともあります。

### ●2017年1月1日から同月31日まで及び2018年1月1日から同月31日までに満期を迎えた積立保険契約の契約者配当金の例（満期返戻金10万円の場合）

満期月	保険期間	5年
2017年1月		該当契約はありません
2018年1月		該当契約はありません

(注) 保険期間5年は積立家族傷害保険を例示しています。

### (2) 正味損害率、正味事業費率及びその合算率

(単位：%)

種 目	2016年度			2017年度		
	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災	46.5	22.9	69.4	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—
傷害	43.2	27.4	70.6	43.7	25.9	69.6
自動車	69.1	△37.6	31.5	134.8	△5.7	129.1
自動車損害賠償責任	57.5	0.1	57.6	74.1	0.1	74.2
その他	16.5	27.1	43.6	20.5	25.9	46.4
(うち賠償責任)	(40.4)	(39.6)	(80.0)	(35.1)	(30.2)	(65.3)
合 計	<b>44.0</b>	<b>25.2</b>	<b>69.2</b>	<b>44.9</b>	<b>25.1</b>	<b>70.0</b>

(注) 1. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料

2. 正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 正味収入保険料

3. 合算率 = 正味損害率 + 正味事業費率

### (3) 出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

(単位：%)

種 目	2016年度			2017年度		
	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災	2.9	6.9	9.8	△4.2	0.3	△3.9
海上	—	—	—	—	—	—
傷害	43.4	29.2	72.6	45.5	27.2	72.7
(医療)	(38.9)			(40.2)		
(その他)	(47.2)			(50.0)		
自動車	51.3	15.5	66.8	83.9	4.5	88.4
その他	12.7	32.8	45.5	30.4	33.4	63.8
(うち賠償責任)	(16.3)	(36.8)	(53.1)	(36.0)	(36.1)	(72.1)
合 計	<b>44.2</b>	<b>27.5</b>	<b>71.7</b>	<b>46.5</b>	<b>26.6</b>	<b>73.1</b>

(注) 1. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。

2. 発生損害率 = (出再控除前の発生損害額 + 損害調査費) ÷ 出再控除前の既経過保険料

3. 事業費率 = (支払諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 出再控除前の既経過保険料

4. 合算率 = 発生損害率 + 事業費率

5. 出再控除前の発生損害額 = 支払保険金 + 出再控除前の支払備金積増額

6. 出再控除前の既経過保険料 = 収入保険料 - 出再控除前の未経過保険料積増額

7. 医療は傷害保険のうち医療総合保険と新・医療総合保険、無選択型医療総合保険、終身医療保険、引受基準緩和型医療保険、および緩和告知型ガン保険を記載しています。

(4) 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

(単位：%)

区 分	2016年度	2017年度
国内契約	100.0	100.0
海外契約	—	—

(注) 上表は、収入保険料（元受正味保険料（除く収入積立保険料）と受再正味保険料の合計）について国内契約及び海外契約の割合を記載しています。

(5) 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合 (%)
2016年度	6	98.7
2017年度	7	96.5

(注) 出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者（プール出再を含む）を対象にしています。

(6) 出再保険料の格付ごとの割合

(単位：%)

格付区分	A以上	Baa以上	その他 (格付なし・不明・Ba以下)	合 計
2016年度	98.8	—	1.2	100
2017年度	96.9	—	3.1	100

(注) 再保険プールを含んでいません。

格付区分は、以下の方法により区分しています。

<格付区分の方法>

①スタンダード&プアーズ社の格付を使用し、同社の格付がない場合は、A.M.Bes社の格付を使用しています。

②これら2社の格付がない場合はムーディーズ社、フィッチ社、格付投資情報センター、日本格付研究所の格付を使用しています。

ムーディーズ社、フィッチ社、格付投資情報センター、および日本格付研究所の格付を使用する場合、A以上は「A以上」、BBB以上は「Baa以上」、BBB未満は「その他（格付なし・不明・Ba以下）」に区分しています。

(7) 未収再保険金

(単位：百万円)

種目計		2016年度	2017年度
1	年度開始時の未収再保険金	2,345	1,877
2	当該年度に回収できる事由が発生した額	6,350	3,819
3	当該年度回収等	6,817	4,785
4	1+2-3=年度末の未収再保険金	1,877	911

(注) 地震・自賠責保険に係る金額を除いています。

### 3. 経理に関する指標

#### (1) 支払備金・責任準備金

(単位：百万円)

種 目	支払備金		責任準備金	
	2016年度末	2017年度末	2016年度末	2017年度末
火災	0	0	187	183
海上	—	—	—	—
傷害	12,162	11,696	83,614	87,604
自動車	816	618	2,649	1,480
自動車損害賠償責任	302	349	2,149	2,487
その他	14	9	150	114
(うち賠償責任)	( 14 )	( 9 )	( 29 )	( 30 )
<b>合 計</b>	<b>13,297</b>	<b>12,673</b>	<b>88,751</b>	<b>91,870</b>

#### (2) 責任準備金の内訳

##### 2016年度末

(単位：百万円)

種 目	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金	合 計
火災	10	177	0	—	—	<b>187</b>
海上	—	—	—	—	—	—
傷害	46,250	28,110	97	9,155	—	<b>83,614</b>
自動車	1,169	1,480	—	—	—	<b>2,649</b>
自動車損害賠償責任	2,149	—	—	—	—	<b>2,149</b>
その他	116	33	—	—	—	<b>150</b>
(うち賠償責任)	( 23 )	( 6 )	( — )	( — )	( — )	( 29 )
<b>合 計</b>	<b>49,696</b>	<b>29,801</b>	<b>97</b>	<b>9,155</b>	—	<b>88,751</b>

##### 2017年度末

(単位：百万円)

種 目	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金	合 計
火災	7	176	—	—	—	<b>183</b>
海上	—	—	—	—	—	—
傷害	49,043	30,065	—	8,495	—	<b>87,604</b>
自動車	—	1,480	—	—	—	<b>1,480</b>
自動車損害賠償責任	2,487	—	—	—	—	<b>2,487</b>
その他	76	37	—	—	—	<b>114</b>
(うち賠償責任)	( 22 )	( 7 )	( — )	( — )	( — )	( 30 )
<b>合 計</b>	<b>51,614</b>	<b>31,759</b>	—	<b>8,495</b>	—	<b>91,870</b>

## (3) 責任準備金積立水準

区 分		2016年度末	2017年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式	平準純保険料式
積立率		100.0%	100.0%

- (注) 1. 積立方式および積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約および保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いています。
2. 保険料積立金および払戻積立金以外について積立方式という概念が無いため、積立方式は保険料積立金および払戻積立金について記載していません。
3. 積立率 = (実際に積み立てている普通責任準備金 + 払戻積立金) ÷ (下記(1)～(3)の合計額)
- (1) 標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金および払戻積立金（保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る）
- (2) 標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項および同3項に定める保険契約以外の保険契約で2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金ならびに2001年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金および払戻積立金
- (3) 2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

## (4) 引当金の内訳と増減

## 2016年度

(単位：百万円)

区 分	2015年度末残高	増加額	減少額	2016年度末残高
貸倒引当金計	5	4	5	4
一般貸倒引当金	2	1	2	1
個別貸倒引当金	3	3	3	3
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—
退職給付引当金	335	45	127	253
役員退任慰労引当金	35	12	25	22
賞与引当金	183	178	183	178
価格変動準備金	113	43	—	156

## 2017年度

(単位：百万円)

区 分	2016年度末残高	増加額	減少額	2017年度末残高
貸倒引当金計	4	3	4	3
一般貸倒引当金	1	0	1	0
個別貸倒引当金	3	2	3	2
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—
退職給付引当金	253	409	390	272
役員退任慰労引当金	22	6	5	23
賞与引当金	178	182	178	182
価格変動準備金	156	42	—	199

## (5) 貸付金償却額

2016年度、2017年度とも、該当ありません。

## (6) 損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ	すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定します。	
計算方法	○増加する発生損害額＝既経過保険料×1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しています。 ○増加する異常危険準備金取崩額＝正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額 ○経常利益の減少額＝増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額	
経常利益の減少額	2016年度	626百万円 (注) 異常危険準備金残高の取崩額 - 百万円
	2017年度	560百万円 (注) 異常危険準備金残高の取崩額 1百万円

(注) 地震保険および自動車損害賠償責任保険については、ノーロス・ノープロフィットの原則に基づき、増加する発生保険金は責任準備金の取崩等により相殺しています。

## (7) 事業費明細 (含む損害調査費)

(単位：百万円)

区 分	2016年度	2017年度
人件費	5,853	4,811
物件費	10,288	8,744
税金	627	445
火災予防拠出金及び交通事故予防拠出金	—	—
損害保険契約者保護機構に対する負担金	—	—
諸手数料及び集金費	2,909	3,030
<b>合 計</b>	<b>19,678</b>	<b>17,032</b>

(注) 金額は、損益計算書における「損害調査費」、「営業費及び一般管理費」ならびに「諸手数料及び集金費」の合計額です。

## (8) 期首時点支払備金 (見積り額) の当期末状況 (ラン・オフ・リザルト)

(単位：百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握見積り差額
2013年度	25,262	15,402	10,910	△1,050
2014年度	26,229	15,990	9,904	334
2015年度	24,672	14,750	8,704	1,217
2016年度	22,672	13,913	7,550	1,208
2017年度	<b>22,671</b>	<b>12,198</b>	<b>7,856</b>	<b>2,616</b>

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。  
 2. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。  
 3. 当期把握見積り差額＝期首支払備金－(前期以前発生事故に係る当期支払保険金＋前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

(9) 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

● 傷害

(単位：百万円)

事故発生年度		2013年度			2014年度			2015年度			2016年度			2017年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金 + 支払備金	事故発生年度末	26,192			26,227			26,765			26,016			24,566		
	1年後	26,799	1.023	606	26,443	1.008	215	26,487	0.990	△278	26,094	1.003	78			
	2年後	26,859	1.002	60	26,331	0.996	△112	26,554	1.003	67						
	3年後	26,732	0.995	△126	26,307	0.999	△24									
	4年後	26,672	0.998	△60												
<b>最終損害見積り額</b>		<b>26,672</b>			<b>26,307</b>			<b>26,554</b>			<b>26,094</b>			<b>24,566</b>		
<b>累計保険金</b>		<b>26,411</b>			<b>25,908</b>			<b>25,839</b>			<b>23,906</b>			<b>14,581</b>		
<b>支払備金</b>		<b>260</b>			<b>398</b>			<b>715</b>			<b>2,187</b>			<b>9,985</b>		

● 自動車

(単位：百万円)

事故発生年度		2013年度			2014年度			2015年度			2016年度			2017年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金 + 支払備金	事故発生年度末	8,757			7,680			6,583			4,814			1,114		
	1年後	8,582	0.980	△174	7,407	0.964	△273	6,289	0.955	△293	5,014	1.042	200			
	2年後	8,351	0.973	△231	7,382	0.997	△24	6,533	1.039	244						
	3年後	8,192	0.981	△158	7,279	0.986	△103									
	4年後	8,114	0.990	△77												
<b>最終損害見積り額</b>		<b>8,114</b>			<b>7,279</b>			<b>6,533</b>			<b>5,014</b>			<b>1,114</b>		
<b>累計保険金</b>		<b>7,774</b>			<b>6,637</b>			<b>5,423</b>			<b>3,789</b>			<b>666</b>		
<b>支払備金</b>		<b>339</b>			<b>641</b>			<b>1,109</b>			<b>1,225</b>			<b>448</b>		

● 賠償責任

(単位：百万円)

事故発生年度		2013年度			2014年度			2015年度			2016年度			2017年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金 + 支払備金	事故発生年度末	159			176			87			67			73		
	1年後	141	0.885	△18	118	0.671	△58	90	1.031	2	78	1.162	10			
	2年後	146	1.034	4	122	1.030	3	103	1.145	13						
	3年後	142	0.974	△3	120	0.987	△1									
	4年後	169	1.187	26												
<b>最終損害見積り額</b>		<b>169</b>			<b>120</b>			<b>103</b>			<b>78</b>			<b>73</b>		
<b>累計保険金</b>		<b>133</b>			<b>115</b>			<b>92</b>			<b>68</b>			<b>39</b>		
<b>支払備金</b>		<b>35</b>			<b>4</b>			<b>10</b>			<b>9</b>			<b>34</b>		

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。  
 2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しています。  
 3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しています。

## 4. 資産運用に関する指標

### (1) 運用資産

(単位：百万円)

区 分	2016年度末		2017年度末	
	金 額	構成比 (%)	金 額	構成比 (%)
預貯金	18,097	12.8	16,308	11.8
コールローン	—	—	—	—
買現先債券	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—
有価証券	111,211	78.8	114,083	82.4
貸付金	—	—	—	—
土地・建物	339	0.2	267	0.2
運用資産計	129,649	91.8	130,659	94.4
総資産	141,198	100.0	138,473	100.0

### (2) 利息及び配当金収入・運用利回り

(単位：百万円)

区 分	2016年度末		2017年度末	
	金 額	利回り (%)	金 額	利回り (%)
預貯金	0	0.00	0	0.00
コールローン	—	—	—	—
買現先債券	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—
有価証券	1,177	1.12	1,296	1.23
貸付金	—	—	—	—
土地・建物	—	—	—	—
小 計	1,177	1.00	1,296	1.04
その他	—	—	—	—
合 計	1,177	—	1,296	—

### (3) 海外投融資残高・利回り

(単位：百万円)

区 分	2016年度末		2017年度末		
	金 額	構成比 (%)	金 額	構成比 (%)	
外貨建	外国公社債	18,021	43.4	18,394	42.9
	外国株式	45	0.1	—	—
	その他	—	—	—	—
	計	18,066	43.5	18,394	42.9
円貨建	非居住者貸付	—	—	—	—
	外国公社債	23,446	56.5	24,517	57.1
	その他	—	—	—	—
	計	23,446	56.5	24,517	57.1
合 計	41,513	100.0	42,911	100.0	
海外投融資利回り	運用資産利回り (インカム利回り)	1.00%		1.19%	
	運用資産利回り (実現利回り)	1.21%		1.16%	
	(参考) 時価総合利回り	0.78%		0.88%	



#### (4) 商品有価証券の平均残高・売買高

該当ありません。

#### (5) 保有有価証券の種類別残高・構成比

(単位：百万円)

区 分	2016年度末		2017年度末	
	金 額	構成比 (%)	金 額	構成比 (%)
国債	18,141	16.3	12,130	10.6
地方債	1,695	1.5	988	0.9
社債	42,594	38.3	52,261	45.8
株式	23	0.0	23	0.0
外国証券	41,513	37.4	42,911	37.6
その他の証券	7,243	6.5	5,767	5.1
合 計	<b>111,211</b>	<b>100.0</b>	<b>114,083</b>	<b>100.0</b>

#### (6) 保有有価証券利回り

(単位：%)

区 分	区 分	2016年度末	2017年度末
		運用資産利回り (インカム利回り)	公社債
	株式	18.80	89.24
	外国証券	1.00	1.19
	その他の証券	3.03	3.85
	合 計	<b>1.12</b>	<b>1.23</b>
運用資産利回り (実現利回り)	公社債	0.93	0.91
	株式	137.73	89.24
	外国証券	1.21	1.16
	その他の証券	1.71	4.20
	合 計	<b>1.22</b>	<b>1.24</b>
(参考) 時価総合利回り	公社債	0.30	0.53
	株式	18.77	89.24
	外国証券	0.78	0.88
	その他の証券	△4.50	△0.23
	合 計	<b>0.15</b>	<b>0.62</b>

#### (7) 有価証券の種類別・残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	2016年度末							2017年度末						
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定め のないもの を含む)	合計	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定め のないもの を含む)	合計
国債	5,976	296	6,052	-	-	5,816	18,141	291	6,030	-	-	-	5,809	12,130
地方債	698	296	-	-	-	700	1,695	291	-	-	-	-	696	988
社債	6,813	7,808	10,240	1,624	2,192	13,914	42,594	3,517	6,665	10,216	10,238	7,232	14,389	52,261
株式						23	23						23	23
外国証券	12,908	2,230	8,164	10,180	233	7,796	41,513	904	9,531	12,710	10,176	2,715	6,872	42,911
外国公社債	12,908	2,230	8,164	10,180	233	7,751	41,468	904	9,531	12,710	10,176	2,715	6,872	42,911
外国株式その他	-	-	-	-	-	45	45	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	7,243	7,243	-	-	-	-	-	5,767	5,767
合 計	26,395	10,632	24,457	11,804	2,425	35,495	111,211	5,005	22,227	22,927	20,415	9,947	33,559	114,083

## (8) 業種別保有株式

(単位：百万円)

区 分	2016年度末		2017年度末		
	金 額	構成比 (%)	金 額	構成比 (%)	
製造業	食料品	—	—	—	—
	繊維	—	—	—	—
	パルプ・紙	—	—	—	—
	化学	—	—	—	—
	石油・石炭製品	—	—	—	—
	ゴム製品	—	—	—	—
	硝子・土石	—	—	—	—
	鉄鋼	—	—	—	—
	非鉄金属	—	—	—	—
	金属製品	—	—	—	—
	機械	—	—	—	—
	電気機器	—	—	—	—
	輸送用機器	—	—	—	—
	精密機器	—	—	—	—
	その他製造	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—
非製造業	水産	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—
	建設	—	—	—	—
	商業	—	—	—	—
	金融・保険	0	0.8	0	0.8
	証券	—	—	—	—
	不動産	—	—	—	—
	陸運	—	—	—	—
	海運・空運	—	—	—	—
	倉庫	—	—	—	—
	情報・通信業	—	—	—	—
	電気	—	—	—	—
	サービス	23	99.2	23	99.2
	小計	23	100.0	23	100.0
合 計	23	100.0	23	100.0	

(注) 医薬品は化学として、卸売業および小売業は商業として、また銀行業、保険業およびその他金融業は金融・保険業として記載しています。

## (9) 残存期間別貸付金残高

該当ありません。

## (10) 担保別貸付金残高

該当ありません。

## (11) 用途別貸付金残高・構成比

該当ありません。

## (12) 業種別貸付金残高・構成比

該当ありません。

### (13) 規模別貸付金残高・構成比

該当ありません。

### (14) 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

### (15) 有形固定資産

(単位：百万円)

区 分	2016年度末	2017年度末
土地	—	—
営業用	—	—
賃貸用	—	—
建物	339	267
営業用	339	267
賃貸用	—	—
建設仮勘定	—	—
営業用	—	—
賃貸用	—	—
合 計	—	—
営業用	—	—
賃貸用	—	—
リース資産	—	—
その他の有形固定資産	144	94
合 計	484	361

## 5. 特別勘定に関する指標

該当ありません。

# 財産の状況(直近の2事業年度)

## 1. リスク管理債権

(単位：百万円)

区 分	2016年度末	2017年度末
破綻先債権額	—	—
延滞債権額	—	—
3カ月以上延滞債権額	—	—
貸付条件緩和債権額	—	—
合 計	—	—

(注) 各債権の定義は、貸借対照表の注記に記載のとおりです。

## 2. 債務者区分に基づいて区分された債権

(単位：百万円)

区 分	2016年度末	2017年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—
危険債権	—	—
要管理債権	—	—
正常債権	—	—
合 計	—	—

(注) 各債権の定義は次のとおりです。

- 破産更生債権およびこれらに準ずる債権  
破産手続開始、更生手続開始または再生手続開始の申し立てにより経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
- 危険債権  
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権です。
- 要管理債権  
3カ月以上延滞貸付金（元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金〔1および2に掲げる債権を除く〕をいう。以下同じ）および条件緩和貸付金（債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金〔1および2に掲げる債権ならびに3カ月以上延滞貸付金を除く〕をいう）です。
- 正常債権  
債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

### 3. 保険金等の支払能力の充実の状況（単体ソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円）

	2016年度末	2017年度末
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額	42,104	45,664
資本金又は基金等、若しくは供託金等	10,613	12,846
価格変動準備金	156	199
危険準備金	97	—
異常危険準備金（地震危険準備金を含む）	29,801	31,759
一般貸倒引当金	1	0
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益（税効果控除前）	1,431	856
土地の含み損益	—	—
持込資本金及び剰余金	—	—
税効果相当額	2	1
負債性資本調達手段等	—	—
払戻積立金超過額および負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	—	—
その他	—	—
(B) 単体リスクの合計額		
$\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2+R_5+R_6}$	9,863	9,241
一般保険リスク (R <sub>1</sub> )	8,463	7,914
第三分野保険の保険リスク (R <sub>2</sub> )	—	—
予定利率リスク (R <sub>3</sub> )	91	90
資産運用リスク (R <sub>4</sub> )	3,145	3,035
経営管理リスク (R <sub>5</sub> )	245	230
巨大災害リスク (R <sub>6</sub> )	557	501
(C) 単体ソルベンシー・マージン比率 (%)		
$[(A) \div \{(B) \times 1/2\}] \times 100$	<b>853.7%</b>	<b>988.2%</b>

（注）「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条、第161条（単体ソルベンシー・マージン）および第87条、第162条（単体リスク）ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率です。

#### 〈単体ソルベンシー・マージン比率〉

- 損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- この「通常の予測を超える危険」に対して「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」です。  
単体ソルベンシー・マージン比率は、リスク計測の厳格化等を図るため、2011年度末（2012年3月31日）から算出にかかる法令等が改正されています。

#### 「通常の予測を超える危険」

保険引受上の危険\*<sup>1</sup>、予定利率上の危険\*<sup>2</sup>、資産運用上の危険\*<sup>3</sup>、経営管理上の危険\*<sup>4</sup>、巨大災害に係る危険\*<sup>5</sup>の総額

- \* 1 保険引受上の危険（一般保険リスク、第三分野保険の保険リスク）：  
保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く）
- \* 2 予定利率上の危険（予定利率リスク）：  
積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
- \* 3 資産運用上の危険（資産運用リスク）：  
保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
- \* 4 経営管理上の危険（経営管理リスク）：  
業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記\* 1～\* 3および\* 5以外のもの
- \* 5 巨大災害に係る危険（巨大災害リスク）：  
通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険

#### 「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」

損害保険会社の純資産（社外流出予定額等を除く）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額

- ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

## 4. 有価証券等の時価情報

### (1) 有価証券

#### ① 売買目的有価証券

該当ありません。

#### ② 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

区 分	2016年度末			2017年度末		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
公社債	13,607	15,339	1,731	13,564	15,413	1,848
合 計	13,607	15,339	1,731	13,564	15,413	1,848

#### ③ 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当ありません。

#### ④ その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

区 分	2016年度末			2017年度末		
	取得原価	貸借対照表計上額	差 額	取得原価	貸借対照表計上額	差 額
公社債	47,356	48,823	1,466	50,575	51,815	1,240
外国証券	41,451	41,513	61	42,954	42,911	△42
その他	7,181	7,243	62	6,014	5,767	△246
合 計	95,989	97,580	1,590	99,543	100,495	952

#### ⑤ 時価評価されていない有価証券の内容及び貸借対照表計上額

##### (a) 満期保有目的の債券

該当ありません。

##### (b) 子会社株式及び関連会社株式

該当ありません。

##### (c) その他有価証券

(単位：百万円)

区 分	2016年度末			2017年度末		
	取得原価	貸借対照表計上額	差 額	取得原価	貸借対照表計上額	差 額
株式	23	23	—	23	23	—
合 計	23	23	—	23	23	—

(注) 時価のない有価証券については帳簿価額としています。

### (2) 金銭の信託

該当ありません。

### (3) デリバティブ取引関係

2016年度末

#### ① ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当ありません。

#### ② ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

##### a. 通貨関連

(単位：百万円)

区 分	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	時 価	評価損益	
				うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建	米ドル	8,983	4,168	△169	△169
		ユーロ	7,660	—	△174	△174
		英ポンド	411	411	△38	△38
合 計			—	—	△381	△381

(注) 為替予約取引の時価の算定には、先物相場を使用しています。

##### b. その他

該当ありません。

2017年度末

①ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

a. 通貨関連

(単位:百万円)

区 分	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時 価	評価損益
				うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建 ユーロ	その他有価証券	1	—	△0	△0
<b>合 計</b>			<b>—</b>	<b>—</b>	<b>△0</b>	<b>△0</b>

b. その他

該当ありません。

②ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

a. 通貨関連

(単位:百万円)

区 分	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時 価	評価損益
				うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	その他有価証券	8,520	4,168	79	79
	ユーロ	その他有価証券	8,734	3,205	△215	△215
	英ポンド	その他有価証券	411	411	△66	△66
<b>合 計</b>			<b>—</b>	<b>—</b>	<b>△201</b>	<b>△201</b>

(注) 為替予約取引の時価の算定には、先物相場を使用しています。

b. その他

該当ありません。

## 1. 計算書類等についての会計監査人の監査報告

2016年度（2016年4月1日から2017年3月31日まで）および2017年度（2017年4月1日から2018年3月31日まで）の計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）ならびにその付属明細書については、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けており、監査報告書を受領しております。

## 2. 財務諸表の適正性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性について

本ディスクロージャー誌に掲載のアメリカンホーム医療・損害保険株式会社の財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性につきましては、当社代表取締役社長兼CEOが確認しております。







Member of AIG

アメリカンホーム医療・損害保険株式会社

〒105-8403

東京都港区虎ノ門 4-3-20 神谷町 MT ビル

Tel 03-5401-8000 (代表)

<http://www.americanhome.co.jp/>



CUDマークはNPO法人カラーユニバーサルデザイン機構により、認証された印刷物、製品等に表示できるマークです。

